託送供給等約款変更届出書

2024 年 9 月 20 日

関西電力送配電株式会社

託送供給等約款変更届出書

関送企発　第９号

２０２４年９月20日

経済産業大臣　齋藤　健　殿

大阪市北区中之島３丁目６番16号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長　白銀　隆之

電気事業法第18条第５項の規定により、次のとおり託送供給等約款を変更したので届け出ます。

変更の内容	別紙　託送供給等約款のとおりであります。
実施期日	2024年10月１日

別紙

託 送 供 給 等 約 款

2024 年 10 月 1 日 実施

関西電力送配電株式会社

託　送　供　給　等　約　款
目　　次

Ⅰ　総　　則 …… Ⅰ-1

1　適　　用 …… Ⅰ-1

2　託送供給等約款の届出および変更 …… Ⅰ-2

3　定　　義 …… Ⅰ-2

4　代表契約者の選任 …… Ⅰ-8

5　託送供給等に関する取扱い …… Ⅰ-9

6　単位および端数処理 …… Ⅰ-9

7　実　施　細　目 …… Ⅰ-10

Ⅱ　契約の申込み …… Ⅱ-1

8　契　約　の　要　件 …… Ⅱ-1

9　検討および契約の申込み …… Ⅱ-6

10　契約の成立および契約期間 …… Ⅱ-16

11　託送供給等の開始 …… Ⅱ-17

12　供給準備その他必要な手続きのための協力 …… Ⅱ-17

13　電気方式，電圧および周波数 …… Ⅱ-18

14　発電場所および需要場所 …… Ⅱ-20

15　供給および契約の単位 …… Ⅱ-22

16　承　諾　の　限　界 …… Ⅱ-27

17　契約書の作成 …… Ⅱ-27

Ⅲ　料　　金 …… Ⅲ-1

18　料　　金 …… Ⅲ-1

19　接続送電サービス …… Ⅲ-3

20　臨時接続送電サービス …… Ⅲ-31

21　予備送電サービス …… Ⅲ-40
22　系統連系受電サービス …… Ⅲ-43
23　発電量調整受電計画差対応電力 …… Ⅲ-47
24　接続対象計画差対応電力 …… Ⅲ-49
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力 …… Ⅲ-50
26　給電指令時補給電力 …… Ⅲ-51

Ⅳ　料金の算定および支払い ……Ⅳ-1
27　料金の適用開始の時期 ……Ⅳ-1
28　検　　針　　日 ……Ⅳ-1
29　料金の算定期間 ……Ⅳ-2
30　計　　量 ……Ⅳ-4
31　電力および電力量の算定 ……Ⅳ-5
32　損　　失　　率 ……Ⅳ-26
33　料 金 の 算 定 ……Ⅳ-26
34　支払義務の発生および支払期日 ……Ⅳ-31
35　料金その他の支払方法 ……Ⅳ-34
36　保　　証　　金 ……Ⅳ-37
37　連　帯　責　任 ……Ⅳ-40

Ⅴ　供　　給 ……Ⅴ-1
38　託送供給等の実施 ……Ⅴ-1
39　給電指令の実施等 ……Ⅴ-5
40　適正契約の保持等 …… Ⅴ-10
41　契 約 超 過 金 …… Ⅴ-11
42　力 率 の 保 持 …… Ⅴ-15
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施…… Ⅴ-15
44　託送供給等にともなう協力 …… Ⅴ-16
45　託送供給等の停止 …… Ⅴ-17
46　託送供給等の停止の解除 …… Ⅴ-19

47　託送供給等の停止期間中の料金 ……Ⅴ-19
48　違　　約　　金 ……Ⅴ-19
49　損害賠償の免責……Ⅴ-20
50　設 備 の 賠 償……Ⅴ-20

Ⅵ　契約の変更および終了…… Ⅵ-1
51　契 約 の 変 更…… Ⅵ-1
52　名 義 の 変 更…… Ⅵ-3
53　契 約 の 廃 止…… Ⅵ-4
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算… Ⅵ-6
55　解　　約　　等 ……Ⅵ-12
56　契約消滅後の債権債務関係……Ⅵ-14

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事…… Ⅶ-1
57　受電地点，供給地点および施設 …… Ⅶ-1
58　架 空 引 込 線…… Ⅶ-3
59　地 中 引 込 線…… Ⅶ-4
60　連接引込線等…… Ⅶ-6
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 …… Ⅶ-6
62　引込線の接続…… Ⅶ-7
63　計量器等の取付け…… Ⅶ-7
64　通信設備等の施設…… Ⅶ-8
65　専用供給設備…… Ⅶ-9

Ⅷ　工 事 費 の 負 担 …… Ⅷ-1
66　受電地点への供給設備の工事費負担金 …… Ⅷ-1
67　受電用計量器等の工事費負担金 …… Ⅷ-6
68　会社間連系設備の工事費負担金 …… Ⅷ-6
69　一般供給設備の工事費負担金 …… Ⅷ-7
70　供給地点への特別供給設備の工事費負担金 ……Ⅷ-12
71　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 ……Ⅷ-13

72　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定……Ⅷ-13
73　工事費負担金の申受けおよび精算……Ⅷ-16
74　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け……Ⅷ-19
75　臨 時 工 事 費……Ⅷ-20
76　工事費等に関する契約書の作成……Ⅷ-20

Ⅸ　保　　安……IX-1
77　保 安 の 責 任……IX-1
78　保安等に対する発電者および需要者の協力……IX-1
79　調　　査……IX-2
80　調 査 等 の 委 託……IX-2
81　調査に対する需要者の協力……IX-2
82　検査または工事の受託……IX-3
83　自家用電気工作物……IX-3

附　　則……附則-1

別　　表……別表-1

Ⅰ　総　　則

１　適　　用

当社が，小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業もしくは電気事業法第２条第１項第５号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第２条第１項第７号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は，この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。

なお，この約款において託送供給および電力量調整供給とは，次のものをいいます。

⑴　託送供給

次の接続供給および振替供給をいいます。

イ　接続供給

当社が契約者から受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所以外の当社の供給区域（滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県〔一部を除きます。〕，福井県の一部，岐阜県の一部および三重県の一部をいいます。）内の場所（会社間連系点を除きます。）において，契約者の小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ　振替供給

当社が契約者から小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備（当社が使用権を有する設備を含みます。）を介して，同時に，その受電した場所以外の会社間連系点において，契約者に，その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

⑵　電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ　発電量調整供給

当社が発電契約者から，当社が行なう託送供給に係る小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，発電契約者に，発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

ロ　需要抑制量調整供給

当社が需要抑制契約者から，特定卸供給の用に供するための電気（小売電気事業または特定送配電事業の供給の用に供するための電気で，電気事業法施行規則第１条第２項第７号に定める特定抑制依頼によってえられた電気に限ります。）を受電し，当社が維持および運用する供給設備を介して，同時に，その受電した場所において，需要抑制契約者に，需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

2　託送供給等約款の届出および変更

⑴　この約款は，電気事業法第18条第５項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

⑵　当社は，経済産業大臣の認可を受け，または経済産業大臣に届け出て，この約款を変更することがあります。この場合には，料金および必要となるその他の供給条件は，変更後の託送供給等約款によります。

3　定　　義

次の言葉は，この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

⑴　契 約 者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者，一般送配電事業者，特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

⑵　発電契約者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

⑶　需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

⑷　発 電 者

小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電または放電する者で当社以外の者をいいます。

⑸　需 要 者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

⑹　低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

⑺　高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

⑻　特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

⑼　受電地点

当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

⑽　発電場所

発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場所をいいます。

⑾　供給地点

当社が，託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

⑿　需要場所

需要者が，契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

⒀　会社間連系点

当社以外の一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備（当社が使用権を有する設備を含みます。）との接続点をいいます。

⒁　中継振替

会社間連系点を受電地点とし，他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

⒂　地内振替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし，会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

⒃　発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で，受電地点において，当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

⒄　発電量調整受電電力量

受電地点において，当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

⒅　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⒆　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⒇　接続受電電力

接続供給の場合で，受電地点において，当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

⑵1　接続受電電力量

受電地点において，当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

⑵2　接続供給電力

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

⑵3　接続供給電力量

供給地点において，当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

⑵4　接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

⑵5　接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

⑵6　接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑵7　接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で，契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑵8　需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で，受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

⑵9　需要抑制量調整受電電力量

受電地点において，当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

⑶0　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電電力の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶1　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶2　ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で，需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

⑶3　損 失 率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

⑶4　契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）であって，接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

⑶5　契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって，接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

⑶6　契約受電電力

契約上使用できる受電地点における接続受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値（発電量調整供給においては，同時最大受電電力をこえないものといたします。）をいいます。

⑶7　同時最大受電電力

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点における最大電力（キロワット）で，発電契約者または発電者と当社との協議により発電場所ごとにあらかじめ定めた値をいいます。

⑶8　最大連系電力等

当社が受電地点において発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

⑶⑼　最大需要電力等

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。

⑷⓪　発電バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵⓪イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）⑵①イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

⑷①　需要バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵②に定める接続対象計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）⑵③に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

⑷②　需要抑制バランシンググループ

31（電力および電力量の算定）⑵④に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）⑵⑤に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

⑷③　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

⑷④　小型機器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

⑷5 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

⑷6 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

⑷7 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

⑷8 定期検査

電気事業法第54条および第55条第１項に定められた検査をいいます。

⑷9 定期補修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

⑸0 給電指令

発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について，当社から指令することをいいます。

⑸1 昼間時間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，４月30日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

⑸2 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

4　代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシンググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，ならびに

この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

5　託送供給等に関する取扱い

当社は，とくに必要となる場合を除き，当社の専用窓口を通じて，この約款の実施取扱いをいたします。この場合，当社は，託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際してえた情報については，託送供給，電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

6　単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

⑴　契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑵　契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑶　発電量調整受電電力，発電量調整受電計画電力，接続受電電力，接続供給電力，接続対象電力，接続対象計画電力，需要抑制量調整受電電力，需要抑制量調整受電計画電力，契約電力，契約受電電力，同時最大受電電力，最大連系電力等，最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は，次の場合を除き，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

イ　低圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）⑵イまたは20（臨時接続送電サービス）⑵イ(ロ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。

ロ　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）⑵イを適用した場合に

算定された値が0.5キロワット未満となるときは，契約電力を１キロワットといたします。

⑷ 発電量調整受電電力量，発電量調整受電計画電力量，接続受電電力量，接続供給電力量，接続対象電力量，接続対象計画電力量，需要抑制量調整受電電力量，需要抑制量調整受電計画電力量，ベースライン，発電量調整受電計画差対応補給電力量，発電量調整受電計画差対応余剰電力量，接続対象計画差対応補給電力量，接続対象計画差対応余剰電力量，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量，給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は，最小位までといたします。

⑸ 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑹ 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

7 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は，そのつど契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお，当社は，必要に応じて，需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ　契約の申込み

8　契約の要件

⑴　契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知ら

せすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第２条第５項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。

リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

㈠　契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第２条第１項第５号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

㈡　契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

㈢　需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

ヌ　契約者が，１需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，１需要場所において，１引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第２条第１項第１号に定める小売供給をいいます。ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。

㈠　当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。

㈡　当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，２契約者に限ること。

㈠　双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。

㈡　双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

⑵　発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電契約者が当社を代理して，発電者との間で，系統連系受電契約（発電量調整供給契約にもとづき締結する契約をいいます。）を締結すること。

ヘ　発電契約者が，原則として，18（料金）⑶に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金を，34（支払義務の発生および支払期日）⑷に定める期日までの間，当社に代わり，発電者から受領し，当社があらかじめ定める支払いに関する期日までに当社へ引き渡す業務を受託すること。

ト　発電契約者が，35（料金その他の支払方法）⑶ロの場合を除き，18（料金）⑶に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電者から無償で受託すること。

チ　発電者が系統連系受電契約の変更を発電契約者に申し出た場合，発電契約者が発電量調整供給契約の変更として当社へ申し出ること。

リ　当社が発電者との系統連系受電契約を解約する場合，発電契約者が，当

該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約が変更されることを承諾すること。

ヌ　発電契約者が，発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ，かつ，発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ただし，当社と特定契約を締結する発電者（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）および発電契約者と同一の者である発電者については，ホ，ヘ，ト，チおよびリの要件を除きます。

なお，当社は，発電契約者に対して，系統連系受電契約の締結または変更について，当社を代理する権利を付与いたします。

⑶　発電者が系統連系受電契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合，発電者が当該契約の締結または変更について当社を代理する発電契約者に対して申し出ること。

ロ　発電者が発電または放電する電気が当社が行なう託送供給に係るもの（当社との特定契約に係る電気を除きます。）であること。

ハ　発電者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ　高圧または特別高圧で受電する場合は，発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ　発電者が，原則として，18（料金）⑶に定める発電者に係る料金，延滞利息および契約超過金の支払い業務を発電契約者に委託すること。

ヘ　発電者が当該契約の消滅後に接続された電気を当社が無償で受電することについて承諾すること。

ただし，発電契約者と同一の者である発電者については，イおよびホの要件を除きます。

⑷　需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。

⑴　需要者に対して，次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

ａ　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

ｂ　需要抑制の実施頻度および時期

⑵　⑴によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。

⑶　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

⑷　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

⑸　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が30（計量）⑶に該当しないこと。

ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，15（供給および契約の単位）⑵イ㈠または㈡により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。

9　検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合，発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合，発電者（当社と特定契約を締結する発電者〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）が新たに系統連系受電契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，あらかじめこの約款を承認のうえ，次の手続きにより，契約者から託送供給の申込み，発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

なお，電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については，その容量を明らかにしていただき，21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

⑴　受電側接続検討の申込み

イ　当社は，契約者または発電契約者から小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場合に限ります。また，接続供給または振替供給の場合は，受電地点が会社間連系点のときに限ります。）

するにあたり，供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお，他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については，受電側接続検討を省略することがあります。

ロ　契約者または発電契約者は，接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

⑴　接続供給の場合

a　契約者の名称

b　代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）

c　当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

d　接続受電電力の最大値および最小値

e　接続供給の開始希望日

⑵　振替供給の場合

a　契約者の名称

b　当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

c　振替供給に係る受電電力の最大値および最小値

d　供給地点

e　振替供給の開始希望日

⑶　発電量調整供給の場合

a　発電契約者の名称

b　発電者の名称，発電場所および受電地点

c　発電設備等の発電・放電方式，発電・放電出力および系統安定上必

要な仕様

d　発電量調整受電電力の最大値および最小値

e　受電地点における受電電圧

f　発電場所における負荷設備および受電設備

g　発電量調整供給の開始希望日

ハ　検討期間および検討料

⑴　当社は，原則として受電側接続検討の申込みから３月以内に検討結果をお知らせいたします。

⑵　当社は，原則として，１受電地点１検討につき22万円を検討料として，受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし，次の場合には，検討料を申し受けません。

a　検討を要しない場合

b　受電側接続検討の回答後，他の発電契約者の契約の申込みにともなう連系予約（当該契約の申込みに係る発電設備等が送電系統へ連系されたものとして取り扱うことをいいます。）によって送電系統の状況が変化した場合等，受電側接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合で，かつ，検討料を申し受けた受電側接続検討の回答日から１年以内に受け付けた受電側接続検討のとき。

⑵　供給側接続事前検討の申込み

イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。

㈠　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

㈡　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。）または契約容量

㈢　供給地点における供給電気方式および供給電圧

㈣　負荷設備または主開閉器

㈤　接続供給の開始希望日および使用期間

ハ　負荷設備，契約電力または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

⑶　需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ　当社は，需要抑制契約者が希望される場合に，特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。

ロ　需要抑制契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合，需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

㈠　需要抑制契約者の名称

㈡　需要者の名称，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

㈢　需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ　当社は，原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。

⑷　契約の申込み

契約者は，(1)ロ(ｲ)または(ﾛ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ﾊ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）(1)ヘおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，８（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）(2)ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは８（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。

なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）(1)リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，⑴の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑷イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ　接続供給の場合

㈠　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

㈡　供給地点における供給電気方式および供給電圧

㈢　需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等

㈣　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。）または契約容量

㈤　契約受電電力

㈥　希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）

㈦　接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値

㈧　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

⑴　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

⑵　連絡体制

⑶　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る臨時接続送電サービスの契約使用期間といたします。）

⑷　分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）

a　15（供給および契約の単位）⑵イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態

b　15（供給および契約の単位）⑵イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態

c　15（供給および契約の単位）⑵イ⑴により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者

d　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者

e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別

f　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別

g　21（予備送電サービス）を希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１予備送電サービ

スを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別

なお，負荷設備，契約電力または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ　振替供給の場合

⑴　連絡体制

⑵　当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容

ハ　発電量調整供給の場合

⑴　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号

⑵　契約受電電力および同時最大受電電力

⑶　発電量調整受電計画電力

⑷　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

⑸　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

⑹　連絡体制

ニ　需要抑制量調整供給の場合

⑴　需要抑制契約者の名称

⑵　需要抑制量調整受電計画電力

⑶　需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数

とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値

㈡　需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値

㈢　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

㈣　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称

㈤　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロ

㈥　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

㈦　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

㈧　需要抑制量調整供給の開始希望日

㈨　連絡体制

なお，需要抑制バランシンググループごとの㈤の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロのいずれかの適用を開始した後1年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

⑸　当社は，接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について，当日等の利用分および翌日等の利用分に限り，⑷に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また，当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合，当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，契約者に係る基本契約の契約期間は，契約者と当社との協議が整った日から1年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

⑹ 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，発電契約者に係る基本契約の契約期間は，発電契約者と当社との協議が整った日から1年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，発電契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書を作成いたします。

⑺ 当社は，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について，当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合，受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお，需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は，需要抑制契約者と当社との協議が整った日から1年間とし，契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また，需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について，基本契約書

を作成いたします。

10　契約の成立および契約期間

⑴　接続供給契約は，接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに，振替供給契約は，振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに，発電量調整供給契約は，発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，系統連系受電契約は，系統連系受電契約の申込みを当社が承諾したときに，需要抑制量調整供給契約は，需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに，それぞれ成立いたします。

⑵　契約期間は，次によります。

イ　接続供給の場合

㈠　契約期間は，20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き，接続供給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

㈡　契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は，接続供給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

㈢　20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は，接続供給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ　発電量調整供給の場合

㈠　契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合を除き，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

㈡　契約期間満了に先だって発電量調整供給契約または系統連系受電契約の消滅または変更がない場合は，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

㈠　契約期間は，発電設備等に係る供給地点において20（臨時接続送電サービス）が適用されている場合等特別の事情がある場合，発電量調整供給契約または系統連系受電契約が成立した日から，発電契約者または発電者と当社との協議により定めた日までといたします。

ハ　振替供給または需要抑制量調整供給の場合

契約期間は，振替供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から，契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき，契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし，特別の事情がない限り，契約期間は，振替供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して１年未満とならないものといたします。

11　託送供給等の開始

⑴　当社は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには，契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

⑵　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた託送供給または電力量調整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には，その理由を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ，託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

12　供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者は，託送供給または電力量調整供給の実施にともない，当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

13　電気方式，電圧および周波数

⑴　受電電気方式は，受電電圧に応じて，次のとおりといたします。

受電電圧	低圧	交流単相２線式，交流単相３線式または 交流３相３線式
	高圧または 特別高圧	交流３相３線式

⑵　供給電気方式は，供給電圧および接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の各項に定めるところによります。

⑶　受電電圧は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，原則として，受電地点（１建物内の２以上の発電場所から共同引込線〔２以上の発電場所または需要場所に対して１引込みにより電気を受電または供給するための引込線をいいます。〕による１引込みで電気を受電する場合の受電地点は，発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備等，受電設備および負荷設備等を基準として，発電契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）および予備送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

契約受電電力	50キロワット未満	標準電圧100ボルト または200ボルト
	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
	10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

予備送電サービス 契約電力	50キロワット以上 2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
	10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

⑷　供給電圧は，会社間連系点を供給地点とする場合を除き，接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスに応じて，Ⅲ（料金）の

各項に定めるところによります。

ただし，接続送電サービス契約電力が500キロワット未満である場合（契約者が新たに供給地点への接続供給を開始される場合または需要場所における受電設備を変更される場合等に限ります。）は，別表１（契約設備電力の算定）により定めた供給地点（１建物内の２以上の需要場所に共同引込線による１引込みで電気を供給する場合の供給地点は，需要場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約設備電力に応じて次のとおりといたします。

契約設備電力	50キロワット未満	標準電圧100ボルトまたは200ボルト
	50キロワット以上	標準電圧6,000ボルト

なお，１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスと動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとをあわせて契約する場合で，契約設備電力の合計が50キロワット未満となるときの供給電圧は原則として標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，契約設備電力の合計が50キロワット以上となるときの供給電圧は原則として標準電圧6,000ボルトといたします。ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約設備電力の合計が50キロワット以上であっても，標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

⑸　受電電圧については発電者に，供給電圧については需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，⑶または⑷に定める当該標準電圧より上位または下位の電圧で，受電または供給することがあります。

⑹　周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

14　発電場所および需要場所

⑴　当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。

なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。

イ　当社は，１建物をなすものは１建物を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。

なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には，次によります。

⑷　居住用の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能を有すること。

⑸　居住用以外の建物の場合

１建物に会計主体が異なる部分があり，かつ，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている場合で，次のいずれかに該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。

なお，ｂの場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。

ａ　共用する部分がないこと。

ｂ　各部分の所有者が異なること。

㈩　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，㈤に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り㈠に準ずるものといたします。

⑵　隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，⑴にかかわらず，その隣接する複数の構内を１発電場所または１需要場所とすることがあります。

⑶　道路その他公共の用に供せられる土地（⑴に定める構内または⑵に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１発電場所または１需要場所といたします。

⑷　⑴に定める１構内，⑴イに定める１建物，⑵に定める隣接する複数の構内または⑶に定める設置されている場所（以下「原需要場所等」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者または発電契約者からの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，⑴，⑵または⑶にかかわらず，特例区域等を１発電場所または１需要場所といたします。

イ　次の事項について，原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）の発電者または需要者の承諾をえていること。

㈠　非特例区域等について，(1)，(2)または(3)に準じて発電場所または需要場所を定めること。

㈡　当社が特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１発電場所または１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

15　供給および契約の単位

(1)　当社は，次の場合を除き，１需要場所について１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって託送供給を行ない，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ　１需要場所につき，㈠および㈡の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の１臨時接続送電サービス（㈠および㈡の２臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，２臨時接続

送電サービスといたします。）とこれ以外の１接続送電サービス（ロまたはへの場合は，２接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

㈠　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

㈡　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの１臨時接続送電サービス

㈢　高圧臨時接続送電サービス

㈣　特別高圧臨時接続送電サービス

ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約するとき。

㈠　電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

㈡　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス

ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合

ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。

ヘ　⑵イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合

ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

⑵　接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし，また，当社

は，原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。

なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。

また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。

イ　当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態

なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。

㈠　当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法

㈡　当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕⑵イ㈡ａ，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕⑵ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法

ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態

⑶　振替供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者または同一の配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものといたします。）および１供給地点（当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約ごとに１供給地点とみなします。）

について，１振替供給契約を結びます。

⑷　発電量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および発電バランシンググループについて，１発電量調整供給契約を結びます。また，当社は，当社が特定契約を締結している場合（発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。）を除き，原則として，あらかじめ定めた発電場所について，１系統連系受電契約を結びます。

なお，低圧の受電地点に係る発電場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は，原則として１発電バランシンググループに属するものといたします。この場合，調整電源に該当する発電場所は，原則として発電場所ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

また，再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー特別措置法第２条第２項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。ただし，特定契約により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に限ります。）の受電地点に係る発電場所が発電バランシンググループに含まれる場合は，次のとおりといたします。

イ　附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸または⑹に該当する場合で，インバランスリスク単価（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは，同一の特定契約に係って受電する電気のみに係る発電バランシンググループ（以下「特例発電バランシンググル

ープ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用されるインバランスリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ　附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は，原則として発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ハ　当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合，当社または特定送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は，１発電量調整供給契約に属するものといたします。

⑸　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。

また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所

を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

16　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況ならびに料金，この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務〔以下「料金以外の債務」といいます。〕といたします。）および当社と締結する他の契約にもとづく料金等の金銭債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

17　契約書の作成

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者との間で，原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に，託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について，契約書を作成いたします。

Ⅲ　料　　金

18　料　　金

料金は，次のとおりといたします。

⑴　契約者に係る料金

イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）⑴によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ　日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，33（料金の算定）⑿，⒀または⒁にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，次に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。

⑴　検 針 日

⑵　電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）⑿の場合は，その供給地点の属する検針区域の検針日

⑶　28（検針日）⑸の場合は，実際に検針を行なった日

⑷　契約者が供給地点を消滅させる場合は，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

⑸　31（電力および電力量の算定）⑶の場合は，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

㈥　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

⑵　発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は，23（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）⑵によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

⑶　発電者に係る料金

イ　発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。

ロ　系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，㈠，㈡，㈢または㈣に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。

㈠　検 針 日

㈡　28（検針日）⑸の場合は，実際に検針を行なった日

㈢　発電契約者が受電地点を消滅させる場合は，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

㈣　31（電力および電力量の算定）㉜の場合は，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

ただし，その１月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。

⑷　需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要

抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

19　接続送電サービス

⑴　適用範囲

小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。

⑵　接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満のとき。

⑷　各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。

c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。

㈡　低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）は，㈠にかか

わらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値とし，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

㈠ 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，㈠にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

㈡ ㈠の適用後１年に満たない場合は，㈡または㈠を適用いたしません。また，㈡または㈠の適用後１年に満たない場合は，㈠を適用いたしません。

㈢ 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

㈣ 分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。

ａ 15（供給および契約の単位）⑵イにより当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）⑲ロ㈠または㈡で定める最大需要電力等を用いて，イ㈠に準じて定めます。

ｂ 15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行な

う場合

それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）⑲ロ(ハ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。

ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上のときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から１年間に限り，段階的に接続送電サービス契約電力を増加できるものといたします。この場合には，あらかじめ電気使用計画書を提出していただきます。

また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

ハ　イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(イ)によって定めます。

ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

また，当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。

なお，この場合，当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。

(イ) 15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該供給分の電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準として需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

(ロ) 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

当該供給分の電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準としてそれぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。

(3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電

サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

⑷　電灯定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。

⑷　電灯料金

ⅰ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	32 円　95 銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	65 円　88 銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	131 円　76 銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	197 円　64 銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	329 円　41 銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	329 円　41 銭

ii　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

iii　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	98 円　38 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	196 円　78 銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	196 円　78 銭

e　そ の 他

特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，㈡ a (c)，㈠ a または㈡ a にかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

㈡　電灯標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　(2)イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，(2)イ㈡により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)　１需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

(c)　電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧

器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	290 円　40 銭
上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	96 円　80 銭

ii　(2)イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量６キロボルトアンペアまで	240 円　90 銭
上記をこえる接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	80 円　30 銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	7 円　62 銭

㈠　電灯時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

㈡ a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ　(2)イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	290 円　40 銭
上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	96 円　80 銭

ⅱ　(2)イ㈡により接続送電サービス契約容量を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量６キロボルトアンペアまで	240 円　90 銭
上記をこえる接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	80 円　30 銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼間時間

1キロワット時につき	**8円　13銭**

ⅱ　夜間時間

1キロワット時につき	**7円　07銭**

㈡　電灯従量接続送電サービス

a　適用範囲

㈠aの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	**12円　39銭**

㈢　動力標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(b)　1需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電

サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ｉ　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**460 円　90 銭**

ii　(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	378 円　40 銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	4 円　69 銭

(c)　そ の 他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d　そ の 他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ヘ)　動力時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ⅰ ⑵イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	460 円 90 銭

ⅱ ⑵イ㈡により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	378 円 40 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ 昼間時間

１キロワット時につき	4 円 97 銭

ⅱ 夜間時間

１キロワット時につき	4 円 37 銭

(c) そ の 他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d そ の 他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

㈠　動力従量接続送電サービス

a　適用範囲

㈡ a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**12 円　24 銭**

d　そ の 他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ　高圧で供給する場合

㈠　高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための

電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	663 円　30 銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	2 円　29 銭

(ﾛ)　高圧時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気

を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**663 円　30 銭**

⑹　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼間時間

１キロワット時につき	**２円　45 銭**

ⅱ　夜間時間

１キロワット時につき	**２円　09 銭**

㈡　高圧従量接続送電サービス

a　適用範囲

⑷ａの適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**13 円　17 銭**

ハ　特別高圧で供給する場合

⑷　特別高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもと

づき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**440 円　00 銭**

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**84 銭**

(ﾛ)　特別高圧時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

なお，(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための

電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	440 円　00 銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i　昼間時間

１キロワット時につき	86 銭

ii　夜間時間

１キロワット時につき	81 銭

(ハ)　特別高圧従量接続送電サービス

a　適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**8 円　05 銭**

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。

㈠　力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表５（平均力率早見表）によるものといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

㈡　分割接続供給の場合は，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，㈠に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その１月の力率を85パーセントとみなします。

㈢　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合

は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。

ホ　そ の 他

(ｲ)　接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

(ﾛ)　電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾊ)　時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(ﾆ)　33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，(ﾛ)および(ﾊ)に準ずるものといたします。

(ﾎ)　(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，

需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。

(ﾍ) 当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(4) １年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額から，イによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。

ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ハに定めるピークシフト電力

ピークシフト電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	397 円 10 銭
	特別高圧で供給する場合	264 円 00 銭

ロ 昼間時間最大電力

１年間を通じての昼間時間における最大の接続供給電力（以下「昼間時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設

備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，⑵イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の１年を通じての最大値に，⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

ハ　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづ

き料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。

なお，⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。

また，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

$$\text{ピークシフト電力} = \begin{array}{l}\text{適用の対象とする供給}\\\text{地点の接続送電サービ}\\\text{ス契約電力}\end{array} - \begin{array}{l}\text{当該供給地点の昼間}\\\text{時間最大電力}\end{array}$$

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ　１年間を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それがこの取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として

算定いたします。

また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。

20　臨時接続送電サービス

⑴　適用範囲

契約使用期間が１年未満の場合において，小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用するものには適用いたしません。

⑵　臨時接続送電サービス契約電力等

電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合

⑷　契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約容量を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表６（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，ａにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

c　特別の事情がある場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，ａにかかわらず，契約者と当社との協議によって定めた値とすることがあります。

(ﾛ)　契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

(a)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b)　(a)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，aにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めま

す。

⑶　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合

⑷　電灯臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2 円　92 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	5 円　84 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	5 円　84 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	58 円　40 銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	58 円　40 銭

(ロ)　電灯臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は，臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)　電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ロ) c (a) ii において適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**8 円　38 銭**

(ハ) 動力臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が５キロワット以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の該当料金の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	**77 円　81 銭**

d　そ の 他

当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用す

ることがあります。

㈡　動力臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として５キロワットをこえ，50キロワット未満であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）⑶イ㈡ｃ(a)ⅱにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**5 円　62 銭**

ロ　高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。

㈠　適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。

㈡　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

㈢　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

ａ　基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）⑶ロ㈠ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

ｂ　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**2 円　75 銭**

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといた

します。

⑷　適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

⑷　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

⑷　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

ａ　基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）⑶ハ⑷ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**１円　00 銭**

ニ　力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電サービス）⑶ニに準じて適用いたします。

ホ　そ の 他

臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

⑷　そ の 他

イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。ただし，19（接続送電サービス）⑷は，適用いたしません。

21　予備送電サービス

⑴　適用範囲

高圧または特別高圧で受電または供給する場合で，19（接続送電サービス）を使用される契約者または発電契約者が受電地点または供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

イ　予備送電サービスＡ

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ　予備送電サービスＢ

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧（高圧および特別高圧に限ります。）で利用する場合

⑵　予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は，受電地点においては当該受電地点の契約受電電力の値，供給地点においては当該供給地点の接続送電サービス契約電力の値とし，受電地点または供給地点ごとに定めます。ただし，契約者または発電契約者に特別の事情がある場合で，契約者または発電契約者が契約受電電力または接続送電サービス契約電力の値と異なる予備送電サービス契約電力を希望されるときの予備送電サービス契約電力は，発電場所における発電設備等の出力および負荷の実情ならびに需要場所における１年間を通じての最大の負荷等負荷の実情に応じて，契約者または発電契約者と当社との協議により，受電地点または供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は，原則として50キロワットを下回らないものといたします。

⑶　予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は，供給地点ごとに，予備送電サービスの使用の有無にかかわらず，１月につき次のとおりといたします。

なお，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，19（接続送電サービス）によって使用した電気の電力量とみなします。

また，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で予備送電サービスを使用される場合には，予備送電サービスの供給電圧は，常時利用される電圧と同位の電圧とみなします。この場合，予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上，常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ　予備送電サービスＡ

予備送電サービス契約電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	96 円　80 銭
	特別高圧で供給する場合	77 円　00 銭

ロ　予備送電サービスＢ

予備送電サービス契約電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	185 円　90 銭
	特別高圧で供給する場合	116 円　60 銭

⑷　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，19（接続送電サービス）⑶ニの力率割引および割増しの適用上，供給地点における予備送電サービスによって使用した電気の電力量は，原則として19（接続送電サービス）によって使用した電気の電力量とみなします。

⑸　そ の 他

イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。

ハ　契約者または発電契約者が希望される場合は，受電地点または供給地点ごとに予備送電サービスＡと予備送電サービスＢとをあわせて使用することができます。

ニ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，⑴，⑵，⑶，⑷，⑸イ，⑸ロおよび⑸ハに準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）⑭にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものと

し，当該予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イ，(5)ロおよび(5)ハに準ずるものといたします。

ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，接続供給の場合は19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。

22　系統連系受電サービス

(1)　適用範囲

小売電気事業，当社以外の一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するために当社が受電する電気に適用いたします。ただし，当社との特定契約に係る電気には適用いたしません。

(2)　系統連系受電課金対象電力

各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

(イ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。

(ロ)　(イ)以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

(イ)　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

㈡　㈠以外の場合

発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

㈠　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

㈡　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

㈢　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

㈣　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

⑶　系統連系受電サービス料金

系統連系受電サービス料金は，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに算定された基本料金および電力量料金の合計から系統設備効率化割引額を差し引いたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の基本料金は，半額といたします。

系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	**97 円　98 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の発電量調整受電電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**32 銭**

ハ　系統設備効率化割引

系統設備効率化割引は，基幹系統設備効率化および送電ロス削減割引（以下「系統設備効率化割引Ａ」といいます。）および特別高圧系統設備効率化割引（以下「系統設備効率化割引Ｂ」といいます。）とし，受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに，次により算定いたします。

⑴　適　　用

ａ　系統設備効率化割引Ａ

受電地点について当社が選定した変電所等（以下「連系変電所等」といいます。）が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕⑴に定める割引区分Ａ－１，Ａ－２またはＡ－３に該当する変電所等といたします。）の場合に適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

b　系統設備効率化割引Ｂ

低圧または高圧で受電する場合で，連系変電所等が割引対象変電所等（別表２〔系統設備効率化割引の対象変電所等〕(1)に定める割引区分Ｂ－１またはＢ－２に該当する変電所等といたします。）のときに適用いたします。

なお，連系変電所等は，あらかじめ発電者にお知らせいたします。

(ﾛ)　系統設備効率化割引単価

系統設備効率化割引単価は，ａの系統設備効率化割引Ａ単価およびｂの系統設備効率化割引Ｂ単価を合計した値といたします。

a　系統設備効率化割引Ａ単価

系統設備効率化割引Ａに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

(a)　受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	32 円　19 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	5 円　78 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	2 円　89 銭

(b)　(a)以外の場合

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－１の場合	32 円　19 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－２の場合	11 円　55 銭
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ａ－３の場合	5 円　78 銭

b　系統設備効率化割引Ｂ単価

系統設備効率化割引Ｂに係る単価とし，１月につき次のとおりといたします。

	連系変電所等	単　価
系統連系受電課金対象電力１キロワットにつき	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－１の場合	**60 円　35 銭**
	別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）(1)の割引区分Ｂ－２の場合	**21 円　92 銭**

(ﾊ)　系統設備効率化割引額

系統設備効率化割引額は，(2)の系統連系受電課金対象電力に(ﾛ)の系統設備効率化割引単価を乗じてえた金額といたします。ただし，まったく発電または放電しない場合（他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合等は，その１月のすべての発電量調整供給等に係る発電量調整受電電力量等が零であるときに限ります。）の系統設備効率化割引額は，半額といたします。

ニ　そ の 他

系統連系受電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

23　発電量調整受電計画差対応電力

(1)　適　　用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2)　発電量調整受電計画差対応電力

イ　発電量調整受電計画差対応補給電力

(ｲ)　適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用

いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（以下「託送供給等約款料金算定規則」といいます。）第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 発電量調整受電計画差対応余剰電力

(ｲ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が，その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(ﾛ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ﾊ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(ﾊ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

24　接続対象計画差対応電力

⑴　適　　用

39（給電指令の実施等）⑷により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

⑵　接続対象計画差対応電力

イ　接続対象計画差対応補給電力

㈠　適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

㈡　接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に㈠の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

㈢　接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応余剰電力

㈠　適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が，その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

㈡　接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に㈠の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

㈠　接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

25　需要抑制量調整受電計画差対応電力

⑴　適　　用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

⑵　需要抑制量調整受電計画差対応電力

イ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

㈠　適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

㈡　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に㈠の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

㈠　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

㈠　適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が，その30分の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入す

る電気に適用いたします。

㈡　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に㈠の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

㈠　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

26　給電指令時補給電力

(1)　契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適用範囲

39（給電指令の実施等）⑷により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）㉒により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

⑵　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ　適用範囲

39（給電指令の実施等）⑸または⑹により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ハ　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）⑳により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑸により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金

に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

27　料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し，発電量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し，需要抑制量調整供給に係る料金は，当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は，あらためて契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給，発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

28　検　針　日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

⑴　検針は，受電地点または供給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（当社が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。

なお，高圧で受電する場合で契約受電電力が500キロワット以上のとき，高圧で供給する場合で19（接続送電サービス）⑵ロによって契約電力を定めるとき，または特別高圧で受電もしくは供給する場合の検針日は，当社が検針日を定める場合を除き，実際に検針を行なった日にかかわらず，毎月１日といたします。

また，受電地点または供給地点が同一の発電場所または需要場所にある場

合は，受電地点における検針日と供給地点における検針日は，原則として同一の日といたします。

⑵　発電者または需要者が不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

⑶　当社は，やむをえない事情のある場合には，⑴にかかわらず，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

⑷　当社は，次の場合には，⑴にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめ契約者または発電契約者の承諾をえるものといたします。

イ　契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日から，その直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

⑸　⑶の場合で，検針を行なったときは，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

⑹　⑷イの場合で，検針を行なわなかったときは，契約者または発電契約者が受電地点または供給地点を新たに設定した日の直後の受電地点または供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

⑺　⑷ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

29　料金の算定期間

⑴　送電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検

針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が計量器またはその付属装置に計量値が記録される場合の計量器および計量値が記録される付属装置〔以下「記録型等計量器」といいます。〕に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ハ　定額接続送電サービスの料金または31（電力および電力量の算定）㈿の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。

⑵　系統連系受電サービス料金の算定期間は，次によります。

イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「受電側検針期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ　当社があらかじめ発電契約者および発電者に計量日（発電量調整供給の場合，電力量または最大連系電力等が記録型等計量器に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「受電側計量期間」といいます。）といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その受電地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

⑶　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月１日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の１日から消滅日までの期間といたします。

30　計　　量

⑴　当社は，発電量調整受電電力量および最大連系電力等は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型等計量器により受電電圧と同位の電圧で，接続供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型等計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を原則として38（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。ただし，発電契約者から発電場所において発電契約者等の負担により，発電契約者等で取り付けた計量器により計量された発電設備等ごとの電力量にもとづく仕訳の申出がある場合で，当社が適当と認めるときは，30分ごとに，受電地点において計量された電力量を当該受電地点における発電設備等ごとの計量器により計量された電力量にもとづいて仕訳することがあります。この場合，仕訳に必要となる発電設備等ごとの電力量は，契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

なお，30分ごとに，受電地点において計量された電力量の仕訳を行なう場合は，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

⑵　受電地点または供給地点ごとの計量の結果は，各月ごとにすみやかに契約者または発電契約者および発電者にお知らせいたします。

なお，発電者への受電地点の計量の結果のお知らせは，発電契約者を通じて行ないます。

⑶　技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，計量器を取り付けないことがあります。

31　電力および電力量の算定

⑴　発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は，発電量調整供給の場合で，受電地点で計量された電力量の値を２倍した値とし，受電地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。

⑵　発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，30分ごとに，受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

ハ　系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに，30分ごとに，受電地点で計量された電力量といたします。

また，料金の算定期間の発電量調整受電電力量は，30分ごとの発電量調整受電電力量を，受電地点ごとに，料金の算定期間（ただし，発電契約者が受電地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

⑶　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，⑷の発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⑷　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合，受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７(発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)⑴のとおりといたします。

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合，受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑴のとおりといたします。

⑸　接続受電電力

接続受電電力は，接続供給の場合で，⑹の接続受電電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⑹　接続受電電力量

接続受電電力量は，30分ごとの⑿の接続対象計画電力量といたします。

⑺　接続供給電力

接続供給電力は，⑻の接続供給電力量の値を２倍した値とし，供給地点ごとに，30分ごとに，算定いたします。

⑻　接続供給電力量

接続供給電力量は，供給地点ごとに，30分ごとに，供給地点で計量された電力量といたします。ただし，特別高圧で常時利用される供給地点で，高圧で21（予備送電サービス）を利用される場合には，予備送電サービスに係る接続供給電力量は，供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また，料金の算定期間の接続供給電力量は，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお，時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は，時間帯ごとに，30分ごとの接続供給電力量を，供給地点ごとに，料金の算定期間（ただし，契約者が供給地点を消滅させる場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし，19（接続送電サービス）⑶イ㈠および㈡の場合におけるその１月の夜間時間帯の接続供給電力量は，その１月の接続供給電力量からその１月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

⑼　接続対象電力

接続対象電力は，⑽の接続対象電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⑽　接続対象電力量

接続対象電力量は，30分ごとに，イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

イ　需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合で需要抑制契約者があらかじめ通知した⑯の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続対象電力量} = \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ロ　需要抑制契約者があらかじめ通知した⑯の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は，あらかじめ定めた⑷または⑸により算定された値といたします。

⑷　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，⑭イを適用している場合は，次のａまたはｂによって算定された値といたします。

ａ　１ベースラインに係る需要場所を単一とする場合

(a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回る場合

$$\text{接続対象電力量} = \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(b)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

$$\text{接続対象電力量} = \text{ベースライン} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(c)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

$$\text{接続対象電力量} = \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

ｂ　１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

(a)　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインを上回る場合

$$\text{接続対象電力量} = \text{当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

$$\text{接続対象電力量} = \text{ベースライン} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

$$\text{接続対象電力量} = \text{当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値}$$

(d) (a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは，次の式により算定された値といたします。

$$\frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として，⑭ロを適用している場合は，次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続対象電力量} = \text{ベースライン} - \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

⑪ 接続対象計画電力

接続対象計画電力は，⑫の接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⑫ 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域

的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑵のとおりといたします。

⒀　需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は，⒁の需要抑制量調整受電電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

⒁　需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する30分ごとの電力量で，需要場所ごとに，あらかじめ定めたイまたはロによって算定された値といたします。

イ　需要抑制量調整受電計画電力量を上限として，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は，次の式により算定された値といたします。

⑷　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインを上回る場合

需要抑制量調整受電電力量　＝０

⑷　当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）がベースラインと一致またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

$$\text{需要抑制量調整受電電力量} = \text{ベースライン} - \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

(ハ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）が，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量

ロ イ以外の場合は，次の式により算定された値（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合，ベースラインから差し引く値は，当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）といたします。ただし，算定された値が負となる場合は，零といたします。

$$\text{需要抑制量調整受電電力量} = \text{ベースライン} - \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$$

(15) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，(16)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

(16) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，当社が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

⑰　ベースライン

ベースラインは，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし，需要抑制契約者が１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は，当該複数の需要場所に対して１ベースラインといたします。

⑱　最大連系電力等

最大連系電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合

発電量調整受電電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で受電する場合

30分ごとの連系電力の最大値であって，記録型等計量器により計量される値といたします。

⑲　最大需要電力等

最大需要電力等は，次のとおりといたします。

イ　低圧で供給する場合

接続供給電力の最大値といたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型等計量器により計量される値といたします。

なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，次のとおりといたします。

(イ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る

最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

㈡　15（供給および契約の単位）⑵イ㈡により当社が分割接続供給を行なう場合

a　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

b　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合

非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。

㈢　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

⑳　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，⑵イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30分ごとに，

次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，⑵イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の⑴，⑵および⑶によって算定された値といたします。

⑴　⑵ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

⑵　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対

してあらかじめ当社が指定した送電線1回線，変圧器1台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「N－1電制」といいます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。

⑹　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。

a　39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕⑵ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

b　ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への場合による出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕⑵への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引い

た値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

d　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合

の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量

e　39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象

電力量を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

$$\text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} = \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

$$\text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} = \text{発電量調整受電電力量} - \text{39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量} - \text{39（給電指令の実施等）⑵ヘによる出力抑制対象電力量} - \text{発電量調整受電電力量}$$

⑵1　発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，⑵イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，⑵イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

$$\text{発電量調整受電計画差対応余剰電力量} = \text{発電量調整受電電力量} - \text{発電量調整受電計画電力量}$$

ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，⑵ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給

電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，⑳ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

㉒ 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑻にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづき，その30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

㉓ 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑻にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづき，その30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

$$\text{接続対象計画差対応余剰電力量} = \text{接続対象計画電力量} - \text{接続対象電力量}$$

⑵4　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑯の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑭イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

$$\text{需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量} = \text{需要抑制量調整受電計画電力量} - \text{需要抑制量調整受電電力量}$$

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として⑭ロを適用している場合で，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量が零となるときは，次のとおりといたします。

$$\text{需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量} = \text{需要抑制量調整受電計画電力量} + \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}} - \text{ベースライン}$$

⑵5　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑯の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑭ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引

いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量

⑵⑹ 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表８（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。

⑵⑺ 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

⑵⑻ 28（検針日）⑵または⑷の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。

⑵⑼ 15（供給および契約の単位）⑴において，１需要場所または１発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。

⑶⑽ その他，電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めま

す。

⑶1 分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。

イ 15（供給および契約の単位）⑵イ㈠により当社が分割接続供給を行なう場合

㈠ 供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

㈡ 供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量

＝供給地点で計量された電力量－通告電力量

ロ 15（供給および契約の単位）⑵イ㈡により当社が分割接続供給を行なう場合

㈠ 供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合

原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。

㈡ 供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合

非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。

需要追随供給者に係る電力量

＝供給地点で計量された電力量－ベース電力量

ハ 15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。

ただし，33（料金の算定）⑿または⒀にもとづき料金の調整を行なうため

に，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。

⑶2 計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その１月の電力量の合計が計量できている場合で，30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量器の情報等を伝送することができないときは，30分ごとの電力量は，原則として，別表８（電力量の協定）⑶を基準として定め，定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

32 損 失 率

この約款で用いる損失率は，次のとおりといたします。

低圧で供給する場合	7.8 パーセント
高圧で供給する場合	4.2 パーセント
特別高圧で供給する場合	2.9 パーセント

33 料金の算定

⑴ 送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」

として算定いたします。

イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合

ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合

ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合

ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ホ　29（料金の算定期間）⑴イの場合で供給側検針期間の日数がその供給側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ヘ　29（料金の算定期間）⑴ロの場合で供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ト　29（料金の算定期間）⑵イの場合で受電側検針期間の日数がその受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

チ　29（料金の算定期間）⑵ロの場合で受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

リ　分割接続供給を開始し，または解消したとき。

⑵　当社は，⑴ロ，ハ，ニ，ホ，ヘ，ト，チまたはリの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額お

よび系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。

イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，⑴ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，次の式といたします。

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{供給側検針期間または受電側検針期間の日数}}$$

ただし，⑴ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，次の式といたします。

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

⑶　⑴ロの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，⑴ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

⑷　⑴ハの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には発電契約者が受電地点を新たに設定する日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。

また，⑴ニの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

⑸　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の⑵イおよびロにいう供給側検針期間または受電側検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

供給地点または受電地点を新たに設定した日の直前のその供給地点または受電地点の属する検針区域の検針日から，その供給地点または受電地点を新たに設定した直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日として契約者または発電契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

⑹　定額接続送電サービスの適用を受ける場合または31（電力および電力量の算定）㉗の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの⑵イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，⑸に準ずるものといたします。この場合，⑸にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。

⑺　29（料金の算定期間）⑴ロの場合は，⑵イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，供給側計量期間の日数といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の⑵イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，⑸に準ずるものといたします。この場合，⑸にいう検針日は，計量日といたします。

⑻　29（料金の算定期間）⑵ロの場合は，⑵イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，受電側計量期間の日数といたします。ただし，発電契約者が受電地点を新たに設定し，または受電地点を消滅させる場合の⑵イおよびロにいう受電側検針期間の日数は，⑸に準ずるものといたします。この場合，⑸にいう検針日は，計量日といたします。

⑼　契約者が供給地点を新たに設定し，もしくは供給地点を消滅させる場合，または発電契約者が受電地点を新たに設定し，もしくは受電地点を消滅させる場合の⑵イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　供給地点または受電地点を新たに設定した場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点または受電地点を新たに設定した日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　供給地点または受電地点を消滅させる場合

その供給地点または受電地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる供給側検針期間または受電側検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

⑽　高圧または特別高圧で供給する場合で，力率に変更があるときは，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，⑵イにより日割計算をいたします。

ロ　負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

⑾　供給地点への接続供給または受電地点における発電量調整供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，⑵イおよびロの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，接続供給または発電量調整供給を停止した日を含み，接続供給または発電量調整供給を再開した日は含みません。また，停止日に接続供給または発電量調整供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

⑿　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。

イ　15（供給および契約の単位）⑵イにより当社が分割接続供給を行なう場合

⑷　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地

点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ﾛ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

ロ 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合

(ｲ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。

(ﾛ) それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。

(13) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(12)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

(14) 当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(12)に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

34 支払義務の発生および支払期日

(1) 日程等別料金の支払義務は，18（料金）(1)ロに定める供給側料金算定日に

発生いたします。

⑵　系統連系受電サービス料金の支払義務は，18（料金）⑶ロに定める受電側料金算定日に発生いたします。

⑶　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，28（検針日）⑸の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に実際に検針を行なったとき，または31（電力および電力量の算定）㉜の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に電力量を協議によって定めたときは，その日といたします。

⑷　⑴の日程等別料金，⑵の系統連系受電サービス料金または⑶の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ　55（解約等）⑴により解約となった場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ　その他の理由で契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知した場合

⑸　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからヘまでのいずれかに該当する場合の支払期日は，次のとおり取り扱います。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからヘまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で，かつ，支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからヘまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからヘまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から７日を経過していない場合には，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が⑷イからヘまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金については，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日といたします。

なお，⑷イからホまでのいずれかに該当する場合であっても，一定期間の支払いが遅滞なく行なわれる等，料金の支払状況から支払いの延滞が生じるおそれがないと当社が認めるときは，支払義務発生日の翌日から起算して30日目を支払期日とすることがあります。この場合，当社はその旨を契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者に通知いたします。ただし，この通知をした後，料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認める場合は，支払義務発生日の翌日から起算して７日目を支払期日とすることがあります。この場合も当社はその旨を契約者，発電契約者，

発電者または需要抑制契約者に通知いたします。

⑹　当社は，⑶の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を，支払期日までにお支払いいたします。ただし，支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

35　料金その他の支払方法

⑴　契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ　契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑵　発電契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電契約者の料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ　発電契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑶　発電者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　発電者の料金については，ロによって支払われる場合を除き，そのつど，発電者から発電契約者に支払っていただきます。支払われた料金についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から当社へ引き渡していただきます。

なお，引き渡しにともなう費用は，発電契約者の負担といたします。

ロ　次の場合には，発電者の料金について，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

⑴　発電者が料金を支払期日までに発電契約者に支払われない場合

⑵　発電者の料金が発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で，発電契約者と発電者および発電契約者と当社のそれぞれにおいて合意がなされたとき。

⑶　その他当社が必要と認めた場合

ハ　発電者の料金について，支払いは，次のときになされたものといたします。

⑴　イの場合，発電者から発電契約者に支払われたとき。

⑵　ロの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる場合，発電者がその金融機関に払い込まれたとき。

ニ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，発電者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電者から支払っていただきます。

ホ　発電者の料金は，原則として，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

ヘ　この約款によって支払いを要することとなった発電者の料金，延滞利息および契約超過金以外の債務（保証金，違約金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）についてはそのつど，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，発電者の負担といたします。

⑷　需要抑制契約者の料金その他の支払方法は，次によります。

イ　需要抑制契約者の料金については毎月，当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。

なお，支払いにともなう費用は，需要抑制契約者の負担といたします。

ロ　イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは，需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ　料金が支払期日までに支払われない場合には，支払期日の翌日から起算

して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，需要抑制契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ　需要抑制契約者の料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

⑸　当社の料金の支払方法は，次によります。

イ　当社の料金については毎月，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。

なお，支払いにともなう費用は，当社で負担いたします。

ロ　料金の支払いは，当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ　当社が料金を支払期日までに支払わない場合，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで，料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10パーセント（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者，発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお，消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，延滞利息は，原則として，当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

36　保　証　金

⑴　契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。

㈠　料金の支払いの延滞があった場合

㈡　30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）㉒によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）㉒によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，40（適正契約の保持等）⑶によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけないとき。

㈢　新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合

ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。

ハ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ホ　当社は，保証金について利息を付しません。

ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

⑵　発電契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電契約者，または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から，発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

⑶　発電者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった発電者，新たに受電地点を設定される発電者または同時最大受電電力を増加される発電者から，系統連系受電サービスの開始もしくは再開に先だって，または系統連系受電サービス継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，系統連系受電契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を発電者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても系統連系受電契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

⑷　需要抑制契約者の場合は，次によります。

イ　当社は，料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者，または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から，需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。

ハ　当社は，需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が

生じた場合には，保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。

ニ　当社は，保証金について利息を付しません。

ホ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ハにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

37　連 帯 責 任

１接続供給契約において契約者が複数となる場合，接続対象計画差対応補給電力料金，給電指令時補給電力料金等に係る金銭債務および接続供給契約の履行に関する事項（接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金，契約超過金，違約金または工事費負担金等に係る金銭債務を除きます。）については，複数の契約者全員が連帯して責任を負うものといたします。

Ⅴ　供　　給

38　託送供給等の実施

⑴　接続供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

㈠　契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。

㈡　契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。

ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表９（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　15（供給および契約の単位）⑵イ㈠により当社が分割接続供給を行なう場合，９（検討および契約の申込み）⑷イ㈢ｃの契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合

には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ホ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ヘ　契約者がロもしくはホで通知した計画またはニで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ト　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および78（保安等に対する発電者および需要者の協力）⑷に定める事項その他系統運用上必要な事項について，需要者と別途申合書を作成いたします。

⑵　振替供給の場合

イ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じて当社が指定する計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ロ　契約者がイで通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ハ　当社は，系統運用上の制約その他によって，契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

⑶　発電量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

⑴　発電契約者は，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌

日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

㈡　発電契約者は，発電量調整受電電力量を，30分ごとに別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ　発電契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，発電計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，発電契約者が通知した発電計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，発電計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ　発電契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　発電契約者は，受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は，発電者と協議のうえ，原則として，ロの発電計画の通知にあわせて，受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

なお，発電契約者が希望される場合で，運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには，あらかじめ定めた発電場所について，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限

り，発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合，当社は，あらかじめ発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で受電する場合を除き，発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合，発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお，当社は，39（給電指令の実施等）および78（保安等に対する発電者および需要者の協力）⑷に定める事項その他系統運用上必要な事項について，発電者と別途申合書を作成いたします。

⑷　需要抑制量調整供給の場合

イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。

㈠　需要抑制契約者は，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

㈡　需要抑制契約者は，需要抑制量調整受電電力量を，30分ごとに別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにしていただきます。

ロ　需要抑制契約者は，需要抑制量調整供給の実施に先だち，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，需要抑制契約者が通知した需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインが不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ　原則として，需要抑制計画，調達計画，販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）のとおりといたします。

ニ　需要抑制契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以

外の計画を求めた場合は，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

ホ　当社は，供給設備の状況その他によって，需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ　需要抑制契約者は，需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は，需要者と協議のうえ，ロの需要抑制計画の通知にあわせて，需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト　需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。

39　給電指令の実施等

⑴　当社は，系統運用上の制約その他によって必要な場合には，38（託送供給等の実施）⑶ホにかかわらず，発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

⑵　当社は，低圧で受電または供給する場合を除き，次のときには，契約者，発電契約者，発電者または需要者に給電指令を行ない，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし，緊急やむをえない場合は，当社は，給電指令を行なうことなく，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

イ　当社が維持および運用する供給設備（当社が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　当社が維持および運用する供給設備（当社が使用権を有する設備を含みます。）の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　系統全体の需要が大きく低下し，調整電源による対策の実施にもかかわ

らず，原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ニ　振替供給の場合で，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ，または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，当社の供給区域における最上位電圧から２階級の送電設備および変電設備で構成される電力系統ならびに当社が指定した電力系統（以下「基幹系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ヘ　イおよびロ以外の場合で，送電設備および変電設備で構成される電力系統のうち，基幹系統および当社以外の一般送配電事業者との会社間連系点に至る供給設備以外の電力系統（以下「ローカル系統」といいます。）における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがあり，発電設備等の出力を抑制する必要が生じたとき。

ト　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

⑶　当社は，低圧で受電または供給する場合で，⑵イ，ロ，ホ，ヘまたはトのときには，発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止し，または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお，この場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

⑷　当社は，接続供給において，受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにともなう場合に限ります。）は，供給地点

における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該振替供給等の中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

⑸　当社は，発電量調整供給において，⑵イ，ロ，ホ，ヘまたはトの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

⑹　当社は，発電量調整供給において，⑵ハの場合で，給電指令等により，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止したときは，当該発電もしくは放電の制限または中止の解除までの間，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし，発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合（当該発電設備等に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

⑺　当社は，⑵イ，ロ，ホ，ヘ，トまたは⑶によって，発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合，⑵ロの場合で，発電契約者もしくは発電者と当社が事前に調整を行なった計画的な作業（電力広域的運営推進機関送配電等業務指針の定めによって調整を行なった作業に限ります。）による制限もしくは中止のときその他あらかじめ発電者の発電もしくは放電を制限し，または

中止することが明らかな場合または⑵トの場合（低圧で受電する場合を含みます。）で，電気の需給上必要となった制限もしくは中止のときは，その部分については割引いたしません。

イ　低圧で受電する場合または高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット未満となるとき。

⑴　割引の対象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

⑵　割引率

１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。

⑶　制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。

ロ　高圧で受電する場合で，同時最大受電電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で受電する場合

⑴　割引の対象

当該受電地点の系統連系受電サービスの基本料金から系統設備効率化割引額を差し引いた金額といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ハ，ニ，トまたはチの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

⑵　割引率

１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。

⑶　制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時

間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。

なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。

（算　　式）

a　発電量調整受電電力を制限した場合

H’＝　H×（D－d）／D

H’＝　修正時間

H　＝　制限時間

D　＝　当該受電地点の同時最大受電電力

d　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力の最大値

b　発電量調整受電電力量を制限した場合

H’＝　H×（A－B）／A

H’＝　修正時間

H　＝　制限時間

A　＝　制限指定時間中の当該受電地点の基準となる電力量

（発電者の平常操業時の発電量調整受電電力量の実績等にもとづき算定される推定発電量調整受電電力量といたします。）

B　＝　制限時間中の当該受電地点の発電量調整受電電力量

c　発電量調整受電電力および発電量調整受電電力量を同時に制限した時間については，aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

⑻　⑺による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が発電者に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は，1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは，1暦月の1暦日における1回の工事による制

限または中止の時間といたします。

⑼　当社は，⑵または⑶によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

⑽　21（予備送電サービス）の使用を制限し，または中止した場合，これにともなう料金の減額は行ないません。

⑾　当社は，⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施したときは，これにより生じた小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力量（以下「Ｎ－１電制時調達不足電力量」といいます。）の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備等を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備等がＮ－１電制時調達不足電力量を発電または放電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

40　適正契約の保持等

⑴　当社は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者との接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態に比べて不適当と認められる場合には，その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

⑵　当社は，発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合等，発電契約者との発電量調整供給契約が発電・放電状態に比べて不適当と認められるときには，その契約受電電力または同時最大受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

⑶　当社は，31（電力および電力量の算定）㉒もしくは㉓によって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）⑳イもしくは㉑イによって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算

定）⑳ロもしくは㉑ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）㉔もしくは㉕によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）⑰のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

41　契約超過金

(1)　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に19（接続送電サービス）もしくは20（臨時接続送電サービス）の該当基本料金率または21（予備送電サービス）の該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）⑫，⑬または⑭にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時

接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿，⒀または⒁に準じて契約超過金の調整を行ないます。

⑵　発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。

なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合

⑴　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。

⑵　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたしま

す。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合

⑴　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

⑵　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。

⑴　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用し

たときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット

㈺　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

㈻　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア

ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

㈼　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット

⑶　契約超過金の支払期日および支払方法については，次のとおりといたします。

イ　契約者の場合

契約電力をこえて電気を使用された月の検針日が供給側料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は，供給側料金算定日が直後の日程等別料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その日程等別料金とあわせて支払っていただきます。

ロ　発電者の場合

同時最大受電電力をこえて発電または放電された月の検針日が受電側料金算定日となる系統連系受電サービス料金（該当する系統連系受電サービス料金がない場合は，受電側料金算定日が直後の系統連系受電サービス料金といたします。）の支払期日までに，原則として，その系統連系受電サービス料金とあわせて支払っていただきます。

42　力率の保持

⑴　低圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として，電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービス，電灯従量接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上，その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

ロ　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，別表12（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

⑵　高圧または特別高圧で供給する場合

イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合の当該供給地点の１月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に，または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合（託送供給または発電量調整供給の終了

後の立入りとなる場合を含みます。）には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，発電者または需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

⑴ 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査

⑵ 78（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務

⑶ 不正な電気の使用の防止等に必要な，発電者もしくは需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認

⑷ 計量器の検針または計量値の確認

⑸ 45（託送供給等の停止），53（契約の廃止）または55（解約等）により必要な処置

⑹ その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約および系統連系受電契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

44 託送供給等にともなう協力

⑴ 発電者または需要者が次の原因等により他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，託送供給契約については契約者の負担で，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくとともに，とくに必要がある場合には，託送供給契約については契約者の負担で，発電量調整供給契約については発電契約者の負担で，当社が供給設備を変更し，または専用供給設備を施設い

たします。

イ　負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

⑵　発電者または需要者が発電設備等を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，⑴に準じて取り扱います。

なお，この場合の料金その他の連系条件は，別に定める発電設備系統連系サービス要綱によります。

45　託送供給等の停止

⑴　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

ハ　62（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との接続を行なった場合

⑵　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその旨を警告しても改めない場合には，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に当社の供給設備を使用，電気を使用または発電もしくは放電された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，動力従量

接続送電サービス，動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で，変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ　43（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ　44（託送供給等にともなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

⑶　契約者，発電契約者または発電者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または発電者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電・放電状態への修正に応じていただけないときには，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ　接続送電サービス契約電力をこえて19（接続送電サービス）を使用される場合

ロ　臨時接続送電サービス契約電力をこえて20（臨時接続送電サービス）を使用される場合

ハ　予備送電サービス契約電力をこえて21（予備送電サービス）を使用される場合

ニ　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

ホ　接続供給電力の最大値が接続送電サービス契約電力に比べて著しく乖離する場合（19〔接続送電サービス〕⑶イ㈡に定める電灯従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕⑶イ㈣に定める動力従量接続送電サービス，19〔接続送電サービス〕⑶ロ㈠に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕⑶ハ㈠に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）

⑷　発電者または需要者がその他この約款に反した場合には，当社は，託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

⑸　⑴から⑷によって託送供給または発電量調整供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

また，停止のための適当な処置を行なう場合には，その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

46　託送供給等の停止の解除

45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で，契約者，発電契約者，発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには，当社は，すみやかに託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

47　託送供給等の停止期間中の料金

45（託送供給等の停止）によって接続供給または発電量調整供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合またはまったく発電もしくは放電しない場合の月額料金を33（料金の算定）により日割計算をして，料金を算定いたします。

48　違　約　金

⑴　契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として接続供給契約については契約者から，発電量調整供給契約については発電契約者から，系統連系受電契約については発電者から申し受けます。

イ　１（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ　45（託送供給等の停止）⑵ロ，ハまたはニの場合

⑵　⑴の免れた金額は，この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法または発電・放電方法にもとづいて算定された金

額との差額といたします。

⑶ 不正に使用した期間または不正に発電もしくは放電した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

49 損害賠償の免責

⑴ 11（託送供給等の開始）⑵によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電もしくは放電または需要者の電気の使用を制限し，もしくは中止した場合，または発電者の発電設備等に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電もしくは放電を制限し，または中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑵ 45（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または55（解約等）によって接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑶ 45（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または55（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が55（解約等）⑴ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

⑷ その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には，当社は，契約者，発電契約者，需要抑制契約者，発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

50 設備の賠償

契約者，発電契約者，発電者または需要者が故意または過失によって，発電

場所内または需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を託送供給契約については契約者に，発電量調整供給契約については発電契約者に賠償していただきます。

⑴　修理可能の場合

　　修理費

⑵　亡失または修理不可能の場合

　　帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

51　契約の変更

⑴　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

⑵　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少を希望される場合の⑴による契約の変更は，次のとおりといたします。

ただし，当社の供給設備を同一条件で継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により契約受電電力または同時最大受電電力の減少の申出がある場合は，正当な理由がない限り，契約受電電力または同時最大受電電力の減少はできないものといたします。

イ　契約者または発電契約者は，あらかじめ契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者が申し出た契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力の減少希望日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための適当な処置を行ないます。

ロ　契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力は，次の場合を除き，契約者または発電契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。

⑷　当社が契約者または発電契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力が減少したものといたします。

㈡　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置ができない場合は，契約電力等，契約受電電力または同時最大受電電力を減少させるための処置が可能となった日に減少するものといたします。

⑶　低圧で供給する場合で，需要者が小売電気事業者の変更を希望され，契約者が接続供給契約を変更するときの⑴による接続供給契約の変更は，次のとおりといたします。

イ　需要者への電気の供給を廃止される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。ただし，廃止申込みがロの開始申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型等計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また，廃止日は，当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ　需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は，あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし，開始申込みが廃止申込みより先だって行なわれた場合で，当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の２暦日前から起算して８営業日前の日の１暦日前（記録型等計量器を取り付けている場合は廃止希望日の２暦日前から起算して１営業日前の日の１暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには，当社は，当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ　イおよびロにおける営業日は，当社が定めるものとし，契約者にお知らせいたします。

⑷　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。

なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）⑷イ㈬ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。

⑸　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

52　名義の変更

合併その他の原因によって，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が，それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，新たな契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし，新たな契約者，発電契約者または発電者が，それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約，当該発電量調

整供給契約または当該系統連系受電契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑴リに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り，名義変更の手続きによることができます。

53　契約の廃止

⑴　契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとされる場合，発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとされる場合，発電者が系統連系受電契約を廃止しようとされる場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとされる場合は，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。この場合，当社は，原則として，契約者または発電契約者から通知された廃止期日に，当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において，託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

⑵　当社の供給設備を継続して利用または反復して利用されることが想定されるにもかかわらず，発電契約者または発電者から，発電設備等の検査，補修，休止等の理由により発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止の申出がある場合は，正当な理由がない限り，⑴にかかわらず，発電量調整供給契約または系統連系受電契約の廃止はできないものといたします。

⑶　接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約は，55（解約等）および次の場合を除き，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または系統連系受電契約は，託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

⑷　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，⑴に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。

なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，　51（契約の変更）⑴に準じて接続供給契約を変更していただきます。

⑸　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑹　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，ま

たは消滅するものといたします。

54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

⑴　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。

なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。

イ　接続供給の場合

⑷　低圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の増

加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，供給設備のうち接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。

d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。

㈡　高圧または特別高圧で供給する場合

a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを

適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。

⑷　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金およ

び１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者から申し受けます。

なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

(b) 契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者から申し受けます。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(c) (a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，1供給地点につき，1予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒁に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。

(ハ) 19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降1年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）(2)イ(イ)cにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(イ)cにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

(ニ) 契約者が19（接続送電サービス）(2)ニにより需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不

足電力の補給にあてるための電気の供給分を新たに設定し，または増加しようとされる場合で，当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を新たに設定し，または増加された後１年に満たないで当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を減少しようとされるときには，当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，69（一般供給設備の工事費負担金）および70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）により工事費負担金として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ロ　発電量調整供給の場合

⑴　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

⑵　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(2)　発電者または需要者が供給設備を同一の使用形態で利用され，利用されてからの期間が１年以上になる場合には，１年以上利用される契約電力等に見合う部分については，(1)にかかわらず精算いたしません。

なお，接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に１年以上にならないことが明らかになった場合には，明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。

(3)　非常変災等やむをえない理由による場合は，(1)にかかわらず精算いたしま

せん。

55 解　約　等

⑴　当社は，次の場合には，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

なお，系統連系受電契約を解約した場合には，当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

この場合には，その旨を文書により契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また，契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者がロに該当する場合は，その旨を文書等により発電者，需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。

イ　45（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者，発電契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

㈠　料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

㈡　発電契約者と当社が，発電者の料金，延滞利息および契約超過金の支払いに関する期日をあらかじめ定めた場合で，あらかじめ定めた支払いに関する期日を経過してなお引き渡されないとき。

㈢　他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。），発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。），系統連系受電契約（既に消滅しているものを含みます。）または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

㈣　料金以外の債務を支払われない場合

㈤　当社と締結する他の契約（既に消滅しているものを含みます。）にも

とづく料金等の金銭債務を支払われない場合

ハ　契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者，発電者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき。

㈠　8（契約の要件）を欠くに至った場合

㈡　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

㈢　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

㈣　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

㈤　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁にベースラインが著しく不適当と認められるとき。

㈥　発電量調整受電電力が契約受電電力または同時最大受電電力をこえる場合

㈦　その他この約款に反した場合

⑵　分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が⑴によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）⑴に準じて接続供給契約を変更していただきます。

⑶　需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制

量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑷　発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑸　発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。

なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

⑹　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が⑴によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。

この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

56　契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供

給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事

57　受電地点，供給地点および施設

⑴　受電地点

イ　電気の受電地点は，当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の電気設備が当社の供給設備と電気的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。

ロ　受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，発電契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

⑷　山間地，離島にある発電場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

⑷　当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

⑷　１建物内の２以上の発電場所から電気を受電する場合で各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

⑷　59（地中引込線）⑷により地中引込線によって電気を受電する場合

⑷　その他特別の事情がある場合

⑵　供給地点

イ　接続供給の場合

⑷　供給地点は，当社の供給設備と需要者の電気設備との接続点といたします。

⑷　供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，契約者と当社との協議により，需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

a　山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

b　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

c　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

d　59（地中引込線）⑷により地中引込線によって電気を供給する場合

e　その他特別の事情がある場合

ロ　振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

⑶　受電地点または供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に支持物，引込線，変圧器，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

⑷　付帯設備（⑶により発電者または需要者の土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

⑸　特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は，⑴または

⑵に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，当該複数の発電場所または複数の需要場所につき，１受電地点または１供給地点といたします。

58　架空引込線

⑴　当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，発電者または需要者の建造物もしくは補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。

⑵　引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点を契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

⑶　受電地点または供給地点から発電者または需要者の引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。

⑷　引込線を取り付けるため発電場所内または需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

⑸　当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込小柱等の補助支持物を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の補助支持物を使用して，他の発電者または他の需要者への引込線を施設いたします。この場合，その補助支持物から最短距離の場所にある発電者または需要者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および補助支持

物の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，発電者または需要者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

59　地中引込線

⑴　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も当社の電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　発電者または需要者が発電場所内または需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社は，発電者または需要者の土地または建物に接続装置を施設することがあります。

⑵　⑴により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担

により，発電契約者で施設していただきます。

イ　発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ　建物の３階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

⑶　当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお，この場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ　管路，暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　発電者または需要者の土地または建物に施設されるマンホール等

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

⑷　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，託送供給のために施設する場合は，契約者の負担により，契約者で施設していただき，発電量調整供給のために施設する場合は，発電契約者の負担により，発電契約者で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，⑴に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，66（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵，⑷または70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

60　連接引込線等

⑴　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（１発電場所または１需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の発電場所の受電地点または他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を受電または供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置を発電者または需要者の土地または建物に施設することがあります。

なお，発電者または需要者の電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

⑵　当社は，原則として発電者または需要者の承諾をえて，次により，発電者または需要者の引込口配線を使用して他の発電者から電気を受電または他の需要者へ電気を供給することがあります。

イ　当社は，発電者または需要者の引込口配線から分岐して，他の発電者または他の需要者への連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，受電地点または供給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，原則として，発電者または需要者にお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法

中高層集合住宅等の場合で，１建物内の２以上の発電場所または需要場所において電気を受電または供給するときには，当社は，原則として共同引込線による１引込みで電気を受電または供給いたします。

なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，発電者または需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を受電または供給いたしま

す。この場合，変圧器の２次側接続点までは，当社が施設いたします。

62　引込線の接続

当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との接続は，当社が行ないます。

なお，契約者または発電契約者の希望によって引込線の位置変更工事をする場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

63　計量器等の取付け

⑴　料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の２次配線，計量器の情報等を伝送するための通信端末装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は，以下のとおりといたします。ただし，計量器の情報等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ　接続供給電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の２次配線等でとくに多額の費用を要する場合については，契約者の負担により，契約者で取り付けていただくことがあります。

ロ　発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は，67（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

⑵　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。

⑶ 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，⑴により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

⑷ 当社は，計量器の情報等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。

⑸ 契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

⑹ 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。

64 通信設備等の施設

⑴ 給電指令上必要な保安通信電話は，契約者または発電契約者の負担により，契約者または発電契約者で施設していただきます。

⑵ 系統連系技術要件に定めるＮ－１電制の実施に必要な装置は，発電契約者で施設していただきます。

なお，施設等に要した費用の実費について，当社から発電契約者にお支払いいたします。

⑶ 給電指令上必要な給電情報伝送装置等は，原則として当社の所有とし，当社で施設いたします。この場合，当社は，67（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。ただし，Ｎ－１電制の実施に必要な通信設備として施設する場合は申し受けません。

⑷ 給電情報伝送装置等の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供し

ていただきます。

⑸　当社の通信設備と契約者または発電契約者の通信設備との接続点は，原則として発電場所内または需要場所内の地点とし，当社の通信線路が最短距離となる場所を基準として契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。ただし，山間地，離島にある発電場所または需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の発電設備等の設置が見込まれない発電場所または他の需要が見込まれない需要場所の場合，その他特別の事情がある場合は，契約者または発電契約者と当社との協議により，発電場所または需要場所以外の地点を通信設備の接続点とすることがあります。

⑹　当社の変電所等から接続点に至るまでの通信設備は，原則として当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

⑺　契約者または発電契約者の希望によって通信設備の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を契約者または発電契約者から申し受けます。

65　専用供給設備

⑴　当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については，66（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵または⑷の工事費負担金を，供給地点への供給設備については70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

イ　契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社が適当と認める場合

ロ　44（託送供給等にともなう協力）の場合

ハ　発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電場所，需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により，特定の契約者または発電契約者のみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認

められる場合

⑵ ⑴の専用設備は，原則として，受電地点から当該受電地点に最も近い変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

⑶ ⑵において，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。

⑷ ⑴および⑵において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

⑸ 当社は，供給設備を２以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，⑴イの場合は，次に該当する場合で，いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ　２以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で，いずれの契約者または発電契約者も，専用供給設備から電気を受電または供給することを希望されるとき。

ロ　契約者または発電契約者が，既に施設されている専用供給設備から電気を受電または供給することを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

66　受電地点への供給設備の工事費負担金

⑴　受電側接続設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには，当社は，別表13（標準設計基準）に定める標準設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　受電側接続設備とは，当社が高圧または特別高圧で受電する場合において，受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電地点に最も近い変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は，受電地点に最も近い基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線路および引込線等をいいます。

なお，開閉所および蓄電所は，変電所とみなします。また，基幹送電設備とは，ループ状に施設された基幹的な送電設備その他の特定の電源に係る送電を目的としない送電設備をいいます。

⑵　受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

⑷　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で受電地点への供給

設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

a　受電に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合

b　架空受電側接続設備で受電できるにもかかわらず，地中受電側接続設備を施設する場合

c　標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電する場合

d　その他受電に必要な標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合

また，この場合も，⑴の工事費負担金を申し受けます。

㈡　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。

㈢　受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，aおよびbの金額

a　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額

ただし，この約款実施の際現に託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150731資第50号認可。）64（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵イ㈢aただし書の適用を受けている場合は，ただし書により算定した金額といたします。

b　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新た

に供給設備を施設するときには，ａにかかわらず，次の金額

新増加契約受電電力１キロワットにつき	2,970 円　00 銭

ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に準ずるものといたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。

⑶　受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ　発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ　44（託送供給等にともなう協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

⑷　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で，低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）には，⑵イ㈠，㈡および⑶にかかわらず，その受電の用に供することによって必要となる工事費（⑵イ㈢により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

⑸　工事費の算定

⑴から⑷の場合の工事費は，次により算定いたします。

イ　工事費は，発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。

㈠　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

㈡　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

㈢　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には，その対価の50パーセントに相当する金額（地役権の登記に要する費用を除きます。）は工事費に計上いたします。

㈣　架空電線路の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

㈤　補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

㈥　建設分担関連費は，工事期間が12月以上を要し，かつ，工事費が50億円以上の場合に限り工事費に計上いたします。

ロ　発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，イに準じて算定いたします。

ハ　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して受電する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

㈠　鉄塔を利用して受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

㈡　管路等を利用して受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ニ　特別高圧で受電する場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たな利用部分を新たに施設される受電側接続設備（特別高圧のノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，変電所相互間を連絡する電線路を除きます。）とみなします。

ホ　⑵イ㈢の場合，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たな利用部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。なお，ノンファーム電源の受電地点に係る発電場所から電気を受電する場合は，高圧の供給設備および当社が適当であると認めた供給設備に限ります。）とみなします。

ヘ　低圧または高圧で受電する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，イまたはロにかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

⑹　受電地点への供給設備の工事費負担金は，受電地点ごとに，発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし，２以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ　２以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合，または２以上の発電契約者のうち１の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は，その代表の発電契約者による１申込みとみなして算定いたします。

ロ　２以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，

発電契約者ごとに算定いたします。この場合，発電契約者ごとの共用部分の工事費は，原則として契約受電電力の比であん分した金額といたします。

⑺ 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには，当社は，⑴，⑵または⑷にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，⑵の場合に準じて算定いたします。

⑻ Ⅷ（工事費の負担）の各項において，受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいいます。

67 受電用計量器等の工事費負担金

⑴ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置を取り付けるときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。ただし，低圧で受電する場合で，受電の用に供することを主たる目的とするときには，その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

⑵ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を変更される場合等で，これにともない新たに給電情報伝送装置等を取り付けるときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

68 会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を開始し，または契約受電電力等を増加される場合で，これにともない会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設するときには，当社は，工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の金額は，工事の内容，接続供給契約または

振替供給契約の内容等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。

69　一般供給設備の工事費負担金

⑴　低圧または高圧で供給する場合

イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空供給側接続設備の場合は1,000メートル，地中供給側接続設備の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

区　　分	単　　位	金　　額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,410 円　00 銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長１メートルにつき	26,840 円　00 銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

ロ　２以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

⑴　２以上の契約者から共同して申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は，⑴イの無償こう長に

供給地点の数を乗じてえた値といたします。

㈺　２以上の契約者から同時に申込みがあった場合，または契約者から２以上の供給地点について申込みがあり，かつ，一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。この場合，それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点に係って単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

ハ　架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は，次により算定いたします。

㈠　地中供給側接続設備の超過こう長は，地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

㈺　架空供給側接続設備の超過こう長は，架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし，地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

$$\text{架空供給側接続設備の超過こう長} = \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

⑵　特別高圧で供給する場合

イ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について㈠により算定される工事費が㈺の当社負担額をこえるときには，当社は，その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合，新増加接続送電サービス契約電力は，新たな利用部分にもとづき算定

し，工事費負担金は，供給地点ごとに算定いたします。

⑷　工 事 費

a　架空供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	561 円　00 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給する場合	165 円　00 銭

なお，標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで当社が供給する場合で，支持物に電柱を使用するときには，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の12パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルトまたは70,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事に要した費用の全額といたします。

b　地中供給側接続設備の場合

（工事こう長100メートル当たり）

新増加接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	627 円　00 銭
	標準電圧70,000ボルトで供給する場合	418 円　00 銭

なお，張替えを行なう場合には，その部分の単価は，上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

また，標準電圧20,000ボルト，30,000ボルトまたは70,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合は，その工事に要した費用の全額といたします。

c　スポットネットワーク方式で供給するために，当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は，ｂにかかわらず，別表14（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお，スポットネットワーク方式とは，当社が技術的，経済的に必

要と認めた場合に，原則として３回線の当社の電線路から，それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の２次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

㈡ 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力 １キロワットにつき	5,500 円　00 銭

ロ　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用して当社が供給するときは，新たな利用部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

⑶ 19（接続送電サービス）⑵ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は，⑴または⑵の工事費負担金の算定上，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

⑷ 分割接続供給の場合の一般供給設備の工事費負担金は，⑴，⑵または⑶に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

⑸ 供給側接続設備とは，供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，供給地点に最も近い発電所もしくは変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する設備の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，供給地点に最も近い送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線路および引込線等をいいます。

なお，開閉所は，変電所とみなします。また，送電線路とは，発電所相互間，変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。

⑹　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。

⑺　工事こう長とは，標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，工事こう長の単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑻　低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。

イ　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量

ロ　契約電力

ハ　契約容量

なお，19（接続送電サービス）⑵イ㈠によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における負荷設備の総容量等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

⑼　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）⑵イ㈠によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕⑵ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕⑵イ㈠に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

70　供給地点への特別供給設備の工事費負担金

⑴　契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

イ　契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

㈠　供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合

㈡　標準設計による供給側接続設備以外の供給側接続設備により供給する場合

㈢　その他供給に必要な標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合

また，この場合も，69（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ　架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず，契約者の希望によって地中供給側接続設備を施設する場合は，㈠または㈡の金額

㈠　標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，69（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

㈡　供給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，イにかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額

ハ　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事

費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。

⑵ 19（接続送電サービス）⑵ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために19（接続送電サービス）を利用される場合，または供給地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，供給側接続設備に準ずるものといたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。

71 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

⑴ 契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで，契約者の希望によって供給地点への供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は，62（引込線の接続），63（計量器等の取付け）または64（通信設備等の施設）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

⑵ 44（託送供給等にともなう協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

72 供給地点への特別供給設備等の工事費の算定

70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）および71（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いた

します。

⑴　工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。

イ　標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り（測量監督費，諸経費，補償費，建設分担関連費およびその他の費用を含みます。）の合計額といたします。

なお，撤去工事がある場合は，その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ロ　材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ　土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は，工事費に計上いたしません。ただし，架空電線路の経過地に地役権を設定する場合には，その対価の50パーセントに相当する金額（地役権の登記に要する費用を除きます。）は工事費に計上いたします。

ニ　架空電線路の経過地に建造物の構築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。

ホ　補償費中残地補償費は，それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。

ヘ　建設分担関連費は，工事期間が12月以上を要し，かつ，工事費が50億円以上の場合に限り工事費に計上いたします。

ト　契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，75（臨時工事費）に準じて算定いたします。

⑵　契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，⑴に準じて算定いたします。

⑶　低圧または高圧で供給する場合で，70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）⑴イまたはロ㈠に該当し，かつ，その工事費を69（一般供給設備

の工事費負担金）⑴イに定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，⑴および⑵にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも69（一般供給設備の工事費負担金）⑴イにもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

⑷　当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ　鉄塔を利用して供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ　管路等を利用して供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

⑸　特別高圧で供給する場合で，使用開始後３年以内の供給設備を利用するときは，新たな利用部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお，この場合の工事費は，69（一般供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠㈠に準じて算定いたします。

⑹　高圧で供給する場合で，予備供給設備の工事費を69（一般供給設備の工事費負担金）⑴イに定める超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，⑴または⑵にかかわらず，その工事費を69（一般供給設備の工事費負担金）⑴イにもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

⑺　特別高圧で供給する場合，予備供給設備の工事費は，契約者が標準設計をこえる設計によることを希望されるときを除き，⑴にかかわらず，69（一般供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠およびロによって算定いたします。

なお，21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で，一般供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は，69（一般供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

⑻　低圧または高圧で供給する場合で，工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（⑶および⑹の場合を除きます。）は，⑴または⑵にかかわらず，工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

⑼　特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し，または接続送電サービス契約電力を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で，当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され，かつ，下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で，これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには，当社は，69（一般供給設備の工事費負担金）または70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

⑽　分割接続供給の場合の供給地点への特別供給設備等の工事費負担金は，70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金），71（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）または⑼の場合に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。

73　工事費負担金の申受けおよび精算

⑴　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。

なお，９（検討および契約の申込み）⑷にもとづき系統連系保証金を申し

受けた場合は，系統連系保証金を工事費負担金に充当いたします。

⑵　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　69（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

⑴　設計変更等により，架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合

⑵　標準電圧100ボルト，200ボルト，6,000ボルト，20,000ボルト，30,000ボルトまたは70,000ボルト以外の電圧で当社が供給する場合

⑶　その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　66（受電地点への供給設備の工事費負担金），67（受電用計量器等の工事費負担金），68（会社間連系設備の工事費負担金），70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）（69〔一般供給設備の工事費負担金〕に準じて算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および71（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

⑴　低圧または高圧で受電または供給する場合

a　設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（架空引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合

b　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

c　その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合

⑵　特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

⑶　当社は，工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，特別高圧で受電または供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，その差額をお返しいたします。

⑷　当社は，66（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお，当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について，その利用が供給設備の使用開始後３年以内に行なわれる場合で，その供給設備を使用開始したときにさかのぼって２以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは，原則としてその差額をお返しいたします。

⑸　当社は，契約者または発電契約者の承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお，その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と，既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

⑹　低圧または高圧で供給する場合で，居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべての供給地点について２以上の契約者が共同して申込みをされたとき，またはすべての供給地点について契約者から申込みがあり，かつ，一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される69（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また，工事費負担金契約書（76〔工事費等に関する契約書の作成〕に定め

る工事費負担金契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても，施設された供給設備に応じたものといたします。

74　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

⑴　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。

また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

⑵　発電量調整供給開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合

供給設備の一部または全部を施設した後，発電契約者または発電者の都合によって発電量調整供給の開始に至らないで発電量調整供給契約を廃止または変更される場合等は，当社は，要した費用の実費を発電契約者から申し受けます。ただし，発電契約者との間で電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定める場合は，供給設備の工事を行なう前であっても，原則としてその金額を発電契約者から申し受けます。

なお，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金を返還する事情に該当する場合は，当社は，系統連系保証金をお返しいたします。

また，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を発電契約者から申し受けます。

75　臨時工事費

⑴　20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で，これにともない新たに供給設備を施設するときには，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，契約者から，原則として工事着手前に申し受けます。

なお，低圧または高圧で供給する場合，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また，特別高圧で供給する場合，原則として，撤去後の資材のうち変圧器，開閉器等の機器については，契約使用期間１月（１月未満は，１月といたします。）につきその価額の１パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

⑵　臨時工事費を申し受ける場合は，69（一般供給設備の工事費負担金），70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）および71（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

⑶　低圧または高圧で供給する場合，新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

⑷　分割接続供給の場合の臨時工事費は，⑴，⑵または⑶に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。

⑸　臨時工事費の精算は，73（工事費負担金の申受けおよび精算）⑵ロの場合に準ずるものといたします。

76　工事費等に関する契約書の作成

当社は，契約者もしくは発電契約者が希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，工事費負担金契約書を作成いたします。

Ⅸ　保　　安

77　保安の責任

当社は，受電地点および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。

78　保安等に対する発電者および需要者の協力

⑴　次の場合には，発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　発電者または需要者が，引込線，計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　発電者または需要者が，発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

⑵　発電者または需要者が，当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で，当社が保安上必要と認めるときは，その期間について，当社は，⑴に準じて，適当な処置をいたします。

⑶　発電者または需要者が，当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。

⑷　当社は，必要に応じて，託送供給または発電量調整供給の開始に先だち，接続供給電力または発電量調整受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，発電者および需要者と協議を行ないます。

79 調　　査

⑴ 当社は，法令で定めるところにより，需要者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお，需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

⑵ 調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

⑶ 当社は，⑴の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，需要者にお知らせいたします。

なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書等により，原則として調査時に行ないます。

80 調査等の委託

⑴ 当社は，79（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

⑵ 当社は，⑴によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，需要者にお知らせいたします。

81 調査に対する需要者の協力

⑴ 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

⑵ 当社は，79（調査）⑴により調査を行なうにあたり，必要があるときは，需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

82　検査または工事の受託

⑴　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

⑵　⑴の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

⑶　低圧で供給する場合，契約者または需要者は，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

⑷　⑶の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

83　自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この約款のうち次のものは，適用いたしません。

⑴　79（調査）

⑵　80（調査等の委託）

⑶　81（調査に対する需要者の協力）

⑷　82（検査または工事の受託）

附　　則

附　　則

1　実 施 期 日

この約款は，2024年10月１日から実施いたします。

2　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

⑴に定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者から申出がある場合は，料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

⑴　適用範囲

イ　揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」といいます。）が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が，当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ　イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，物理的に区分する等，何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており，㈠および㈡を明確に区分して定めることが可能であること。ただし，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は，㈠および㈡をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることがあります。

㈠　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

㈡　当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ　イおよびロにおける揚水発電設備等については，あらかじめ定められた

順序または手続き等にしたがって揚水または蓄電および発電または放電を制御することが可能なものであること。

⑵　接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）⑶イ㈡ｃ，㈠ｃ，㈢ｃ，㈣ｃ，㈤ｃ，㈥ｃ，㈦ｃ，ロ㈠ｃ，㈡ｃ，㈠ｃ，ハ㈠ｃ，㈡ｃもしくは㈠ｃ，または，20（臨時接続送電サービス）⑶イ㈡ｃ，㈢ｃ，ロ㈠もしくはハ㈠の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ㈠または㈡により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）⑷ハにかかわらず，ロといたします。

イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

㈠　接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力

＝揚水最大電力等×揚水等損失率＋その他最大電力等

㈡　接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。

接続供給課金対象電力量

＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率＋その他接続供給電力量

ロ　１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力から適用の対象とする供給地点の１年間を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ　そ の 他

㈠　19（接続送電サービス）⑶イ㈠ａに該当する場合は，19（接続送電サービス）⑶イ㈡ａ，㈢ａまたは㈣ａにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。

㈡　20（臨時接続送電サービス）⑶イ㈠ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）⑶イ㈡ａにかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

㈢　20（臨時接続送電サービス）⑶イ㈢ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）⑶イ㈣ａにかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

⑶　電力および電力量の算定

当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）⑿，⑿および⑿にかかわらず，次のとおりといたします。

イ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）

は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量

＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

ハ　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量

＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

⑷　計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については，63（計量器等の取付け）によるものといたします。また，これに加え，⑴イの接続供給に係る電気と，それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚

水発電設備等が設置された需要場所内で発電または放電された電気等をいいます。）とを，⑴ロによって区分する場合には，区分するために必要な計量器およびその付属装置は，原則として，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。

⑸　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は，30（計量）および附則４（受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず，供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された接続供給電力量および最大需要電力等を，供給電圧と同位にするために，あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた損失修正率によって修正したものといたします。

⑹　分割接続供給の場合の取扱い

イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。

ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，⑴および⑵に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）⑿または⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，⑴および⑵に準ずるものといたします。

なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を

使用するものといたします。

3　発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕

⑴　契約者が特定契約を締結している場合または特定送配電事業者が特定契約を締結している場合もしくは契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，原則として，契約者または特定送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

⑵　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち，契約者（当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結する契約者を除きます。）または特定送配電事業者は，受電地点特定番号を明らかにして，申込書（当社所定の様式によります。）により，受電側接続検討の申込みをしていただきます。

⑶　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，発電者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され，または契約者が当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約の変更を希望されることにともない当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは，51（契約の変更）⑶に準じて契約を変更していただくことがあります。

⑷　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が特定送配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達することを希望されるときは，契約者は，当社が受電地点において発電量調整供給を行なう際に必要となる事項について，特定送配電事業者が当社に通知する旨を承諾した文書を提出していただきます。

⑸　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され，かつ，再生可能エネルギー特別措置法第２条第３項第５号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備〔以下「バイオマス発電設備」といいます。〕であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　８（契約の要件）⑵イは，適用いたしません。

ロ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）⑵にかかわらず，18（料金）⑵に定める料金，ホにより算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

ハ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈠およびロ㈠にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

ただし，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給の料金単価は，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈠およびロ㈠にかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

この場合，23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈡およびロ㈡にかかわらず，発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググ

ループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵イ㈡に準じて算定したものの合計とし，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について，それぞれ23（発電量調整受電計画差対応電力）⑵ロ㈡に準じて算定したものの合計といたします。

ニ　特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）⑵ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則第29条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。

なお，契約者が特定契約を締結している場合の特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は，26（給電指令時補給電力）⑵ニにかかわらず，託送供給等約款料金算定規則附則第３条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき，30分ごとに算定される金額といたします。ただし，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，ノンファーム電源に対して出力の抑制を実施したときの給電指令時補給電力料金単価は，39（給電指令の実施等）⑸により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

この場合，26（給電指令時補給電力）⑵ロにかかわらず，給電指令時補給電力料金は，特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について，それぞれ26（給電指令時補給電力）⑵ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられ

る金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定める再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保に係る単価をいいます。）を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

ヘ　インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

㈠　29（料金の算定期間）

㈡　33（料金の算定）

㈢　34（支払義務の発生および支払期日）

㈣　35（料金その他の支払方法）

㈤　36（保証金）

㈥　48（違約金）

㈦　55（解約等）

ト　当社は，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社がノンファーム電源の出力の抑制に係る通知を発電者または契約者に行なった

ときは，トにかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

リ　契約者は，発電量調整供給の実施に先だち，変更後の発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ヌ　リで定めた計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに当社に通知していただきます。

ル　この料金その他の供給条件の適用を開始した後１年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また，この料金その他の供給条件の適用を終了した後１年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

⑹　⑴により発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（⑸において，契約者が希望される場合を除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ　発電量調整供給に係る料金は，18（料金）⑵にかかわらず，18（料金）⑵に定める料金およびロにより算定されるインバランスリスク料といたします。

ロ　インバランスリスク料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

ハ　インバランスリスク料について必要となるその他の事項については，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

⑺　29（料金の算定期間）

⑻　33（料金の算定）

㈠ 34（支払義務の発生および支払期日）

㈡ 35（料金その他の支払方法）

(7) (1)により発電量調整供給契約を締結する発電場所（低圧で受電する場合に限ります。）において，イに該当する複数の発電設備等（各発電設備等の出力が10キロワット未満の場合に限ります。また，特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）を使用する発電場所で，契約者または発電契約者から適用の申出がある場合は，当分の間，必要となるその他の供給条件は，ロからホのとおりといたします。

イ 適　　用

次のいずれかに該当する場合に適用いたします。

㈠ 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の発電設備等を設置する発電場所で，特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備以外の電気を発電契約者が受電する場合

㈡ 特定契約に係る再生可能エネルギー発電設備を複数設置する発電場所で，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備と当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備が混在する場合または当社の再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合

ロ 供給および契約の単位

当社は，15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず，１発電場所について１系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。）し，１電気方式，１引込，２計量をもって発電量調整供給を行ないます。この場合，当該発電場所に係る発電バランシンググループは，計量区分ごとに発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　計　　量

当社は，30（計量）⑴にかかわらず，発電量調整受電電力量は，受電地点ごとに取り付けた記録型等計量器および複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型等計量器により，受電電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。また，受電地点に取り付けた記録型等計量器で計量された電力量と複数の発電設備等を区分するために取り付けた記録型等計量器で計量された電力量の差し引きにより，30分ごとに，発電バランシンググループごとに，電力量を仕訳いたします。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ニ　38（託送供給等の実施）⑶へは，適用いたしません。

ホ　イの適用を廃止しようとされる場合またはイの適用に該当しなくなった場合は，当該発電場所に係る取扱いを終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，必要に応じて契約者，発電契約者および発電者に協力していただきます。

⑻　契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から契約者が締結する特定契約に係る電気を受電する場合，当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は，次のとおりといたします。

イ　特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に，当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電によりえられる電気の量に占めるバイオマスを変換してえられる電気の量の割合をいい，特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし，30分ごとに算定いたします。

ロ　契約者は，当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，イの電力量の仕訳に係る順位を，38（託送供給等の実施）⑶へに準じて電

力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ　イのバイオマス比率は，算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ　特例発電バランシンググループと同一計量する発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は，当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランシンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき，本則に準じて算定いたします。

⑼　その他の事項については，発電契約者および発電者の場合に準ずるものといたします。

4　受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧または供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量，最大連系電力等および最大需要電力等を，受電電圧または供給電圧と同位にするために，原則として３パーセントの損失修正率によって修正したものといたします。

5　記録型等計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

⑴　低圧で供給する場合で，30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型等計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については，次のとおりといたします。

イ　移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その１月のうち記録型等計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における30分ごとの接続供給電力量は，移行期間

において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし，移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は，移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接続供給電力量

ハ，19（接続送電サービス）⑵イ㈡，㈣または20（臨時接続送電サービス）⑵イによって，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で，移行期間において，接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより，料金に変更があったときは，移行期間における接続供給電力量を，料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合，移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を，イに準じて，30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

ハ　接続送電サービス契約電力

契約者が19（接続送電サービス）⑵イ㈠によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は，当分の間，19（接続送電サービス）⑵イ㈠にかかわらず，供給地点ごとに，負荷設備の容量等を基準として，契約者と当社との協議によって定めることがあります。

⑵　発電量調整供給の場合で，当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型等計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受

電電力量は，当分の間，発電契約者と当社との協議によって定めます。

6　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置

⑴　１発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31（電力および電力量の算定）⑳イおよび㉑イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）⑵イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

⑵　１発電場所において，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等が混在する場合は，調整電源に該当する発電設備等と調整電源に該当しない発電設備等を異なる発電バランシンググループに設定していただきます。また，当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は，発電契約者と当社との協議によって発電バランシンググループごとに定めます。この場合，31（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上，協議により定めた値を，当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

7　損害賠償の免責についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第４条第１項に定める旧特定供給者に該当する場合で，39（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し，または中止したことにより，発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは，49（損害賠償の免責）⑴にかかわらず，発電契約者の求めに応じ，当社は，当該損害について，再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号トに定める額を限度として，補償するものといたします。

なお，当社は，同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について，賠償の責めを負いません。

8　みなし登録特定送配電事業者についての特別措置

この約款実施の際現に改正前の電気事業法附則第４条第２項に規定されるみなし登録特定送配電事業者が，特定送配電事業の用に供するための託送供給を行なう場合の料金および必要となるその他の供給条件のうち，この約款によりがたい事項については，みなし登録特定送配電事業者と当社との協議によって定めます。

9　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置

⑴　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置

イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適用範囲

契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。

㈠　軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までおよび10月１日から11月30日までの期間をいいます。）における平日（毎年10月1日から11月30日までの期間を除きます。），土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の午前８時から午後４時までの時間

㈡　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。）

ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出

⑴　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。

⑵　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。

⑶　15（供給および契約の単位）⑵ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，⑴および⑵に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。

ハ　接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）⑵ニによって定めた値といたします。

なお，19（接続送電サービス）⑵ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）⑵ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。

また，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときの昼間時間最大電力は，19（接続送電サービス）⑷ロにかかわらず，⑴とし，ピークシフト電力は，19（接続送電サービス）⑷ハにかかわらず，⑵といたします。

⑴　昼間時間最大電力

昼間時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33〔料金

の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈡　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿

にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。

なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。

また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

ピークシフト電力
＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力
－当該供給地点の昼間時間最大電力

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ　接続送電サービス料金

この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (a)，(ロ) c (a)，ハ(イ) c (a)または(ロ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (a)，(ロ) c (a)，ハ(イ) c (a)または(ロ) c (a)に準じて算定いたします。

ホ　そ の 他

(イ)　当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。

(ロ)　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。

(2)　１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置

イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

㈠　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）⑷イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）⑷イにいうハのピークシフト電力は，㈡のピークシフト電力といたします。

㈡　負荷移行元時間最大電力

１年間を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における最大の接続供給電力（以下「負荷移行元時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値（分割接続供給の場合は，

33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈠　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。

なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。

また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加え

たものといたします。

ピークシフト電力

＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力

－当該供給地点の負荷移行元時間最大電力

なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

㈡　１年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それが19（接続送電サービス）⑷の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕⑷によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。

㈢　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）⑷ニに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）⑷ニに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）⑶によって算定された金額から，㈠によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。

㈠　ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）⑷イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）⑷イにいうハのピークシフト電力は，㈡のピークシフト電力といたします。

㈡　負荷移行元時間最大電力

1年間を通じての負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，1年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を2倍した値（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用した

ときの負荷移行元時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈠　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。

なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。

また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

ピークシフト電力

＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力

－当該供給地点の負荷移行元時間最大電力

なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

㈡　１年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお，それがこの取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。

ハ　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）⑵ロまたはイ㈠もしくはロ㈠にかかわらず，適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力から適用の対象とする供給地点の１年間を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，

1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。

また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ　(1)の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合の負荷移行元時間最大電力は，イ(ロ)またはロ(ロ)にかかわらず，(イ)とし，ピークシフト電力は，(1)ハ(ロ)またはイ(ハ)もしくはロ(ハ)にかかわらず，(ロ)といたします。

(イ)　負荷移行元時間最大電力

負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，1年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，1年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕(12)にもとづき料金の調整を行なうために，1供給地点につき，1接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，(1)イ(イ)または(ロ)の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給

にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈡　ピークシフト電力

ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。

なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。

また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，⑴イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対

象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

ピークシフト電力
＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力
－当該供給地点の負荷移行元時間最大電力

なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

10　再エネ海域利用法に係る特別措置

再エネ海域利用法第８条第１項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する国からの要請による受電側接続検討について，電力広域的運営推進機関から依頼を受けた場合は，受電側接続検討の申込みがなされたものとみなし，９（検討および契約の申込み）⑴にもとづき受電側接続検討をいたします。この場合，検討料については，選定事業者を発電者とする発電契約者から申し受けます。

11　給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）⑵への場合で，連系に係る受電側接続検討申込書類を当社が2023年１月31日までに受領し，当該受電側接続検討を当社が2023年３月31日までに受け付けたノンファーム電源（ローカル系統の増強に要する工事費負担金を当社が申し受けた発電設備等に限ります。以下「みなしファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，26（給電指令時補

給電力）⑵ニ，31（電力および電力量の算定）⑱ロおよび⑲ロにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

12　バランシンググループの設定に係る特別措置

契約者，発電契約者または需要抑制契約者が配電事業者（当社供給区域内において事業を営むものに限ります。）の供給区域において配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第27条の12の11第１項にもとづき配電事業者が経済産業大臣に届け出たものをいい，電気事業法第27条の12の11第２項ただし書にもとづき経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件を含みます。以下「配電事業者の約款」といいます。）により託送供給または電力量調整供給を受ける場合で，当該配電事業者の配電事業に係る業務の一部（発電量調整受電計画差対応電力，接続対象計画差対応電力および需要抑制量調整受電計画差対応電力の不足電力の補給または送電超過分電力もしくは抑制超過分電力の購入ならびに給電指令等により生じた不足電力の補給に係る業務といたします。）について，当該配電事業者と当社との間で受委託に関する契約を締結し，かつ，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が当該配電事業者の供給区域における需要場所または発電場所（調整電源に該当する発電場所を除きます。）をこの約款で設定する需要バランシンググループ，発電バランシンググループまたは需要抑制バランシンググループに属することを希望されるときの料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

⑴　代表契約者の選任

契約者および配電事業者の約款に定める契約者が複数となる場合で，１需要バランシンググループを設定することを希望されるときは，次のとおりとしていただきます。

イ　４（代表契約者の選任）にかかわらず，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き，１需要バランシンググループを設定することを希望されるすべての者がこの約款にもとづいて当社と接続供給契約を締結するものとし，１接続供給契約における契約者を複数としていただきます。この場合，当該接続供給契約においては１需要バランシン

ググループを設定するものとし，この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を，代表契約者としてあらかじめ選任していただき，かつ，契約者が行なう，当社との手続きおよび協議，この約款に定める金銭債務の支払い等は，代表契約者を通じて行なっていただきます。また，当社は，契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対して行ないます。ただし，当社は，必要に応じて，代表契約者以外の契約者と，協議等をさせていただくことがあります。

ロ　契約者は，配電事業者と締結する接続供給契約においても，イによって代表契約者に選任された契約者を代表契約者としてあらかじめ選任していただきます。ただし，イによって代表契約者に選任された契約者と配電事業者が接続供給契約を締結し，イにおいて１需要バランシンググループを設定する他の契約者が当該配電事業者と接続供給契約を締結しない場合を除きます。

⑵　契約の要件

需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合で，需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営むものであるときは，８（契約の要件）⑷イにかかわらず，次のいずれにも該当すること。

イ　需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）に対して，次の㈠および㈡の事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

㈠　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）

㈡　需要抑制の実施頻度および時期

ロ　イによってえられた100キロワットをこえる電気（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整供給契約における電気を含みます。）を供給しようとするものであること。

ハ　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および

情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

ニ　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

ホ　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

⑶　供給および契約の単位

イ　接続供給の場合，契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要バランシンググループと同一の需要バランシンググループを設定していただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は配電事業者の供給区域における発電場所（調整電源に該当する場合を除きます。）について，この約款で設定する発電バランシンググループと同一の発電バランシンググループを設定していただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は配電事業者の供給区域における需要場所について，この約款で設定する需要抑制バランシンググループと同一の需要抑制バランシンググループを設定していただきます。

なお，需要抑制契約者は，需要者（配電事業者の約款に定める需要者を含みます。）と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法（31〔電力および電力量の算定〕⑭イまたはロならびに配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法をいいます。）が同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループ（配電事業者の約款で設定する需要抑制バランシンググループを含みます。）に属することはできないものといたします。

⑷　料金

イ　発電量調整受電計画差対応電力

発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

⑴　適用

発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）⑸もしくは⑹または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

⑵　発電量調整受電計画差対応電力

a　発電量調整受電計画差対応補給電力

(a)　適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の⑸ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　発電量調整受電計画差対応余剰電力

(a)　適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応電力

需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(イ)　適用

39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(ロ)　接続対象計画差対応電力

a　接続対象計画差対応補給電力

(a)　適用範囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を

上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b 接続対象計画差対応余剰電力

(a) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ハ 需要抑制量調整受電計画差対応電力

需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対

応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

㈠　適用

需要抑制バランシンググループに適用いたします。

㈡　需要抑制量調整受電計画差対応電力

a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(a)　適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

(a)　適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。

(b)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

(c)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

ニ　給電指令時補給電力

発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

(イ)　契約者に係る給電指令時補給電力料金

a　適用範囲

39（給電指令の実施等）(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。

b　給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c　給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)ヌにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27

条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

(ロ) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

a 適用範囲

39（給電指令の実施等）(5)もしくは(6)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

b 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は，c に定める30分ごとの給電指令時補給電力量に d の給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

c 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，(5)チにより30分ごとに算定された値といたします。

d 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）(2)ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）(5)により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

⑸　電力および電力量の算定

イ　発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑶にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ロ　発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑷ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑴のとおりといたします。

ハ　接続対象計画電力

接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑾にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ニ　接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑿にかかわらず，

30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑵のとおりといたします。

ホ　需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）⒂にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。

ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⒃にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑶のとおりといたします。

ト　ベースライン

ベースラインは，31（電力および電力量の算定）⒄にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を

損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕⑴イまたはロの場合は１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，１接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）⑳ロにかかわらず，次の⑴，⑵および⑶によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。

⑴　30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑵　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合

b　39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。

c　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

d　39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。

⑹　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。

a　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引い

た値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⑹　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電

事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵への出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵への出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量

－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量

－発電量調整受電電力量

d　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量

＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給

電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

⒜　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

⒝　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）⑵へによる出

力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

(c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給

電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量
－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）⑵ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対

して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量
＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

ヌ　接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）㉒にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量
＝接続対象電力量－接続対象計画電力量

ル　接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）㉓にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続

対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量

＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）⑵4にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑴4イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として

31（電力および電力量の算定）⑭ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときは，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \begin{matrix}\text{需要抑制量}\\ \text{調整受電}\\ \text{計画電力量}\end{matrix} + \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \begin{matrix}\text{損失率（32〔損失率〕に}\\ \text{定める損失率といたします。）}\end{matrix}} - \text{ベースライン}$$

ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）㉕にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑭ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量

⑹　託送供給等の実施

イ　接続供給の場合，契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）の需要想定値および需要想定値に対する調達計画・販売計画における接続対象電力または接続対象電力量に，配電事業者の約款に定める接続対象電力または接続対象電力量を含めていただきます。

ロ　発電量調整供給の場合，発電契約者は，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）の発電計画および調達計画・販売計画における発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力または発電量調整受電電力量を含めていただきます。

ハ　需要抑制量調整供給の場合，需要抑制契約者は，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）の需要抑制計画および調達計画・販売計画における需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量に，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力または需要抑制量調整受電電力量を含めていただきます。

⑺　解約等

当社は，契約者，発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し，当社が契約者，発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で，40（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないときには，55（解約等）⑴ハ㈠，㈡，㈢または㈣にかかわらず，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

イ　託送供給の場合は，８（契約の要件）⑴を，発電量調整供給の場合は，８（契約の要件）⑵を，需要抑制量調整供給の場合は，８（契約の要件）⑷ロ，ハ，ニもしくはホまたは⑵を欠くに至った場合

ロ　接続供給の場合で，頻繁に接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ハ　発電量調整供給の場合で，頻繁に発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

ニ　需要抑制量調整供給の場合で，頻繁に需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）と需要抑

制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき。

⑻　発電量調整供給契約についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

イ　契約者が特定契約を締結している場合もしくは特定送配電事業者が特定契約を締結している場合または契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑴にかかわらず，原則として，当社の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と当社との間で，配電事業者の供給区域においては契約者または特定送配電事業者と配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結し，特例発電バランシンググループを設定していただきます。この場合，契約者が締結する特定契約に係る発電設備，特定送配電事業者が締結する特定契約に係る発電設備および当社または配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電設備は，同一のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ロ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者（特定送配電事業者が契約者となる場合を除きます。）が希望されるときは，契約者の指定する発電バランシンググループ（当該発電バランシンググループにおける特定契約が2016年４月１日以降に締結され，かつ，バイオマス発電設備であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第８号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

⑴　発電量調整供給に係る料金は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸ロにかかわらず，18（料金）⑵に定める料金，⑷により算定されるインバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料といたします。ただし，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契

約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達する場合は，インバランスリスク料および再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は申し受けません。

㈺　インバランスリスク料は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸ホにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。また，再生可能エネルギー予測誤差対応調整力確保料は，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）に，再生可能エネルギー予測誤差対応単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。

㈻　当社は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑸トにかかわらず，30分ごとの契約者が締結する特定契約または当社，配電事業者もしくは特定送配電事業者との再生可能エネルギー電気卸供給契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後４時までに契約者に通知いたします。

また，当社は，当該発電量調整受電計画電力量の見直しを行ない，変更後の発電量調整受電計画電力量を決定し，原則として発電量調整供給実施日の前日午前６時までに契約者に再通知いたします。

なお，契約者は，必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要となる事項に関する文書を当社に提出していただきます。

㈼　ローカル系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合で，当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）の出力の抑制に係る通知を発電者または契

約者に行なったときは，㈠にかかわらず，契約者は，発電量調整受電計画電力量の見直しを行なっていただきます。

ハ　イにより発電量調整供給契約を締結する場合において，契約者が当社または配電事業者と再生可能エネルギー電気卸供給契約を締結し，指定した再生可能エネルギー発電設備から電気を調達するときの契約者の指定する発電バランシンググループ（ロにおいて，契約者が希望される場合を除きます。）に係るインバランスリスク料は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑹ロにかかわらず，特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）にインバランスリスク単価を適用してえられる金額のその１月の合計（合計額が負となる場合は零といたします。）といたします。

⑼　給電指令時補給電力料金に係る特別措置

39（給電指令の実施等）⑵への場合で，みなしファーム電源（配電事業者の約款に定めるみなしファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，⑷ニ㈡ｄ，⑸チおよび⑸リにおいて，当該発電設備等をファーム電源として取り扱います。

⑽　その他の事項については，この約款および配電事業者の約款に準ずるものといたします。

13　Ｎ－１電制の実施についての特別措置

⑴　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑾にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額から，30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に再生可能エネルギー特別措置法施行規則第13条の３の４に定める回避可能費用単価（以下「回避可能費用単価」といいます。）に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制

オペレーション費用として契約者にお支払いいたします。

⑵　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって契約者または特定送配電事業者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑾にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に当該特定契約に係る再生可能エネルギー特別措置法第３条第２項または第８条第１項に定める調達価格を乗じてえた金額を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額および30分ごとのＮ－１電制時調達不足電力量に回避可能費用単価に消費税等相当額を加えた金額を乗じてえた金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として契約者または特定送配電事業者にお支払いいたします。

⑶　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等であって再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備に対してＮ－１電制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑾にかかわらず，Ｎ－１電制時調達不足電力量の調達に要した費用の実費相当額に，Ｎ－１電制が実施された発電設備を再度起動するために要した燃料費等の費用の実費およびＮ－１電制時調達不足電力量に応じてえられる供給促進交付金の金額（再生可能エネルギー特別措置法第２条の４にもとづき算定される金額をいいます。）を加えた金額から，Ｎ－１電制が実施されなかったとしたときにその発電設備がＮ－１電制時調達不足電力量を発電するのに要したであろう費用に相当する金額を差し引いた金額について，電力広域的運営推進機関が認める範囲においてＮ－１電制オペレーション費用として発電契約者にお支払いいたします。

14　系統連系受電サービス等についての特別措置

⑴　発電場所が，次のいずれかに該当する場合，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力は，22（系統連系受電サービス）⑵ロおよびハならびに41（契約超過金）⑵ロおよびハに準じて定めます。

なお，系統連系受電課金対象電力および契約超過受電電力の算定上，次に定める比を，22（系統連系受電サービス）⑵ロおよび41（契約超過金）⑵ロに定める契約受電電力の比とみなします。

また，発電場所がイ㈡に該当する場合，22（系統連系受電サービス）⑶イの基本料金および22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の系統設備効率化割引額の算定上，まったく発電または放電しない場合とは，１月においてイ㈡における当社が無償で受電している電気以外の電気をまったく発電または放電しない場合をいいます。

イ　発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

㈠　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の特定契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の特定契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

㈡　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約および発電者と当社との間の一時調達契約が締結されている場合

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力と発電者と当社との間の一時調達契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

㈢　発電契約者と発電者との間の電力受給に関する契約が締結され，かつ，当該発電場所が発電量調整供給契約に属さないこととなった場合または発電者と当社との間の特定契約が消滅した場合で，接続された電気を当社が無償で受電しているとき。

発電契約者と当社との間の発電量調整供給契約に定める契約受電電力

と発電量調整供給契約に属さないこととなった場合の直前の当該発電量調整供給契約に定める契約受電電力または発電者と当社との間の特定契約が消滅した場合の直前の当該契約に係る電力受給に関する契約に定める契約受電電力の比

ロ　イ(イ)，(ロ)または(ハ)に該当する場合で，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備のとき。

当該バイオマス発電設備の再生可能エネルギー特別措置法施行規則第４条の２第２項第９号イに定めるバイオマス比率（以下「認定バイオマス比率」といいます。）

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。

(2)　(1)の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。

なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。

また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

(3)　発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備

の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，⑴イ㈠またはロ〔⑴イ㈠に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型等計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。

22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金は申し受けません。

ロ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型等計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。

㈠　22（系統連系受電サービス）⑵イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

㈡　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続

供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。

a　41（契約超過金）⑵イ㈠またはロ㈠における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。

b　41（契約超過金）⑵イ㈡またはロ㈡における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。

⑷　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。

イ　適用範囲

原則として，2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。

ロ　系統連系受電サービス料金等

22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金は申し受けません。

なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，㈠，㈡または㈢により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。

㈠　系統連系受電課金対象電力

a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。

b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。

なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑻イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によっ

て定めた比率といたします。

㈡　発電量調整受電電力量

a　イの発電設備が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）⑴ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑺ハもしくは⑻イに準じて算定いたします。

b　イの発電設備が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合

イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）⑴ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）⑺ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。

なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。

㈢　契約超過受電電力

a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合

⒜　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月

の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。

⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合

⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。

⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。

⑸　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）⑶ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合は，次のとおりといたします。

イ　発電設備が⑷イに定める適用範囲に該当する場合

22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金を申し受けません。

ロ　発電設備が⑷イに定める適用範囲に該当しない場合

発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）⑶ロに定める電力量料金を申し受けます。

⑹　発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。

イ　18（料金）⑶ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。

ロ　22（系統連系受電サービス）⑵における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）⑵における契約超過受電電力の算定上，当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなします。

ハ　39（給電指令の実施等）⑺において，当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。

ニ　53（契約の廃止）⑸または55（解約等）⑹において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。

⑺　2024年３月31日までに接続供給に係る電気を発電または放電する発電場所で，イに定める近接性評価地域に立地している発電場所における系統設備効率化割引単価は，別表２（系統設備効率化割引の対象変電所等）⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間，ロまたはハといたします。

イ　近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

都道府県	市　町　村
大　阪　府	岸和田市，豊中市，池田市，吹田市，泉大津市，高槻市，　貝塚市，　守口市，　枚方市，　茨木市，泉佐野市，富田林市，寝屋川市，大東市，和泉市，箕面市，門真市，摂津市，泉南市，四條畷市，交野市，阪南市，島本町，忠岡町，熊取町，田尻町
兵　庫　県	尼崎市，伊丹市
京　都　府	京都市，宇治市，城陽市，向日市，長岡京市，八幡市，京田辺市，大山崎町，久御山町，精華町
奈　良　県	奈良市，大和高田市，大和郡山市，天理市，橿原市，生駒市，香芝市，葛城市，三郷町，斑鳩町，安堵町，川西町，　三宅町，　田原本町，　上牧町，　王寺町，広陵町，河合町
滋　賀　県	草津市，守山市，栗東市，野洲市，湖南市，竜王町，愛荘町，豊郷町，甲良町

ロ　受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡にかかわらず，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２およびＢ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

ハ　受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえる場合の系統設備効率化割引単価

22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡によって算定された系統設備効率化割引単価が，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価を下回る場合の系統設備効率化割引単価は，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡にかかわらず，22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の割引区分Ａ－２を適用した場合に算定される系統設備効率化割引単価といたします。

15　2025年３月31日までの給電指令の実施等についての特別措置

この約款実施の日から2025年３月31日までの期間における需要者の電気の使用または21（予備送電サービス）の使用を制限または中止した場合の料金については，39（給電指令の実施等）⑼または⑽にかかわらず，次のとおりといたします。

⑴　当社は，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハ，トまたは⑶によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合は，その部分については割引いたしません。

イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。

⑷　割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の19（接続送電サービス）または20（臨時接続送電サービス）の基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

⑸　割 引 率

１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。

⑹　制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。

ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

⑷　割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の19（接続送電サービス）または20（臨時接続送電サービス）の基本料金といたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ロ，ニ，ホ，ヘまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

⑸　割 引 率

１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。

⑹　制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時

間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。

なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。

（算　　式）

a　接続供給電力を制限した場合

H’＝　H×（D－d）／D

H’＝　修正時間

H　＝　制限時間

D　＝　当該供給地点の接続送電サービス契約電力または
臨時接続送電サービス契約電力

d　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値

b　接続供給電力量を制限した場合

H’＝　H×（A－B）／A

H’＝　修正時間

H　＝　制限時間

A　＝　制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量
（需要者の平常操業時の接続供給電力量の実績等にもとづき算定される推定接続供給電力量といたします。）

B　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量

c　接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については，aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

⑵　⑴による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。

なお，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）が整った場合は，需要者に3日前までにお知らせしたことをもって契約者に3日前までにお知らせしたものとみなします。

⑶　21（予備送電サービス）の使用を制限し，または中止した場合には，⑴および⑵に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

別　　表

別　　表

1　契約設備電力の算定

契約設備電力は，原則として，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

ただし，これによりがたい場合は，主開閉器の定格電流にもとづき別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

2　系統設備効率化割引の対象変電所等

⑴　系統設備効率化割引の対象変電所等

次の変電所等を系統設備効率化割引の対象変電所等といたします。

割引区分	割引対象変電所等
Ａ－１	信貴変電所
Ａ－２	西京都変電所，南京都変電所，新生駒変電所， 紀の川変電所，金剛変電所，御坊変電所，淀川変電所， 東大阪変電所，下穂積変電所，湖南変電所，洛南変電所， 枚方変電所，新寝屋川変電所，南河内変電所， 南大阪変電所，北葛城変電所，喜撰山開閉所， 東大和開閉所，東近江開閉所，紀北変換所， 鳴門変電所（四国電力送配電株式会社）
Ａ－３	北摂変電所，猪名川変電所，新綾部変電所，嶺南変電所， 能勢変電所，奥多々良木変電所，伊丹変電所，北大阪変電所， 東播変電所，西神戸変電所，北豊中変電所，小曽根変電所， 湖東変電所，西大阪変電所，甲賀変電所，栗東変電所， 泉南変電所，泉北変電所，海南港変電所，多奈川変電所， 西淡変電所，京北開閉所，山崎開閉所，大河内開閉所

割引区分	割引対象変電所等
Ｂ－１	有馬変電所，城見変電所，松ケ丘変電所，真上町変電所， 阿武野変電所，水無瀬変電所，富田変電所，上牧変電所， 高槻変電所，芥川変電所，東天川変電所，西天川変電所， 五百住変電所，如是変電所，茨木変電所，春日変電所， 下穂積変電所，南茨木変電所，山田変電所，千里丘変電所， 小野原変電所，西宿変電所，上新田変電所，稲変電所， 桜ケ丘変電所，渋谷変電所，箕面変電所，石橋変電所， 刀根山変電所，北豊中変電所，池田変電所，熊野変電所， 長興寺変電所，佐井寺変電所，岸部変電所，山手町変電所， 西千里変電所，楠葉変電所，招提変電所，牧野変電所， 田口変電所，長尾変電所，長尾元町変電所，津田変電所， 中宮変電所，洞ヶ峠変電所，郡津東変電所，禁野変電所， 南枚方変電所，中振変電所，茄子作変電所，唐崎変電所， 光善寺変電所，目垣変電所，真砂変電所，沢良宜変電所， 鳥飼変電所，正雀変電所，味生変電所，香里変電所， 三井変電所，豊野変電所，下池田変電所，平池変電所， 交野変電所，星田変電所，寝屋川変電所，四条畷変電所， 砂変電所，神田変電所，大庭変電所，大和田変電所， 藤田変電所，浜町変電所，八雲変電所，守口変電所， 速見変電所，寺方変電所，旭東変電所，島頭変電所， 北島橋変電所，茨田変電所，茨田浜変電所，末広変電所， 瑞光変電所，小松変電所，吹田変電所，野崎変電所， 大東変電所，中垣内変電所，豊里町変電所，豊津変電所， 浜変電所，南金田変電所，豊南変電所，西三国変電所， 淡路町変電所，東淀川変電所，木川変電所，三国変電所， 服部変電所，庄内変電所，三津屋変電所，十三変電所， 長柄変電所，西扇町変電所，北野変電所，大仁変電所， 福島変電所，曽根崎変電所，扇町変電所，空心町変電所， 天満橋変電所，北浜変電所，船場変電所，久宝寺変電所， 亀甲町変電所，大開町変電所，備後町変電所， 農人橋変電所，赤川変電所，生江町変電所，森小路変電所， 関目変電所，放出変電所，都島変電所，野江変電所， 新喜島変電所，中本変電所，今津町変電所，御幣島変電所， 姫島変電所，福変電所，新大岩変電所，加納変電所， 鴻池変電所，石切変電所，下島変電所，枚岡変電所， 桜町変電所，三宅変電所，田井城変電所，藤井寺変電所， 道明寺変電所，中村変電所，津久野変電所，深井変電所， 西浦変電所，福田変電所，八田変電所，北野田変電所， 高石変電所，喜志変電所，信太変電所，深阪変電所， 菱木変電所，新狭山変電所，府中変電所，黒鳥変電所， 光明池変電所，富田林変電所，泉ヶ丘変電所，錦織変電所， 汐ノ宮変電所，滝谷変電所，唐国変電所，岸和田変電所， 田治米変電所，栂変電所，蛸地蔵変電所，長野変電所， 三日市変電所，桂変電所，上里変電所，長岡変電所， 大山崎変電所，久我変電所，双ケ岡変電所，嵯峨変電所， 太秦変電所，西院変電所，太子道変電所，朱雀野変電所， 白梅町変電所，北衣手変電所，堀川変電所，島原変電所，

割引区分	割引対象変電所等
Ｂ－１	西京極変電所，東寺変電所，大仏変電所，三条変電所， 下京変電所，吉祥院変電所，七条変電所，向日町変電所， 神足変電所，醍醐変電所，山科変電所，西山科変電所， 大塚変電所，新山科変電所，木津変電所，多田変電所， 川西変電所，中山寺変電所，山本変電所，久代変電所， 宝塚変電所，安倉変電所，仁川変電所，昆陽変電所， 千僧変電所，東伊丹変電所，稲野変電所，椎堂変電所， 塚口変電所，神崎変電所，潮江変電所，杭瀬変電所， 名神町変電所，立花変電所，尼崎変電所，前浜変電所， 北鳴尾変電所，北立花変電所，武庫変電所，甲東園変電所， 広田変電所，中須佐変電所，西宮変電所，津門変電所， 香枦園変電所，夙川変電所，岩園変電所，芦屋変電所， 深江変電所，本山変電所，甲南変電所，魚崎変電所， 六甲アイランド変電所，御影変電所，新在家変電所， 篠原変電所，上筒井変電所，葺合変電所，神戸港変電所， 三宮変電所，元町変電所，新開地変電所，和田変電所， 秋篠変電所，登美ヶ丘変電所，東生駒変電所，堅田変電所， 阪本変電所，守山変電所，駒井沢変電所，皇子山変電所， 草津変電所，矢橋変電所，野路変電所，瀬田変電所， 木村橋変電所，野口変電所，別府変電所
Ｂ－２	上本町変電所，岡町変電所，江戸堀変電所，中之島変電所， 真田山変電所，信濃橋変電所，立売堀変電所，波除変電所， 四貫島変電所，北港変電所，舞洲変電所，市岡変電所， 本田変電所，築港変電所，泉尾変電所，鶴町変電所， 南恩加島変電所，諏訪変電所，鶴橋変電所，中川町変電所， 猪飼野変電所，今里変電所，佃変電所，河内変電所， 稲田変電所，春宮変電所，三休橋変電所，道頓堀変電所， 西堤変電所，高井田変電所，荒本変電所，意岐部変電所， 千日前変電所，高津変電所，永和変電所，湊町変電所， 足代変電所，難波変電所，桃谷変電所，下寺町変電所， 芦原橋変電所，花園変電所，俊徳変電所，小坂変電所， 布施変電所，瓢箪山変電所，津守変電所，萩之茶屋変電所， 田島変電所，天王寺変電所，長瀬変電所，友井変電所， 阿倍野変電所，今宮変電所，百済変電所，巽変電所， 美章園変電所，正覚寺変電所，小畑変電所，西八尾変電所， 緑ヶ丘変電所，上尾町変電所，玉出変電所，帝塚山変電所， 南港変電所，敷津変電所，平野変電所，山坂変電所， 中野変電所，粉浜変電所，加美変電所，東郷変電所， 鷹合町変電所，加賀屋変電所，竜華変電所，刑部変電所， 上住吉変電所，老原変電所，八尾変電所，住之江変電所， 長吉変電所，苅田変電所，我孫子変電所，瓜破変電所， 錦綾変電所，川辺変電所，堅下変電所，弓削変電所， 三宝変電所，東堺変電所，大小路変電所，長曽根変電所， 天美変電所，竜神変電所，松原変電所，高鷲変電所，

割引区分	割引対象変電所等
Ｂ－２	土師ノ里変電所，金岡変電所，旭ケ丘変電所， 石津川変電所，恵我之荘変電所，梅町変電所，金田変電所， 浜寺変電所，美原変電所，鳳変電所，大野芝変電所， 泉北港変電所，日置荘変電所，福泉変電所，助松変電所， 泉大津変電所，荒木変電所，土生変電所，貝塚変電所， 二色浜変電所，見出川変電所，佐野変電所， りんくうタウン変電所，鶴原変電所，羽倉崎変電所， 尾崎変電所，上中町変電所，南川町変電所，小浜変電所， 高浜変電所，白鳥変電所，中舞鶴変電所，弥栄町変電所， 間人変電所，峰山変電所，岩滝変電所，波路変電所， 東舞鶴変電所，岩井変電所，綾部変電所，馬堀変電所， 大原野変電所，大宮変電所，西賀茂変電所，上賀茂変電所， 田中変電所，室町変電所，松ヶ崎変電所，山端変電所， 中京変電所，竹間変電所，上鳥羽変電所，蹴上変電所， 河原町変電所，寺町変電所，祇園変電所，有隣変電所， 勧進橋変電所，清井町変電所，錦変電所，淀変電所， 丹波橋変電所，伏見変電所，下鳥羽変電所，木幡変電所， 小倉変電所，菟道変電所，稲荷変電所，深草変電所， 枇杷庄変電所，市辺変電所，大久保変電所，久御山変電所， 岩田変電所，男山変電所，久世変電所，久津川変電所， 松井変電所，篠山変電所，丹南変電所，ゆりのき台変電所， 弥生が丘変電所，鹿の子台変電所，藤原台変電所， 口酒井変電所，園田変電所，南尼崎変電所，南灘変電所， 旭変電所，ポート南変電所，ポートアイランド変電所， 中山手変電所，楠橋変電所，有馬道変電所， 丸山変電所（兵庫県神戸市），会陽変電所，菅原変電所， 長田変電所，千歳町変電所，鷹取変電所，須磨変電所， 神戸変電所，箕谷変電所，鈴蘭台変電所，高塚山変電所， 樫野台変電所，白川変電所，落合変電所（兵庫県神戸市）， 名谷変電所，垂水変電所，舞子変電所，歌敷山変電所， 大蔵谷変電所，有瀬変電所，太寺変電所，南明石変電所， 西明石変電所，明石変電所，西大久保変電所， 江井島変電所，土山変電所，奈良変電所，高天町変電所， 平城変電所，南生駒変電所，学園前変電所，富雄変電所， 菅原町変電所，六条西変電所，京終変電所，北之庄変電所， 昭和変電所，二階堂変電所，丹波市変電所，王寺変電所， 真美ヶ丘変電所，市場変電所，高田変電所，西橿原変電所， 橿原変電所，田原本変電所，千代変電所，桜井変電所， 畝傍変電所，栄和町変電所，下田変電所，川合変電所， 川原樋川変電所，草野川変電所，高月町変電所， 新長浜変電所，長浜変電所，彦根変電所，芹川変電所， 八幡変電所，近江河西変電所，祇王変電所，浜大津変電所， 大津変電所，新草津変電所，膳所変電所，松江変電所， 北島変電所，和歌山変電所，貝柄町変電所，宮変電所， 城北橋変電所，湊変電所，手平変電所，堀止変電所， 海南変電所，甲斐川変電所，田辺変電所，新宮変電所， 浜坂変電所，城崎変電所，八鹿変電所，中瀬変電所，

割引区分	割引対象変電所等
Ｂ－２	城北変電所，城西変電所，総社変電所，宮西変電所， 東延末変電所，城南変電所，手柄変電所，飾磨港変電所， 高畑変電所，一色変電所，矢田川変電所

なお，系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価については，原則として2028年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

⑵　系統設備効率化割引の割引区分の適用

イ　⑴の割引区分は，10（契約の成立および契約期間）⑴により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。

なお，連系変電所等については，原則として2028年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。

ロ　⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。

ハ　⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，⑴の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

ニ　2024年４月１日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化

割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は，その次の⑴に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間１回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）⑶ハ㈡の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－１	Ａ－１，Ａ－２，Ａ－３ または割引対象外	Ａ－１
Ａ－２	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２，Ａ－３ または割引対象外	Ａ－２
Ａ－３	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２	Ａ－２
	Ａ－３または割引対象外	Ａ－３
Ｂ－１	Ｂ－１，Ｂ－２ または割引対象外	Ｂ－１
Ｂ－２	Ｂ－１	Ｂ－１
	Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－２

3　契約電力および契約容量の算定方法

19（接続送電サービス）⑵イ㈡もしくは㈣または20（臨時接続送電サービス）⑵イ㈠ｂもしくは㈡ｂの場合の契約電力または契約容量は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

⑴　供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）}\times\text{電圧（ボルト）}\times\frac{1}{1{,}000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧

は，200ボルトといたします。

⑵　供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×$\frac{1}{1{,}000}$

4　負荷設備の入力換算容量

⑴　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200パーセント	

ロ　ネオン管灯

２次電圧（ボルト）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ　水 銀 灯

出　　力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

⑵　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

⑴　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

⑵　出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出　力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット） ×133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ　３相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　×　93.3パーセント
出力（キロワット）× 125.0パーセント

⑶　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

⑷　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \begin{matrix}\text{最大定格１次入力}\\ \text{（キロボルトアンペア）}\end{matrix} \times 70\text{パーセント}$$

ロ　イ以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \begin{matrix}\text{実測した１次入力}\\ \text{（キロボルトアンペア）}\end{matrix} \times 70\text{パーセント}$$

⑸　そ の 他

イ　⑴，⑵，⑶および⑷によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5　平均力率早見表

⑴　この約款における平均力率は次表によります。ただし，有効電力量の値が零となる場合の平均力率は，85パーセントとみなします。

⑵　有効電力量および無効電力量の計量については，　30（計量）に準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，　30（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧または供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，受電電圧または供給電圧と同位にするために，原則として３パーセントの損失修正率によって修正したものといたします。

Wo/Wの値		平均力率（%）	Wo/Wの値		平均力率（%）
0.0000から	0.1004まで	100	1.0932から	1.1231まで	67
0.1005	0.1752	99	1.1232	1.1536	66
0.1753	0.2279	98	1.1537	1.1848	65
0.2280	0.2718	97	1.1849	1.2166	64
0.2719	0.3106	96	1.2167	1.2490	63
0.3107	0.3461	95	1.2491	1.2822	62
0.3462	0.3793	94	1.2823	1.3161	61
0.3794	0.4108	93	1.3162	1.3508	60
0.4109	0.4409	92	1.3509	1.3864	59
0.4410	0.4701	91	1.3865	1.4229	58
0.4702	0.4984	90	1.4230	1.4603	57
0.4985	0.5261	89	1.4604	1.4988	56
0.5262	0.5533	88	1.4989	1.5384	55
0.5534	0.5801	87	1.5385	1.5792	54
0.5802	0.6066	86	1.5793	1.6211	53
0.6067	0.6329	85	1.6212	1.6644	52
0.6330	0.6590	84	1.6645	1.7091	51
0.6591	0.6850	83	1.7092	1.7554	50
0.6851	0.7110	82	1.7555	1.8031	49
0.7111	0.7370	81	1.8032	1.8526	48
0.7371	0.7630	80	1.8527	1.9039	47
0.7631	0.7892	79	1.9040	1.9571	46
0.7893	0.8154	78	1.9572	2.0124	45
0.8155	0.8419	77	2.0125	2.0700	44
0.8420	0.8685	76	2.0701	2.1299	43
0.8686	0.8954	75	2.1300	2.1923	42
0.8955	0.9225	74	2.1924	2.2576	41
0.9226	0.9500	73	2.2577	2.3258	40
0.9501	0.9778	72	2.3259	2.3972	39
0.9779	1.0060	71	2.3973	2.4721	38
1.0061	1.0345	70	2.4722	2.5507	37
1.0346	1.0636	69	2.5508	2.6334	36
1.0637	1.0931	68	2.6335	2.7206	35

Wo/Wの値		平均力率（%）	Wo/Wの値		平均力率（%）
2.7207から	2.8126まで	34	5.9776から	6.3736まで	16
2.8127	2.9099	33	6.3737	6.8237	15
2.9100	3.0130	32	6.8238	7.3396	14
3.0131	3.1225	31	7.3397	7.9373	13
3.1226	3.2390	30	7.9374	8.6380	12
3.2391	3.3633	29	8.6381	9.4712	11
3.3634	3.4962	28	9.4713	10.4787	10
3.4963	3.6389	27	10.4788	11.7221	9
3.6390	3.7919	26	11.7222	13.2958	8
3.7920	3.9572	25	13.2959	15.3521	7
3.9573	4.1362	24	15.3522	18.1543	6
4.1363	4.3305	23	18.1544	22.1997	5
4.3306	4.5424	22	22.1998	28.5539	4
4.5425	4.7744	21	28.5540	39.9875	3
4.7745	5.0298	20	39.9876	66.6667	2
5.0299	5.3121	19	66.6668	199.9975	1
5.3122	5.6261	18	199.9976	∞	
5.6262	5.9775	17			

（注）1　W……有効電力量（kWh）　　Wo……無効電力量（kvarh）

2　Wo/Wは小数点以下第４位までとし，第５位で四捨五入するものといたします。

3　この表は平均力率＝$\frac{W}{\sqrt{W^2+Wo^2}}$×100の算式により計算されています。

6　契約負荷設備の総容量の算定

⑴　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

⑷　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

１差込口につき　50ボルトアンペア

⑸　⑷以外の場合

１差込口につき　100ボルトアンペア

⑵　⑴により，契約負荷設備の総容量を算定することが不適当と認められる場合は，原則として，負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。ただし，寮，アパート等は，建物構造を参考に協議決定いたします。

7　発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

⑴　発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は，原則として，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし，発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約

定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

ロ　発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合は，販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランシンググループごとの発電計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

$$\text{発電バランシンググループごとの発電計画} = \text{みなし発電計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における発電バランシンググループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$$

⑵　接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は，原則として，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし，契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

イ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定が

ない場合は零とみなします。）

ロ　契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，イ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお，当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合は，調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

⑶　需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ　需要抑制量調整受電計画電力量は，原則として，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし，需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，当該計画は次に定める値とみなします。

⑴　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（卸電力取引市場における市場約定後において，電力広域的運営推進機関より約定結果の値の変更に係る通知を受けた場合は，通知を受けた変更後の値といたします。また，約定がない場合は零とみなします。）

⑵　需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち，⑴以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

ロ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，次の⑴または⑵に該当する場合は，次に定

める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合，みなし需要抑制計画が負となるときの31（電力および電力量の算定）⑭イ㈡および㈢の需要抑制量調整受電計画電力量は，当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお，需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は，30分ごとに次の算式によりえられた値といたします。

$$\text{需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画} = \text{みなし需要抑制計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制バランシンググループごとの需要抑制計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値}}$$

㈠ 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回る場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

㈡ 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回る場合

販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から差し引いた値

8 電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

⑴ 定額制供給の場合の接続供給電力量

イ 接続供給電力量の算定式

その１月の接続供給電力量は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし，33（料金の算定）⑴イ，ロ，ニ，ホまたはへの場合は，接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し，協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗

じた値といたします。

電灯定額接続送電サービス	電灯である契約負荷設備	10ワットまでの１灯につき	10ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	20ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	40ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	60ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	100ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
		100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	100ﾜｯﾄ×ロに定める月別使用時間
	小型機器である契約負荷設備１機器につき		20ｷﾛﾜｯﾄ時
電灯臨時定額接続送電サービス			契約灯個数×40ｷﾛﾜｯﾄ時
動力臨時定額接続送電サービス			契約電力×200時間

ロ　月別使用時間

月別使用時間は，計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	１月	２月	３月	４月	５月	６月
月別使用時間	472	469	401	410	362	342
計算月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
月別使用時間	312	326	348	368	416	435

ただし，閏年となる場合における３月の月別使用時間は，上表にかかわらず，415時間といたします。

⑵　従量制供給の場合の接続供給電力量

イ　過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力または契約容量の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力または契約

容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

⑴　前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

⑵　前３月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前３月間の接続供給電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお，この場合の計量器の取付けは，63（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋（±誤差率）}}$$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

⑴　契約者の申出により測定したときは，申出の日の属する月

⑵　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月

⑶　⑴または⑵によって接続供給電力量を定める場合，協定期間の30分ごとの接続供給電力量は，協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ただし，⑵によって接続供給電力量を定める場合で，協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは，協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

⑷　発電量調整受電電力量の協定については，⑵および⑶に準ずるものといたします。

9　需要計画・調達計画・販売計画

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
(第１年度，第２年度)</td><td>月間計画
(翌月，翌々月)</td><td>週間計画
(翌週，翌々週)</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週
水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要想定値</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力</td><td colspan="2">週間計画と同一の時刻の接続対象電力</td><td>30分ごとの接続対象電力量</td></tr>
<tr><td>需要想定値に対する調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>電力広域的運営推進機関が指定する時刻の日ごとの接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td colspan="2">週間計画と同一の時刻の接続対象電力に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td><td>30分ごとの接続対象電力量に対する発電契約者，契約者または需要抑制契約者ごとの調達分および販売分の計画値</td></tr>
<tr><td colspan="3">供給力未調達分の計画値
(自己等への電気の供給の場合を除く)</td><td colspan="3">－</td></tr>
</table>

（注）１　需要計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

２　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

３　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

４　翌々日計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

10　発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
(第１年度，第２年度)</td><td>月間計画
(翌月，翌々月)</td><td>週間計画
(翌週，翌々週)</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週
水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>原則として30分ごと実需給開始の１時間前の時刻</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>発電計画</td><td>各月の平日および休日の最大発電電力および最小受電電力</td><td>各週の平日および休日の最大発電電力および最小受電電力</td><td>広域的機関が実施する広域進定の発電電力調整指令に基づく発電電力の調整</td><td colspan="2">30分ごとの発電計画と同一時間の発電電力量および受電電力量の調整</td><td rowspan="2">30分ごとの発電量および調整受電電力量に対する契約者ごとの発電電力量および調整受電電力量の計画値</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>各月の平日および休日の最大発電電力および最小受電電力の調整のために契約者，発電者および需要者が契約に基づき提出する調達計画値および販売計画値</td><td>各週の平日および休日の最大発電電力および最小受電電力の調整のために契約者，発電者および需要者が契約に基づき提出する調達計画値および販売計画値</td><td>広域的機関が実施する広域進定の発電電力調整指令に基づく発電電力の調整</td><td colspan="2">30分ごとの発電計画と同一時間の発電電力量および受電電力量の調整のために契約者，発電者および需要者が契約に基づき提出する調達計画値および販売計画値</td></tr>
<tr><td>発電設備等の停止計画</td><td colspan="2">作業の開始日時，作業の終了日時，停止内容，その他必要な項目</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">―</td><td colspan="2" rowspan="2">―</td><td colspan="4">計画外作業</td></tr>
<tr><td colspan="4">計画作業の変更分</td></tr>
</table>

（注）１　発電計画・調達計画・販売計画は，当社所定の様式により提出していただきます。

２　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

３　当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は，発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

4　計画外作業および計画作業の変更分については，発生のつど，すみやかに提出していただきます。

5　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

6　翌々日計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

11　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限および通知の内容は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2">対象期間</td><td>年間計画
（第１年度，第２年度）</td><td>月間計画
（翌月，翌々月）</td><td>週間計画
（翌週，翌々週）</td><td>翌々日計画</td><td>翌日計画</td><td>当日計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">通知の期限</td><td>毎年
10月31日</td><td>毎月１日</td><td>毎週
水曜日
午前10時</td><td>毎日
午前10時</td><td>毎日
午前12時</td><td>30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通知の内容</td><td>需要抑制計画</td><td>日日制電大最
平休抑受最び対
日日制電大最
平休抑受最び対
各月のおよび需要整のよに約契は契のよの
各週のおよび需要整のよに約契は契のよの
的機す日要整に約契は契のよの
域進定の需調力契電た制とお分
広推指刻の量電る発ま抑ご分売値
電力営が時と制電す
力運関るご抑受対者，者要者達販画
電運関るご抑制量調整受電電力</td><td colspan="2">週間計画と同一の需調整受電電力</td><td colspan="2">30分ごとの需要抑制量調整受電電力量</td></tr>
<tr><td>調達計画・販売計画</td><td>日日制電大最す
平休抑受最び対，者要者達販画
のび要整のよに約契は契のよの
各おの量電値小る発ま抑ご分売値
月よ需調力おと値契電た制とお分</td><td>日日制電大最す
平休抑受最び対，者要者達販画
のび要整のよに約契は契のよの
週よ需調力おと値契電た制とお分
各おの量電値小る発ま抑ご分売値</td><td>的機す日要整に約契は契のよの
域進定の需調力契電た制とお分
広推指刻の量電る発ま抑ご分売値
電力営が時と制電す
電運関るご抑受対者，者要者達販画値</td><td colspan="2">計画と刻制電す
間一需調力契電た制とお分
週同の量電る発ま抑ご分売値</td><td colspan="2">30分ごとの需要抑制量調整受電電力
量に対する契約者，発電契約者ま約お
者，はご需要抑制契約者た調達分の計画
よびご販売分の計画値</td></tr>
<tr><td>ベースライン</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>30分ごとの値</td></tr>
</table>

（注）１　需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは，当社所定の様式により提出していただきます。

２　年度とは，４月１日から翌年の３月31日までの期間といたします。

３　当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は，より詳細な断面を提出していただく場合があります。

４　翌々日計画以前において，連系線の利用に係る調達計画および販売計画がある場合には，当該利用に係る調達分ごとの計画値および当該利用に係る販売分ごとの計画値を提出していただきます。

12　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

(1)　照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。

使用電圧 （ボルト）	管灯の定格消費電力 （ワット）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ　ネオン管灯

変圧器２次電圧 （ボルト）	変圧器容量 （ボルトアンペア）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ　水 銀 灯

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

⑵　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

⑴　単相誘導電動機

電動機定格出力	馬　　力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	使用電圧100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧200ボルト	20	20	30	40

⑵　３相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

a　トップランナーモータの基準を満たす電動機

電動機定格出力	馬　力		1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット		0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	2極	60ヘルツ	－	－	20	30	40	50	75	100	150	150	200	250	300	400
	4極	60ヘルツ	－	－	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	700
	6極	60ヘルツ	－	－	30	50	75	100	150	200	300	300	400	400	500	750

b　その他の電動機

電動機定格出力															
	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって２以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

⑶　電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力(キロボルトアンペア)	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

⑷　そ の 他

⑴，⑵および⑶によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

13　標準設計基準

⑴　適　　用

イ　この基準は，Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ　この基準に明記していない場合は，電気設備に関する技術基準，その他の法令，当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

ハ　地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は，技術的に適当と認められる設計によります。この場合，その設計を標準設計といたします。

⑵　低圧または高圧電線路

イ　通　　則

⑴　電圧降下の許容限度

低圧または高圧電線路における電圧降下の限度の標準は，次表の値といたします。この場合，電線路は受電地点または供給地点から当該の需要に電気を供給する発変電所の引出口に設置する断路器もしくはこれに相当する機器または供給用変圧器の負荷側接続点までといたします。

	低圧		高圧
公称電圧（ボルト）	100	200	6,600
電圧降下（ボルト）	6	20	600

ただし，既設電線路を利用する場合または他の需要と同時に供給設備を施設する場合は，他の需要の電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

⑵　経 過 地

低圧または高圧電線路の経過地は，地形その他用地の事情を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

⑶　電線路の種類

低圧または高圧電線路は架空電線路といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上不可能な場合または技術上，経済上もしくは用地の確保が著しく困難な場合は他の方法によります。

ロ　低圧または高圧架空電線路

⑴　電線路の施設

a　低圧または高圧架空電線路は，単独電線路の新設，他の架空電線路

との併架，電線張替えまたは負荷分割のうち，線路の保守および保安に支障を来たさない範囲で，最も経済的な方法により施設いたします。

b　高圧架空電線路を単独に施設する場合は，原則として1回線といたします。

(ロ)　支持物の種類

低圧または高圧架空電線路の支持物には，原則として，工場打鉄筋コンクリート柱で，無着色のものを使用いたします。ただし，周囲の状況，地形または経済上適当でない場合には，他の支持物を使用することがあります。

(ハ)　標準径間

低圧または高圧架空電線路の標準径間は，原則として次表の値といたします。

最大径間 (メートル)	60

(ニ)　支持物の長さ

低圧または高圧架空電線路の支持物の長さは，次表の値を標準といたします。ただし，施設場所の状況により，根入れ，他の工作物との離隔，装柱等の関係から必要な場合は，この長さ以外のものといたします。

(単位：メートル)

装　　柱	長 さ
低　　圧	12
高　　圧	14
高低圧併架	14

(ホ)　が い し

低圧または高圧架空電線路のがいしは，原則として次表のものを使用いたします。

使用箇所 / 電　圧	引通箇所	引留箇所
低　圧	低圧引留がいし	低圧引留がいし
低圧引込	低圧引留がいし	低圧引留がいし 低圧引留三角がいし 低圧引留バインドレスがいし
高　圧	高圧ピンがいし 限流アークホーン付引通がいし	高圧耐張がいし 限流アーク付引留がいし

(ﾍ)　電線の種類および太さ

a　低圧または高圧架空電線の導体には，硬銅線またはアルミ線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当な場合は，他の適当な材質のものを使用いたします。

b　低圧または高圧架空電線および低圧または高圧架空引込線には，絶縁電線を使用いたします。

c　低圧または高圧架空電線路の電線の太さは，許容電流，電圧降下および機械的強度を考慮して，次表により選定いたします。

架空電線の太さの最低限度

電　圧	直径（ミリメートル）
低　圧	5.0
低圧引込	2.6
高　圧	5.0

（注）　低圧架空引込線については，特殊なものは，上表にかかわらず2.0ミリメートルを使用することがあります。

硬銅線の種類，太さおよび許容電流

（単位：アンペア）

			単線（ミリメートル）				より線（平方ミリメートル）							
			2.6	3.2	4.0	5.0	5.5	8	14	22	38	60	80	100
低圧絶縁電線	屋外用ビニル絶縁電線（OW）	低圧線	－	－	－	103	－	－	－	－	153	206	－	302
		引込線	44	58	78	－	－	－	－	112	153	206	－	302
	600ボルトビニル絶縁電線（IV）		48	62	81	－	－	－	88	115	162	217	－	298
	引込用ビニル絶縁電線（DV）	2心	38	50	－	－	－	－	70	92	－	－	－	－
		3心＊	34	44	－	－	－	－	62	80	113	152	－	－
	600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）		34	－	－	－	－	43	57	81	113	152	－	209
高圧絶縁電線	高圧架橋ポリエチレン絶縁電線（OC）		－	－	－	146	－	－	－	－	－	－	335	－
	高圧引下用架橋ポリエチレン絶縁電線（PDC）		－	－	－	－	71	－	－	－	－	－	－	－

＊交流単相３線式の場合は２心の許容電流を適用する。

アルミ線の種類，太さおよび許容電流

（単位：アンペア）

		アルミより線（平方ミリメートル）			
		25	32	58	120
低圧絶縁電線	着雪防止形屋外用アルミ覆鋼心アルミ導体架橋ポリエチレン絶縁電線（SN-ACSR/AC-OC）	130	－	215	－
	低風圧形屋外用アルミ覆鋼心アルミ導体架橋ポリエチレン絶縁電線（ACSR/AC-OC-L）	－	－	－	335
高圧絶縁電線	低風圧形屋外用アルミ覆鋼心アルミ導体架橋ポリエチレン絶縁電線（ACSR/AC-OC-L）	－	146	－	335

㈥　柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，次表により，技術上，経済上適当なものを選定いたします。

容量（キロボルトアンペア）
10　20　30　50　75　100　133

（注）　３相電力負荷に対しては，単相変圧器２台をＶ結線または３台を△結線により使用することがあります。

㈦　開閉器の取付けおよび容量

a　高圧架空電線路を操作または保守するために必要な箇所には，気中開閉器を施設いたします。ただし，気中開閉器の施設が技術上，経済上不適当な場合には，他の種類の開閉器を施設することがあります。

b　開閉器の容量は，次表により，技術上，経済上適当なものを選定いたします。

容量（アンペア）	100　200　300　400

㈧　その他装柱付属品等に関する事項

a　低圧または高圧架空電線路の装柱は複雑にならないように考慮し，標準装柱は，低圧線は垂直配列，高圧線は水平配列といたします。ただし，付近の樹木や建造物等の状況によっては，他の配列とすることがあります。

b　低圧架空電線路で垂直配列する場合のアームは，ラック金物を使用いたします。また，高圧架空電線路で水平配列する場合のアームは，軽量腕金を使用いたします。

c　支柱，支線柱は，支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。

d　変圧器の１次側に使用する開閉器には，高圧カットアウトを使用いたします。

㈨　特殊地域の施設

a　塩害地域に施設する低圧または高圧架空電線路のがいし，柱上変圧器，開閉器等の機器および材料は，耐塩構造のものを使用し，耐塩施設を行ないます。

なお，塩害地域とは，海岸からおおむね２キロメートル以内で，塩害を受ける地域をいいます。

b　雷雨発生のおそれの多い地域に施設する低圧または高圧架空電線路

には，その程度に応じ，架空地線の施設，避雷器等の取付数の増加等の耐雷施設の強化を行ないます。

c　雪害地域については，その程度に応じた対策を実施いたします。

ハ　低圧または高圧地中電線路

⑴　施設方法

低圧または高圧地中電線路の施設方法は，管路式といたします。ただし，次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a　直接埋設式

重量車両が通ることなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b　暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一の場所等に施設する場合

⑵　ケーブルの種類および太さ

低圧または高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，施設方法等を考慮して，次表により選定するものといたします。ただし，技術上，経済上やむをえない場合は，他の種類のケーブルを使用することがあります。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格の算定方法に準じ，施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 (ボルト)	種　　類	導体の公称断面積 (平方ミリメートル)
600	架橋ポリエチレンケーブル（CVT）	8　14　22　38 60　100　150　200 250　325　400
6,600		38　60　100　150 200　250　325

⑶　開閉器の施設および容量

a　高圧地中電線路を操作または保守するために必要な箇所には開閉器

を施設いたします。

b　開閉器の容量は，次表の値といたします。

容量（アンペア）	400

㈡　変圧器の施設および容量

変圧器の容量は，次表により，技術上，経済上適当なものを選定いたします。

	容量（キロボルトアンペア）	
単 相 用	100	150
灯力共用	75+50	100+50

⑶　特別高圧電線路

イ　通　　則

㈠　電圧降下の許容限度

特別高圧電線路における電圧降下の限度の標準は，次表の値といたします。この場合，電線路は受電地点または供給地点から当該の需要に電気を供給する発変電所の引出口に設置する断路器の負荷側接続点までといたします。

公称電圧（キロボルト）	22	33	77
電圧降下（キロボルト）	2	3	7

ただし，既設電線路を利用する場合または他の需要と同時に供給設備を施設する場合は，他の需要の電圧降下を考慮して施設いたします。

㈡　経過地等

特別高圧電線路の起点または分岐点の位置および経過地は，地形その他用地の事情を考慮して保守および保安に支障のない範囲において，電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

なお，この場合，受電地点または供給地点に至るまでの供給設備は，

原則として，当社の発電所相互間，変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路からの分岐を行ないません。

㈠　電線路の種類

特別高圧電線路は架空電線路といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上不可能な場合または技術上，経済上もしくは用地の確保が著しく困難な場合は他の方法によります。

ロ　特別高圧架空電線路

㈠　電線路の施設

a　特別高圧架空電線路は，単独電線路の新設，他の架空電線路との併架または電線張替え等のうち，技術上および用地の確保が著しく困難な場合を除き，最も経済的な方法により施設いたします。

b　他の架空電線路との併架により施設する場合の電線架線順位は，原則として電圧の高いものを上部，電圧の低いものを下部といたします。

㈡　支持物の種類

特別高圧架空電線路の支持物は，原則として鉄塔を使用いたします。ただし，33キロボルト以下の特別高圧架空電線路を道路上または道路沿いに施設する場合は，原則として，工場打鉄筋コンクリート柱で，無着色のものを使用いたします。

㈠　標準径間

a　特別高圧架空電線路の標準径間は，原則として次表の値といたします。

支持物種類	標準径間（メートル）
鉄　　塔	150～300
そ の 他	30～200

b　㈡ただし書により施設する電線路の標準径間は，原則として次表の値といたします。

最大径間（メートル）	60

㈡　電線間隔

特別高圧架空電線路の電線間隔は，降雪の多い地域または特殊箇所を除き，次表の値を標準といたします。

（単位：メートル）

	1　回　線				2　回　線					
	a	b	c	d	a	b	c	d	e	f
33キロボルト以下	1.5 ～ 1.6	3.6 ～ 4.4	1.5 ～ 2.1	1.6 ～ 2.2	3.0 ～ 3.2	3.6 ～ 4.4	3.2 ～ 3.6	1.5 ～ 2.1	1.6 ～ 2.2	1.6 ～ 2.2
77キロボルト	2.1 ～ 2.7	5.4 ～ 7.2	1.9 ～ 3.3	2.6 ～ 3.2	4.2 ～ 5.4	5.4 ～ 7.2	4.6 ～ 6.0	1.9 ～ 3.3	2.6 ～ 3.2	2.3 ～ 2.8

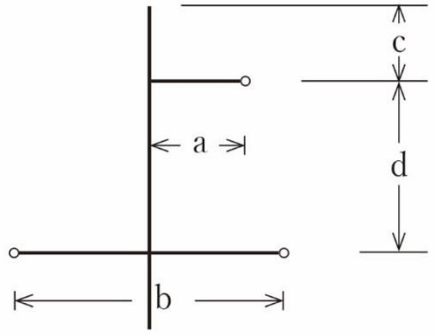

1　回　線

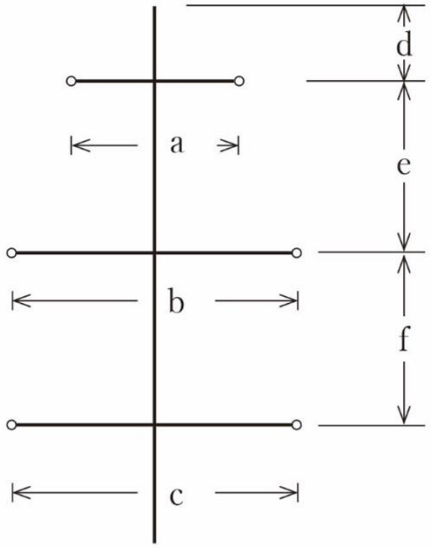

2　回　線

㈣　が い し

a　特別高圧架空電線路のがいしは，原則として250ミリメートル標準

懸垂がいしを使用いたします。

b　㈡ただし書により施設する電線路には，アークホーン付ＬＰがいしまたはポリマー引留がいしを使用いたします。

c　懸垂がいしの連結個数は，次表の値とし，その他のがいしを使用する場合はこれに準じます。

想定最大等価塩分付着密度（ミリグラム/平方センチメートル）		0.125以下	0.25以下	0.5以下	1.0以下
海岸からの距離（キロメートル）	台風塩害に対し	10以上	3以上10未満	3未満	海水のしぶきが直接かかる地区
	季節風塩害に対し	3以上	1以上3未満	1未満	
公称電圧（キロボルト）	22	4個	4個	4個	4個
	33	4個	4個	4個	4個
	77	6個	7個	8個	9個

（注）　工場地帯等のとくに煙じん汚損のひどい場所に設置する場合は，上表の個数にさらに１～２個追加することがあります。

㈣　電線の種類および太さ

a　特別高圧架空電線路の電線は，裸硬銅より線，アルミ覆鋼心アルミより線またはアルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線を使用いたします。ただし，機械的強度上とくに必要のある場合，腐食のおそれがある場合等特別の場合は，他の電線を使用することがあります。

b　㈡ただし書により施設する電線路には，原則として硬銅線の水密圧縮形屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線またはアルミ線の低風圧形屋外用アルミ覆鋼心アルミ導体架橋ポリエチレン絶縁電線を使用いたします。

c　特別高圧架空電線路の電線の太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，機械的強度，横断物件，電波障害等を考慮して定め，次表から必要最小のものを使用いたします。ただし，他の架空電線路との併架により施設する場合は，弛度の関係から既設架空電線と同じ太さのものを使用することがあります。

(a)　特別高圧架空電線路

裸硬銅より線（ＨＤＣＣ）		アルミ覆鋼心アルミより線（ＡＣＳＲ/ＡＣ）		アルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線（ＴＡＣＳＲ/ＡＣ）	
公称断面積（平方ミリメートル）	許容電流（アンペア）	公称断面積（平方ミリメートル）	許容電流（アンペア）	公称断面積（平方ミリメートル）	許容電流（アンペア）
55	299	80	314	610	1,747
75	359	100	360	810	2,058
100	434	120	415	1,160	2,649
150	562	160	484		
200	675	240	634		
		330	751		
		410	871		
		610	1,085		

(b)　(ﾛ)ただし書により施設する電線路

水密圧縮形屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線（SB-OCW）		低風圧形屋外用アルミ覆鋼心アルミ導体架橋ポリエチレン絶縁電線（ACSR/AC-OC-L）	
公称断面積（平方ミリメートル）	許容電流（アンペア）	公称断面積（平方ミリメートル）	許容電流（アンペア）
80	338	120	338

(ﾄ)　架空地線の施設

a　77キロボルト以上の特別高圧架空電線路のうち，鉄塔を使用する線路には，すべて架空地線を施設いたします。

b　架空地線の種類および太さは，機械的強度上または電磁誘導障害対策上とくに必要のある場合，腐食のおそれのある場合等特別の場合を除き，その線路の設計条件にもとづいて次表により選定いたします。

地線種類	アルミ覆鋼より線（AC）
公称断面積 (平方ミリメートル)	55　70　90

c　支持物の接地抵抗が高い場合には，埋設地線等を施設いたします。

㈦　架空電線の地表上の高さ

特別高圧架空電線路の架空電線の最低地上高は，原則として次表の値といたします。

（単位：メートル）

		33キロボルト以下	77キロボルト
平地	中高層建造物があるか，または将来その建設が予想される地域	16（10）	17
	２階建建造物があるか，または将来その建設が予想される地域	13（10）	14
	その他の地域	9（6）	10
山地，山林で人が容易に立入れない地域		6（5）	7

（注）　1　その他の地域については，技術上，経済上適当と認められる地上高によります。
2　（　）内は，㈡ただし書により施設する電線路の場合といたします。

㈧　その他装柱付属品等に関する事項

a　特別高圧架空電線路のがいし装置（㈡ただし書により施設する電線路を除きます。）には，アークホーン，アーマロッドを施設いたします。

b　㈡ただし書により施設する電線路の重要機器およびケーブルとの接続点には，原則として避雷器を施設いたします。

c　分岐箇所には，必要に応じ開閉型端子または開閉器を施設いたします。

㈨　ブロッキングコイルの施設

搬送波の重畳されている電線路から分岐電線路を施設する場合は，原

則として搬送波を阻止するブロッキングコイルを施設いたします。

ハ　特別高圧地中電線路

⑷　施設方法

特別高圧地中電線路の施設方法は，管路式または暗きょ式といたします。ただし，重量車両が通ることなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合は，直接埋設式によることがあります。

⑷　ケーブルの種類および太さ

特別高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは，許容電流，短絡電流，電圧降下，施設方法等を考慮して，次表により選定いたします。ただし，技術上，経済上やむをえない場合は，他の種類および太さのケーブルを使用することがあります。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格の算定方法に準じ，施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧	22キロボルト	33キロボルト	77キロボルト	
種　　類	架橋ポリエチレンケーブル（CVT）	架橋ポリエチレンケーブル（CVT）	架橋ポリエチレンケーブル（CVT）	架橋ポリエチレンケーブル（CV）
線 心 数	3心	3心	3心	単心
導　体　の 公称断面積 （平方ミリメートル）	60 100 150 200 250 325 400	60 100 150 200 250 325 400	100 150 200 250 325 400	400 600 800 1,000 1,200 1,500 1,800 2,000

⑷　変電設備

イ　通　　則

電線路の引出設備は，その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ　結 線 法

結線および主要機器取付台数は，次表を標準といたします。

公称電圧	母線形態	結　線　法	機　器　名	台　数
6.6キロボルト	補　助 母線付	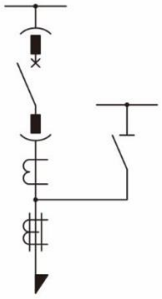	プラグイン形しゃ断器	1　台
			断　路　器	1　台
			変　流　器	2　台
			零相変流器	1　台
			配　電　盤	1　式
	切替断 路器付	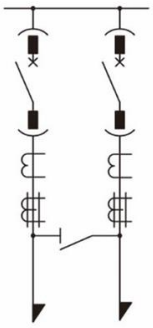	プラグイン形しゃ断器	1　台
			断　路　器	1　台
			変　流　器	2　台
			零相変流器	1　台
			配　電　盤	1　式

（注）　1　切替断路器付に記載の台数は引出設備１回線分といたします。

2　接地装置については，固体絶縁開閉装置を使用する場合は，線路側に１台設置することがあります。

公称電圧	母線形態	結　線　法	機　器　名	台　数
22キロボルト 33キロボルト	単母線	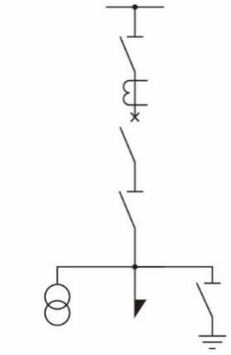	しゃ断器	1　台
			断路器	2　台
			変流器	3　台
			計器用変圧器	1　台
			配電盤	1　式
	補助母線付	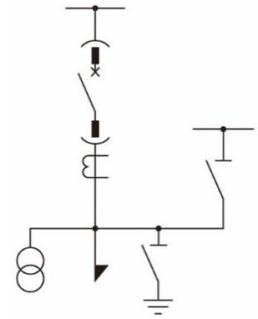	プラグイン形しゃ断器	1　台
			断路器	1　台
			変流器	3　台
			計器用変圧器	1　台
			配電盤	1　式

（注）　1　接地装置については，原則として線路側に１台設置いたします。
2　計器用変圧器は，検圧装置とすることがあります。
3　変流器については，用途，制御回路の構成によって台数が増減することがあります。
4　耐雷設計上，線路側に避雷器を設置することがあります。
5　変電所の中性点接地方式により零相変流器を設置することがあります。

公称電圧	母線形態	結　線　法	機　器　名	台　数
77キロボルト	単母線	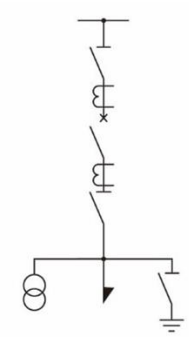	しゃ断器	1　台
			断路器	2　台
			変流器	7　台
			計器用変圧器	1　台
			配電盤	1　式
	複母線	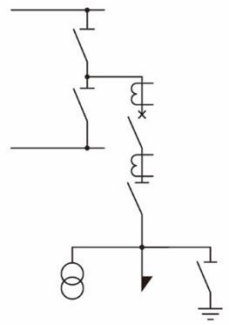	しゃ断器	1　台
			断路器	3　台
			変流器	7　台
			計器用変圧器	1　台
			配電盤	1　式

（注）　1　接地装置は，原則として線路側に1台設置いたします。ただし，ガス絶縁開閉装置を使用する場合は，しゃ断器の両端にも設置することがあります。

2　計器用変圧器は，コンデンサ形計器用変圧器とすることがあります。

3　変流器については，用途，制御回路の構成によって台数が増減することがあります。

4　しゃ断器がプラグイン形の場合には，単母線にあっては断路器2台を，複母線にあっては断路器1台を省略いたします。

5　耐雷設計上，線路側に避雷器を設置することがあります。

凡　　例

しゃ断器	プラグイン形しゃ断器	断路器	接地装置	変流器	零相変流器	計器用変圧器
					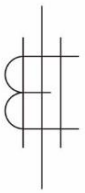	

ハ　しゃ断器

㈠　しゃ断器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その使用回路の公称電圧（以下「回路電圧」といいます。）に応じ，最大負荷時の電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して，次表から必要最小のものを選定いたします。

㈡　系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧（キロボルト）	定格電圧（キロボルト）	定格電流（アンペア）	定格しゃ断電流（キロアンペア）	型　　式
6.6	7.2	600	12.5	真空型　ガス型
22	24	600	25	同　　上
33	36	600	16	同　　上
77	84	800　1,200 2,000	20　25　31.5	同　　上

ニ　断 路 器

㈠　断路器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して，次表から必要最小のものを選定いたします。

㈡　系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格短時間電流 (キロアンペア)	型　　式
6.6	7.2	600	12.5	三　極　単　投
22	24	600	25	同　　上
33	36	600	16	同　　上
77	84	800　1,200 2,000	20　25　31.5	同　　上

ホ　計器用変流器

⑷　計器用変流器は，当社で一般的に使用しているもののなかで，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して，必要最小のものを選定いたします。

⑹　系統構成は10年程度先を目標といたします。

ヘ　計器用変圧器

計器用変圧器は，当社で一般的に使用しているもののなかから回路電圧，使用負担に応じ，必要最小のものを選定いたします。

ト　配 電 盤

配電盤には，原則として電流計およびしゃ断器等の操作用開閉器ならびに運転に必要な装置を取り付けます。また，必要に応じ電力量計，無効電力量計，電圧計等を取り付けます。

チ　保護装置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお，原則として電線路には自動再閉路継電器を施設いたします。

⑸　電力保安通信設備

イ　施設基準

⑷　給電指令等，電力系統の運用に必要となる給電情報伝送設備を施設いたします。

⑹　電力保安の確保に必要となる場合または給電指令上必要となる場合に

は，保安通信電話用設備を施設いたします。

(ﾊ) 電力系統の保護に必要となる場合には，系統保護情報伝送設備を施設いたします。

ロ 施設方法

既設設備と協調を図ることを基本とし，技術上，経済上最も適当な方法により施設いたします。

14 スポットネットワーク方式の工事費の算式

69（一般供給設備の工事費負担金）⑵イ(ｲ) c の工事費の算定は，次の算式によります。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数}-1}$$

この場合，工事費相当額は，次のとおりといたします。

69（一般供給設備の工事費負担金）⑵イ(ｲ) b の工事費単価 × {100パーセント＋ 20パーセント×（利用回線数－1）}

系統連系技術要件
〔託送供給等約款別冊〕

2024年 10月 1日 実施

関西電力送配電株式会社

系　統　連　系　技　術　要　件
〔託送供給等約款別冊〕
目　　次

Ⅰ　総　　則……Ⅰ-1

1　目　　的……Ⅰ-1

2　適用の範囲……Ⅰ-1

3　協　　議……Ⅰ-1

Ⅱ　発電設備等の低圧配電線との連系要件……Ⅱ-1

4　電　気　方　式……Ⅱ-1

5　運転可能周波数……Ⅱ-1

6　力　　率……Ⅱ-1

7　高　調　波……Ⅱ-2

8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制……Ⅱ-2

9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制……Ⅱ-3

10　不要解列の防止……Ⅱ-3

11　保護リレーの設置……Ⅱ-6

12　保護リレーの設置場所……Ⅱ-7

13　解　列　箇　所……Ⅱ-8

14　保護リレーの設置相数……Ⅱ-8

15　接　地　方　式……Ⅱ-8

16　直流流出防止変圧器の設置……Ⅱ-9

17　電　圧　変　動……Ⅱ-9

18　短　絡　容　量……Ⅱ-11

19　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置……Ⅱ-11

20　発電設備等の種類……Ⅱ-11

21　サイバーセキュリティ対策……Ⅱ-12

22　発 電 機 諸 元 …… Ⅱ-12

Ⅲ　発電設備等の高圧配電線との連系要件 …… Ⅲ-1

23　電　気　方　式 …… Ⅲ-1

24　運転可能周波数 …… Ⅲ-1

25　力　　率 …… Ⅲ-1

26　高　　調　　波 …… Ⅲ-2

27　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅲ-2

28　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制 …… Ⅲ-2

29　不要解列の防止 …… Ⅲ-3

30　保護リレーの設置 …… Ⅲ-6

31　保護リレーの設置場所 …… Ⅲ-8

32　解　列　箇　所 …… Ⅲ-8

33　保護リレーの設置相数 …… Ⅲ-9

34　自動負荷制限 …… Ⅲ-9

35　線路無電圧確認装置の設置 …… Ⅲ-9

36　接　地　方　式 …… Ⅲ-10

37　直流流出防止変圧器の設置 …… Ⅲ-10

38　電　圧　変　動 …… Ⅲ-11

39　短　絡　容　量 …… Ⅲ-13

40　発電機定数・諸元 …… Ⅲ-13

41　昇圧用変圧器 …… Ⅲ-15

42　連　絡　体　制 …… Ⅲ-15

43　バンク逆潮流の制限 …… Ⅲ-16

44　サイバーセキュリティ対策 …… Ⅲ-17

Ⅳ　発電設備等の特別高圧電線路との連系要件 …… Ⅳ-1

45　電　気　方　式 …… Ⅳ-1

46　運転可能周波数・並列時許容周波数……IV-1
47　力　　率……IV-1
48　高　調　波……IV-2
49　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制……IV-2
50　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制……IV-3
51　不要解列の防止……IV-3
52　保護リレーの設置……IV-5
53　再閉路方式……IV-8
54　保護リレーの設置場所……IV-8
55　解列箇所……IV-8
56　保護リレーの設置相数……IV-9
57　自動負荷制限・発電抑制……IV-9
58　線路無電圧確認装置の設置……IV-10
59　発電機運転制御装置の付加……IV-11
60　中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施……IV-14
61　直流流出防止変圧器の設置……IV-14
62　電圧変動……IV-15
63　出力変動……IV-16
64　短絡・地絡電流対策……IV-17
65　発電機定数・諸元……IV-17
66　昇圧用変圧器……IV-20
67　連絡体制……IV-20
68　電気現象記録装置……IV-22
69　サイバーセキュリティ対策……IV-22

Ⅴ　負荷設備の低圧配電線との連系要件……Ⅴ-1
70　力　　率……Ⅴ-1
71　保護リレーの設置……Ⅴ-1

Ⅵ　負荷設備の高圧配電線との連系要件 ……Ⅵ-1

72　力　　率 ……Ⅵ-1

73　電　力　品　質 ……Ⅵ-1

74　保　護　協　調 ……Ⅵ-2

75　保護リレーの設置 ……Ⅵ-3

76　保護リレーの設置場所 ……Ⅵ-3

77　遮　断　箇　所 ……Ⅵ-3

78　連　絡　体　制 ……Ⅵ-3

79　サイバーセキュリティ対策 ……Ⅵ-3

Ⅶ　負荷設備の特別高圧電線路との連系要件 ……Ⅶ-1

80　力　　率 ……Ⅶ-1

81　電　力　品　質 ……Ⅶ-1

82　保　護　協　調 ……Ⅶ-3

83　保護リレーの設置 ……Ⅶ-3

84　保護リレーの設置場所 ……Ⅶ-3

85　保護リレーの設置相数 ……Ⅶ-3

86　遮　断　箇　所 ……Ⅶ-4

87　連　絡　体　制 ……Ⅶ-4

88　サイバーセキュリティ対策 ……Ⅶ-4

Ⅰ　総　　則

1　目　　的

この系統連系技術要件（以下「この要件」といいます。）は，託送供給等約款８（契約の要件）⑴ニおよび⑵ハにもとづき，電気設備を当社の電力系統（以下「系統」といいます。）に電気的に接続（以下「連系」といいます。）するにあたり遵守していただく技術要件を定めたものです。

2　適用の範囲

この要件は，発電者の発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）ならびに負荷設備または需要者の負荷設備を系統に連系する場合に適用いたします。既に系統に連系している発電設備等においても，当該設備等のリプレース時やパワーコンディショナー等の装置切替時，または系統運用に支障を来すおそれがある場合（リレー整定値等の設定変更必要時等）には，この要件を適用いたします。

なお，需要者が需要場所において発電設備等を系統に連系する場合は，この要件に準じ，当社は，需要者と協議いたします。

3　協　　議

この要件は，系統連系に関する技術要件であり，実際の連系にあたっては，この要件に定めのない事項も含め，個別に協議させていただきます。

Ⅱ　発電設備等の低圧配電線との連系要件

4　電 気 方 式

発電設備等の電気方式は，次の場合を除き，連系する系統の電気方式（交流単相２線式・単相３線式・三相３線式・三相４線式）と同一としていただきます。

⑴　最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合

⑵　単相３線式の系統に単相２線式200ボルトの発電設備等を連系する場合に，受電地点の遮断器を開放したとき等に負荷の不平衡により生じる過電圧に対して逆変換装置を停止する対策，または発電設備等を解列する対策を行なう場合

5　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

⑴　連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下とすること。

⑵　運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツとし，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（ただし，協調が取れる範囲の最大値は２秒といたします。）としていただきます。

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等で事故時運転継続要件（以下「ＦＲＴ要件」といいます。）の適用を受けない設備については，この限りではありません。

6　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするとともに，進

み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80パーセントまで制御できるものといたします。

7　高　調　波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント以下に，かつ，各次電流歪率３パーセント以下にしていただきます。

なお，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，Ⅴ（負荷設備の低圧配電線との連系要件）に準じた対策を実施していただきます。

8　需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，需給バランス制約による０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

なお，逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則に定める地域資源バイオマス発電設備〔以下「地域資源バイオマス発電設備」といいます。〕であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能とします。

また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。

9　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち10キロワット以上の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

10　不要解列の防止

⑴　保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために適正な保護リレーを設置の上，次のとおり保護協調を実施していただきます。

なお，発電場所における構内設備の故障に対しては，Ⅴ（負荷設備の低圧配電線との連系要件）に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

⑵　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められるＦＲ

T要件を満たしていただきます。

なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

発電設備等			電圧低下			周波数変動（運転継続）
			残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上（運転継続）	残電圧 20ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧 52 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	60 ﾍﾙﾂ系統
単相	太陽光		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0 ﾍﾙﾂ
	風力		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0 ﾍﾙﾂ
	蓄電池		・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内※2に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内※2に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0 ﾍﾙﾂ
	燃料電池		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0 ﾍﾙﾂ
	ガスエンジン	単機出力 2 ｷﾛﾜｯﾄ未満	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限） 61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限） 57.0 ﾍﾙﾂ
		単機出力 2 ｷﾛﾜｯﾄ以上 10 ｷﾛﾜｯﾄ未満※1				

発電設備等			電圧低下			周波数変動（運転継続）
			残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上（運転継続）	残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧 52 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上・位相変化 41 度以下（運転継続）	60 ﾍﾙﾂ系統
単相	複数直流入力システム	太陽光+蓄電池	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内※2※3に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 1.0 秒以下 ・電圧復帰後 0.1 秒以内※2※3に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ
		燃料電池+蓄電池 ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ蓄電池	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ
三相	太陽光		高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	蓄電池					
	燃料電池					
	ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝ					
	風力		・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・電圧低下継続時間 0.3 秒以下 ・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰	・ｽﾃｯﾌﾟ状に+1.0 ﾍﾙﾂ，3 ｻｲｸﾙ間継続 ・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒 （周波数上限）61.8 ﾍﾙﾂ （周波数下限）57.0 ﾍﾙﾂ

※1　発電機能を備えたガスエンジン（空調を主目的としたもの）を除きます。

※2　ＲＰＲが設置される場合は出力電力特性とＲＰＲの協調を図るため，0.4秒以内の復帰とすることも可能とします。

※3　負荷追従制御（構内の負荷電力に応じて出力制御）状態にて復帰動作する場合は，出力復帰中の過渡的な逆潮流による蓄電池動作の停止を防止するため，0.4秒以内とすることも可能とします。

また，ＦＲＴ要件のイメージは，次のとおりといたします。（太陽光発電設備を例に記載。）

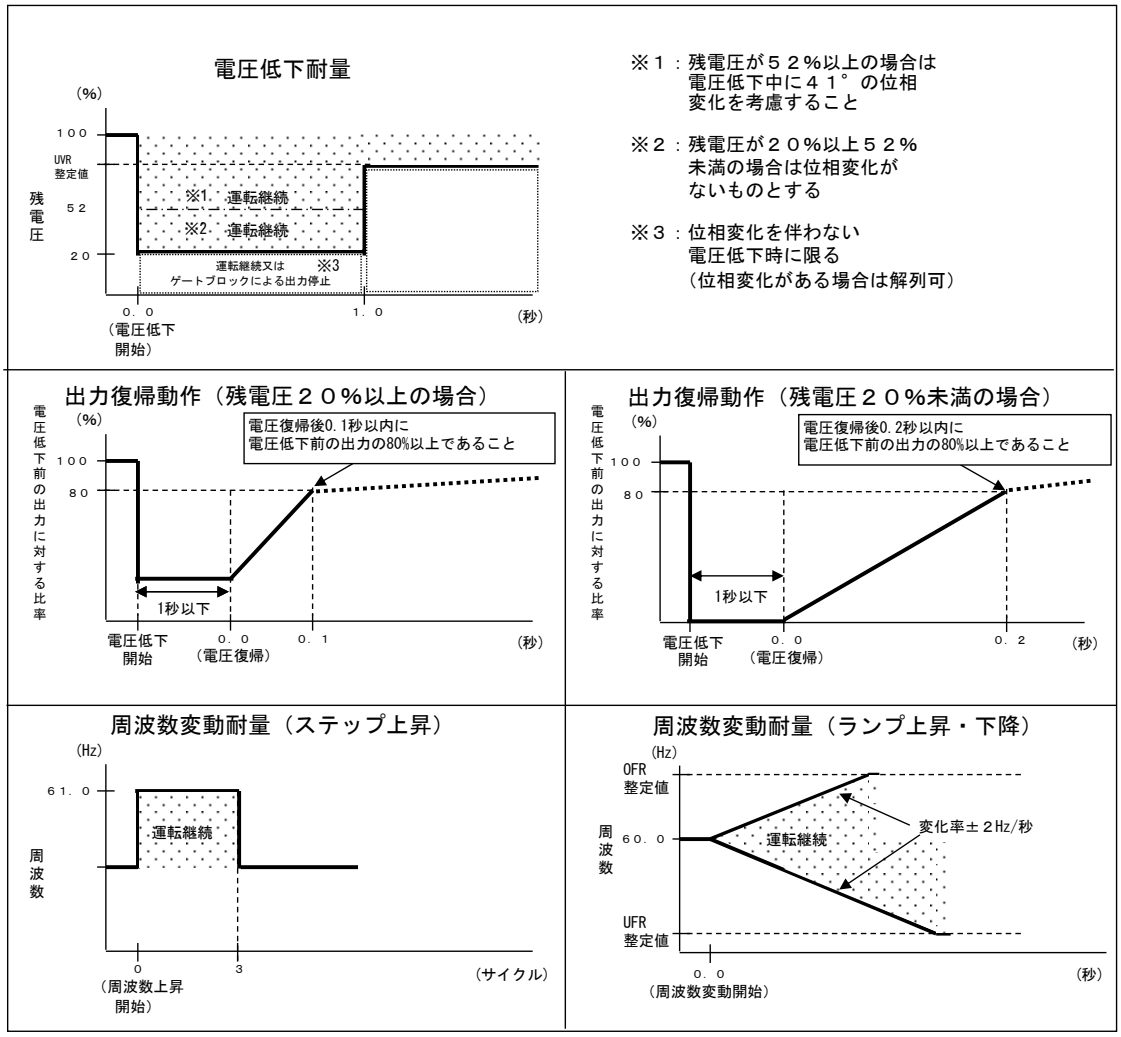

11　保護リレーの設置

⑴　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，発電電圧の異常を検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

⑵　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。ただし，発電設備の故障対策用不足電圧リレー，または過電流リレーにより，連系する系統の短絡事故が検出できる場合は，短絡方向リレーの設置を省略することができます。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

⑶　高低圧混触事故対策

連系する系統の高低圧混触事故を検出し，発電設備等を解列するための受動的方式等の単独運転検出機能を有する装置等を設置していただきます。

⑷　単独運転防止対策

単独運転防止のため，過電圧リレー，不足電圧リレー，周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび次のすべての条件を満たす受動的方式と能動的方式を組み合わせた単独運転検出機能を有する装置を設置していただきます。

なお，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

12　保護リレーの設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

13　解 列 箇 所

保護リレーが動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。この場合，当社から解列箇所を指定させていただくことがあります。

⑴　機械的な解列箇所２箇所

⑵　機械的な解列箇所１箇所と逆変換装置のゲートブロック

⑶　発電設備等連絡用遮断器

14　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。

⑴　過電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式および三相３線式については２相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間といたします。

⑵　不足電圧リレーおよび短絡方向リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，三相３線式については３相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間といたします。

⑶　周波数上昇リレー，周波数低下リレーおよび逆電力リレーは，単相２線式，単相３線式および三相３線式について１相に設置すること。

⑷　逆充電検出の場合は，次のとおりとすること。

イ　不足電力リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式においては２相，三相３線式については３相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間といたします。また，三相３線式では単相負荷がなければ三相電力の合計とできることといたします。

ロ　不足電圧リレーは，単相２線式においては１相，単相３線式および三相３線式については２相に設置すること。

なお，単相３線式では中性線と両電圧線間といたします。

15　接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

16　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

⑴　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

⑵　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

17　電 圧 変 動

⑴　常時電圧変動対策

系統の電圧を適正値（低圧の需要場所においては，標準電圧100ボルトに対して101±6ボルト以内，標準電圧200ボルトに対して202±20ボルト以内といたします。）に維持する必要があるため，発電設備等の逆潮流により系統の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合は，進相無効電力制御機能または出力制御機能により自動的に電圧を調整する対策を行なっていただきます。

なお，これにより対応できない場合は，配電線増強等の対策が必要となります。

⑵　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ロ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

ハ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ニ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ホ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策が必要となります。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

⑶　電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値（受電地点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕が0.45 ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下〕に維持するものといたします。）を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合には，静止型無効電力補償装置（以下「ＳＶＣ」といいます。）の設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強の実施または専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。

ロ　風力発電設備等の出力変動による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合には，ＳＶＣ等の設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強の実施または専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合（新型能動的方式を具備する場合等）には，無効電力発振の予兆を検出して無効電力の注入を一時的に停止する機能を有する装置の設置等の対策を行なうこと。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，周波数フィードバックゲインや無効電力の注入量の上下限値の変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じていただきます。

なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別に協議させていただきます。

18　短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

19　過電流引き外し素子を有する遮断器の設置

単相３線式の電気方式に連系する場合で，負荷の不平衡と発電設備等の逆潮流により中性線に負荷線以上の過電流が生じるおそれがあるときは，発電設備等および負荷設備等の並列点よりも系統側に，３極に過電流引き外し素子を有する遮断器を設置していただきます。

20　発電設備等の種類

逆潮流ありの連系とすることができる発電設備等は，逆変換装置を用いた発電設備等に限ります。ただし，逆変換装置を用いない発電設備等の場合であっても，逆変換装置を用いた発電設備等と同等の単独運転検出および解列ができ，かつ，他の需要家へ影響を及ぼすおそれがない場合に限り，逆潮流ありの連系

とすることができます。

21　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために，次のとおり適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

⑴　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

⑶　発電者と当社との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講じる必要があるため，発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置するとともに，氏名および一般加入電話番号，または携帯電話番号を通知すること。

22　発電機諸元

発電機諸元は，当社の求めに応じて，次のとおり提出していただきます。

（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能とします。）

なお，必要に応じて，記載されていない諸元や最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設備	諸元
共　通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		力率（定格，運転可能範囲）
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		シーケンスブロック
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		FRT 要件の適用有無
風　力	発電プラント制御装置	蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量

Ⅲ　発電設備等の高圧配電線との連系要件

23　電 気 方 式

発電設備等は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。

24　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

⑴　連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下とすること。

⑵　運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツとし，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（ただし，協調が取れる範囲の最大値は２秒といたします。）としていただきます。

ただし，逆変換装置を用いた発電設備等でＦＲＴ要件の適用を受けない設備については，この限りではありません。

25　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持するため，原則として系統側からみて遅れ力率85パーセント以上とするとともに，進み力率とならないようにしていただきます。

なお，電圧上昇を防止する上でやむを得ない場合には，受電地点の力率を系統側からみて遅れ力率80パーセントまで制御できるものといたします。

26 高 調 波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント以下に，かつ，各次電流歪率３パーセント以下にしていただきます。

なお，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，VI（負荷設備の高圧配電線との連系要件）に準じた対策を実施していただきます。

27 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，需給バランス制約による０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

なお，逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能とします。

また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。

28 送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等の設備には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

29　不要解列の防止

⑴　保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために適正な保護リレーを設置の上，次のとおり保護協調を実施していただきます。

なお，発電場所における構内設備の故障に対しては，VI（負荷設備の高圧配電線との連系要件）に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，確実に検出・除去し，連系する系統に事故を波及させないために，発電設備等を即時に解列すること。

ロ　連系する系統の事故に対しては，迅速かつ確実に，発電設備等が解列すること。

ハ　上位系統事故時等，連系する系統の電源が喪失した場合にも発電設備等が高速に解列し，単独運転が生じないこと。

ニ　事故時の再閉路時に，発電設備等が連系する系統から確実に解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，発電設備等は解列しないこと。

⑵　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。

なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上
（運転継続）</td><td>残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満
（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）</td><td>残電圧 52 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上・位相変化 41 度以下(運転継続)</td><td>60 ﾍﾙﾂ系統</td></tr>
<tr><td rowspan="6">単相</td><td>太陽光</td><td rowspan="6">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="6">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="6">低圧単相に準ずる</td><td rowspan="6">低圧単相に準ずる</td></tr>
<tr><td>風力</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td></tr>
<tr><td>燃料電池</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">発電設備等</td><td colspan="3">電圧低下</td><td rowspan="2">周波数変動
（運転継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">三相短絡を想定</td><td>二相短絡を想定</td></tr>
<tr><td>残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上
（運転継続）</td><td>残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満
（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾟﾛｯｸによる出力停止）</td><td>残電圧 52 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上・位相変化 41 度以下(運転継続)</td><td>60 ﾍﾙﾂ系統</td></tr>
<tr><td rowspan="5">三相</td><td>太陽光</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.2 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に +1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒
（周波数上限）
61.8 ﾍﾙﾂ
（周波数下限）
57.0 ﾍﾙﾂ</td></tr>
<tr><td>風力</td><td colspan="3">残電圧 0 ﾊﾟｰｾﾝﾄ・継続時間 0.15 秒と残電圧 90 ﾊﾟｰｾﾝﾄ・継続時間 1.5 秒を結ぶ直線以上の残電圧がある電圧低下に対しては運転を継続し,電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に +1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒
（周波数上限）
61.8 ﾍﾙﾂ
（周波数下限）
57.0 ﾍﾙﾂ</td></tr>
<tr><td>蓄電池</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内※2 に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 0.1 秒以内※2 に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に +1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒
（周波数上限）
61.8 ﾍﾙﾂ
（周波数下限）
57.0 ﾍﾙﾂ</td></tr>
<tr><td>燃料電池※1</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に +1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒
（周波数上限）
61.8 ﾍﾙﾂ
（周波数下限）
57.0 ﾍﾙﾂ</td></tr>
<tr><td>ガスエンジン（単機出力 35 ｷﾛﾜｯﾄ以下）</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰</td><td>・電圧低下継続時間 0.3 秒以下
・電圧復帰後 1.0 秒以内に電圧低下前の出力の 80 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上の出力まで復帰</td><td>・ｽﾃｯﾌﾟ状に +1.0 ﾍﾙﾂ, 3 ｻｲｸﾙ間継続
・ﾗﾝﾌﾟ上の±2 ﾍﾙﾂ/秒
（周波数上限）
61.8 ﾍﾙﾂ
（周波数下限）
57.0 ﾍﾙﾂ</td></tr>
</table>

※1　燃料電池にマイクロガスタービンを組み合わせた発電設備は除きます。

※2　ＲＰＲが設置される場合は出力電力特性とＲＰＲの協調を図るため，0.4秒以内の復帰とすることも可能とします。

また，ＦＲＴ要件のイメージは，次のとおりといたします。（太陽光発電設備を例に記載。）

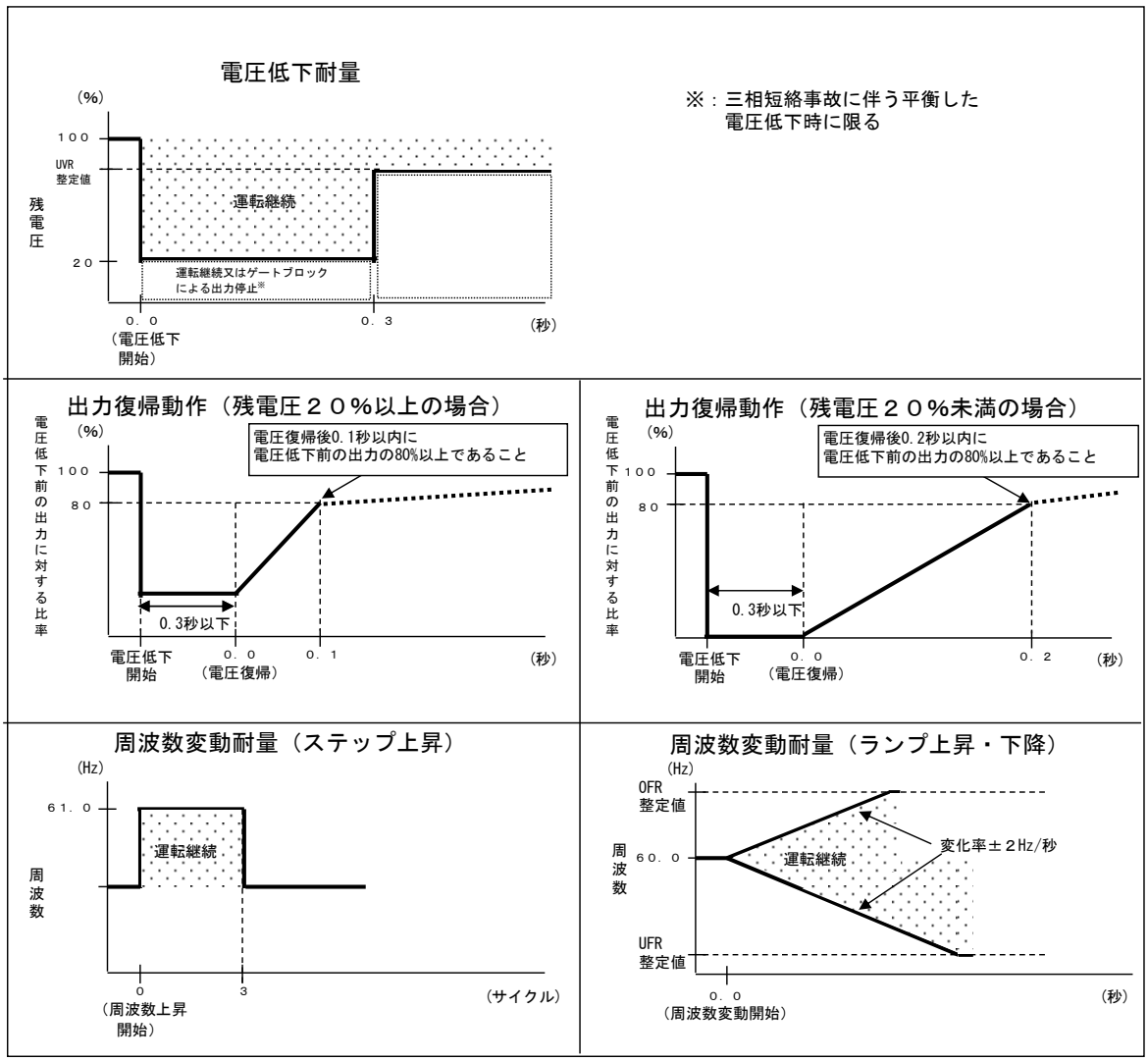

30　保護リレーの設置

(1)　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により，発電電圧の異常を検出できる場合は省略できることといたします。

イ　発電設備等の発電電圧が異常に上昇した場合に，これを検出し時限をもって解列するための過電圧リレーを設置すること。

ロ　発電設備等の発電電圧が異常に低下した場合に，これを検出し時限をもって解列するための不足電圧リレーを設置すること。

⑵　系統側短絡事故対策

連系する系統における短絡事故時の保護のため，次に示す保護リレーを設置していただきます。

イ　同期発電機の場合は，連系する系統における短絡事故を検出し，発電設備を解列するための短絡方向リレーを設置すること。

ロ　誘導発電機，二次励磁発電機および逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，連系する系統の短絡事故時に発電設備等の電圧低下を検出し，発電設備等を解列するための不足電圧リレーを設置すること。

⑶　系統側地絡事故対策

連系する系統における地絡事故時の保護のため，地絡過電圧リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略できることといたします。

イ　発電設備等の引出口にある地絡過電圧リレーにより系統側地絡事故が検出できる場合

ロ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合で，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さいとき

ハ　逆変換装置を用いた発電設備等が構内低圧線に連系する場合で，その出力容量が10キロワット以下のとき

⑷　逆潮流がある場合の単独運転防止対策

逆潮流がある場合，単独運転防止のため，発電設備等故障対策用の過電圧リレーおよび不足電圧リレーに加えて，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置するとともに，転送遮断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含みます。）を有する装置を設置していただきます。ただし，専用線の場合は，周波数上昇リレーを省略できることといたします。

なお，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

イ　連系する系統のインピーダンスや負荷状況等を考慮し，確実に単独運転を検出できること。

ロ　頻繁な不要解列を生じさせないこと。

ハ　能動信号は，系統への影響が実態上問題とならないこと。

なお，誘導発電機を用いる発電設備等において，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置することにより転送遮断装置または単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含みます。）を有する装置を省略できる場合があります。

⑸　逆潮流がない場合の単独運転防止対策

逆潮流がない場合，単独運転防止のため，逆電力リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，専用線の場合で，逆電力リレーまたは不足電力リレーにて単独運転を高速に検出できるときは，周波数低下リレーを省略できることといたします。

なお，構内低圧線に連系する発電設備等において，その出力容量が受電電力の容量に比べて極めて小さく，単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式それぞれ１方式以上を含みます。）を有する装置により高速に単独運転を検出し，発電設備等が停止，または解列する場合は，逆電力リレーを省略できることといたします。

また，単独運転検出機能の整定値例は系統連系規程によります。

31　保護リレーの設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

32　解 列 箇 所

保護リレーが動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。この場合，当社から解列箇所を指定させていただくことがあります。

⑴　受電用遮断器

⑵　発電設備等出力端遮断器またはこれと同等の機能を有する装置

⑶　発電設備等連絡用遮断器

⑷　母線連絡用遮断器

なお，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的に完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

33　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は，次のとおりとしていただきます。

⑴　地絡過電圧リレーは零相回路に設置すること。

⑵　過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは，１相設置とすること。

⑶　短絡方向リレーは，３相設置とすること。ただし，連系する系統と協調を図ることができる場合，２相設置とすることができることといたします。

⑷　不足電圧リレーは，３相設置とすること。ただし，同期発電機を用いる場合で，短絡方向リレーと協調を図ることができるときは，１相設置とすることができるものといたします。

⑸　不足電力リレーは，２相設置とすること。

34　自動負荷制限

発電設備等の脱落時等に連系する配電線や配電用変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。

35　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する系統の再閉路時の事故防止のため，当該系統の配電用変電所の配電線引出口に線路無電圧確認装置を設置する必要があります。ただし，次のいずれかを満たす場合は，線路無電圧確認装置を省略できるものといたします。

⑴　専用線による連系であって，連系する系統の自動再閉路を必要としない場合

⑵　転送遮断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有す

る装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

⑶　２方式以上の単独運転検出機能（能動的方式１方式以上を含むものに限ります。）を有する装置を設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

⑷　単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備等の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力リレーを設置し，かつ，それぞれが別の遮断器により連系を遮断できる場合

⑸　逆潮流がない場合で，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が，相互予備となるように２系列化されているときは，無電圧確認装置を省略できるものといたします。この場合，次のいずれかにより簡素化を図ることができるものといたします。

イ　２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることができる。

ロ　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

ハ　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

36　接 地 方 式

接地方式は，連系する系統に適合した方式としていただきます。

37　直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

⑴　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有す

ること。

⑵　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

38　電 圧 変 動

⑴　常時電圧変動対策

系統の電圧を適正値（低圧の需要場所においては，標準電圧100ボルトに対して101±6ボルト以内，標準電圧200ボルトに対して202±20ボルト以内といたします。）に維持する必要があるため，発電設備等の解列による電圧低下や逆潮流による系統の電圧上昇等により適正値を逸脱するおそれがある場合は，次に示す電圧変動対策を行なっていただきます。

イ　発電設備等の脱落等により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に負荷を制限すること。

ロ　発電設備等の逆潮流により低圧の需要場所の電圧が適正値を逸脱するおそれがある場合には，自動的に電圧を調整すること。

なお，これにより対応できない場合には，配電線新設による負荷分割等の配電線増強や専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。

⑵　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時の瞬時電圧変動は常時電圧の10パーセント以内とし，次に示す対策を行なっていただきます。

イ　同期発電機の場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線形誘導発電機の場合は，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策

が必要となります。

ニ　自励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合は，自動的に同期する機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いた発電設備等の場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列が問題となる場合は，出力変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

ト　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合は，その抑制対策を実施すること。

⑶　電圧フリッカ対策

発電設備等を設置する場合は，発電設備等の頻繁な並解列や出力変動，単独運転検出機能（能動方式）による電圧フリッカにより適正値（受電地点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕を0.45 ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23 ボルト以下〕に維持するものといたします。）を逸脱するおそれがあるときは，次に示す電圧フリッカ対策等を行なっていただきます。

イ　風力発電設備等の頻繁な並解列による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合には，ＳＶＣの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置の設置，配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強の実施または専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。

ロ　風力発電設備等の出力変動による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合には，ＳＶＣ等を設置や配電線の太線化等による系統インピーダンスの低減等の対策を行なうこと。

なお，これにより対応できない場合には，配電線の増強の実施または専用線による連系を行なう等の対策が必要となります。

ハ　単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより適正値を逸脱するおそれがある場合には，系統や当該発電者以外の者への悪影響がない範囲の能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさとすること。

なお，連系当初は許容できる範囲の能動信号であっても，将来の系統状況の変化や発電設備等の連系量増加等によって，配電線に注入する無効電力の注入量が過剰となり，連系当初は発振しない発電設備等も含め無効電力が発振し電圧フリッカが発生することがあるため能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさを変更できる機構としていただきます。

また，単独運転検出機能（能動的方式）による電圧フリッカにより，系統運用に支障が発生した場合または発生するおそれがある場合には，発電者は当社と協議のうえ，単独運転検出に影響のない範囲で，能動信号の変動量や正帰還ゲインの大きさの変更等により，配電線に注入する無効電力の注入量を低減する等の対策を講じていただきます。

なお，ソフトウェア改修不可等で対応できない場合については，機器取替や対応時期等を含めて個別に協議させていただきます。

39　短 絡 容 量

発電設備等の連系により系統の短絡容量が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

40　発電機定数・諸元

発電機並列時の短絡電流抑制対策等のために，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，発電機諸元は，当社の求めに応じて，次のとおり提出していただきます。（第３者認証機関発行の認証証明書による提供も可能とします。）

なお，必要に応じて，記載されていない諸元や最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格（定格容量，定格出力，台数，定格電圧）
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲
		単線結線図，系統並解列箇所
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器, 連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（変圧器定格容量ベース）
		制御方式，整定値
	調相設備	定格（容量，台数）
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量

電源種	設　備	諸　元
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
逆変換装置	発電プラント制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		FRT 要件の適用有無
風力	発電プラント制御装置	発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

41　昇圧用変圧器

短絡電流抑制対策や発電機並列時の電圧低下対策等のために，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，電圧タップ値等を指定させていただくことがあります。

42　連 絡 体 制

(1)　発電者の構内事故および系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがあ

る場合を含みます。）には，当社と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，発電者の技術員駐在箇所等と当社との間に，保安通信用電話設備を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，次のうちいずれかを用いることができます。

イ　専用保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

㈠　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

㈡　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

㈢　停電時においても通話可能なものであること。

㈣　災害時等において当社と連絡が取れない場合には，当社との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止するよう，保安規程上明記されていること。

⑵　発電者は，系統運用上必要な情報（受電用遮断器の情報といたします。）を確実に収集するために，事業所等との間に，スーパービジョンを設置していただくことがあります。

なお，受電地点における有効電力を収集するために，原則として，給電制御所等との間に，テレメータを設置していただきます。

43　バンク逆潮流の制限

配電用変電所のバンクにおいて逆潮流が発生すると，電力品質面および保護協調面で問題が生じるおそれがあることから，原則として逆潮流が生じないよう発電者側で発電または放電出力を抑制していただきます。ただし，配電用変電所に保護リレー等を設置することにより，電力品質面および保護協調面で問題が生じないよう対策を行なう場合は，この限りではありません。

44　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

また，自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために，次のとおり適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

⑴　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

⑶　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅳ　発電設備等の特別高圧電線路との連系要件

45　電 気 方 式

発電設備等の電気方式は，最大使用電力に比べ発電設備等の容量が非常に小さく，相間の不平衡による影響が実態上問題とならない場合を除き，連系する系統の電気方式（交流三相３線式）と同一としていただきます。

46　運転可能周波数・並列時許容周波数

⑴　運転可能周波数

発電設備等の連続運転可能周波数および運転可能周波数は，次のとおりとしていただきます。

イ　連続運転可能周波数は，58.2ヘルツを超え61.2ヘルツ以下とすること。

ロ　運転可能周波数は，57.0ヘルツ以上61.8ヘルツ以下とすること。

なお，周波数低下時の運転継続時間は，58.2ヘルツでは10分程度以上，57.6ヘルツでは１分程度以上としていただきます。また，周波数低下リレーの整定値は，原則として，検出レベルを57.0ヘルツとし，検出時限を自動再閉路時間と協調が取れる範囲の最大値（ただし，協調が取れる範囲の最大値は２秒以上といたします。）としていただきます。

⑵　並列時許容周波数

系統周波数を適正値に維持する必要があるため，並列時の周波数は並列時許容周波数以内としていただきます。

なお，並列時許容周波数は，標準周波数＋0.1ヘルツ以下（ただし，設定可能範囲は標準周波数＋0.1ヘルツから＋1.0ヘルツといたします。）といたします。ただし，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

47　力　　率

発電者の受電地点における力率は，連系する系統の電圧を適切に維持できるように定めるものとし，必要な場合は当社からの求めに応じて，力率を変更で

きるものとしていただきます。発電設備等が安定に運転できる範囲は，原則として発電設備等側からみて遅れ力率90パーセントから進み力率95パーセントとしていただきます。

なお，逆潮流がない場合は，原則として受電地点の力率を系統側からみて遅れ85パーセント以上とするとともに，系統側からみて進み力率にならないようにしていただきます。

また，受電地点の力率，電圧あるいは無効電力の調整スケジュール等について別途協議させていただくことがあります。

48 高 調 波

逆変換装置（二次励磁発電機の系統側変換装置を含みます。）を用いた発電設備等を設置する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率５パーセント以下に，かつ，各次電流歪率３パーセント以下にしていただきます。

なお，その他の高調波発生機器を用いた電気設備を設置する場合には，Ⅶ（負荷設備の特別高圧電線路との連系要件）に準じた対策を実施していただきます。

49 需給バランス制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等のうち，太陽光発電設備および風力発電設備ならびに蓄電池には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，需給バランス制約による０パーセントから100パーセントの範囲（１パーセント刻みといたします。）で出力（自家消費分を除くことも可能とします。）の抑制ができる機能を有する逆変換装置やその他必要な設備を設置する等の対策を実施していただきます。ただし，ウィンドファームとしての運用がない風力発電所やウィンドファームコントローラーがない風力発電所については，技術的制約を踏まえ個別に協議させていただきます。

なお，逆潮流のある火力発電設備およびバイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備であって，燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出

力の抑制が困難なものを除きます。）は，発電出力を技術的に合理的な範囲で最大限抑制し，多くとも50パーセント以下に抑制するために必要な機能を具備していただきます。ただし，停止による対応も可能とします。

また，自家消費を主な目的とした発電設備等については，個別の事情を踏まえ対策の内容を協議させていただきます。

50　送電容量制約による発電設備等の出力の抑制

逆潮流のある発電設備等には，当社の求めに応じて，当社からの遠隔制御により，送電容量制約による出力の抑制ができる機能を有する装置やその他必要な装置を設置する等の対策を実施していただきます。

51　不要解列の防止

⑴　保護協調

発電設備等の故障または系統の事故時に，事故の除去，事故範囲の局限化，系統運用の安定・公衆保安の確保等を行なうために，次のとおり保護協調を実施していただきます。

なお，構内設備等の故障に対しては，Ⅶ（負荷設備の特別高圧電線路との連系要件）に準じた対策を実施していただきます。

イ　発電設備等の異常および故障に対しては，この影響を連系する系統へ波及させないために，発電設備等を当該系統から解列すること。

ロ　連系する系統に事故が発生した場合は，原則として当該系統から発電設備等を解列すること。ただし，再閉路方式によっては，解列が不要な場合もあります。

ハ　上位系統事故，連系する系統の事故等により当該系統の電源が喪失した場合であって単独運転が認められない場合には，発電設備等が解列し単独運転が生じないこと。

ニ　連系する系統における事故後再閉路時に，原則として発電設備等が当該系統から解列されていること。

ホ　連系する系統以外の事故時には，原則として発電設備等は解列しない

こと。

ヘ　連系する系統から発電設備等が解列される場合には，逆電力リレー，不足電力リレー等による解列を，自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備等の不要な遮断を回避できる時限で行なうこと。

⑵　事故時運転継続

系統事故による広範囲の瞬時電圧低下や周波数変動等により，発電設備等の一斉解列や出力低下継続等が発生し，系統全体の電圧・周波数維持に大きな影響を与えることを防止するため，発電設備等の種別毎に定められるＦＲＴ要件を満たしていただきます。

なお，満たすべきＦＲＴ要件は次のとおりといたします。

発電設備等		電圧低下			周波数変動（運転継続）
		三相短絡を想定		二相短絡を想定	
		残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上（運転継続）	残電圧 20 ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満（運転継続またはｹﾞｰﾄﾌﾞﾛｯｸによる出力停止）	残電圧 52 ﾊﾟｰｾﾝﾄ以上・位相変化 41 度以下(運転継続）	60 ﾍﾙﾂ系統
単相	太陽光	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる	低圧単相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				
三相	太陽光	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる	高圧三相に準ずる
	風力				
	蓄電池				
	燃料電池				
	ガスエンジン				

⑶　電圧・周波数変動による不要解列の防止

作業停止や需要増加等に伴い，電圧・周波数変動が継続する状況においても，発電設備等の不要解列による系統電圧・周波数維持への影響を防止するため，以下の端子電圧および周波数変動範囲においては，発電設備等を連続運転し，発電設備等の保護装置等による解列を行なわないものとしていただきます。

なお，これを超える端子電圧および周波数変動においても，設備に支障がない範囲で運転を継続していただきます。

また，電圧・周波数変動に鋭敏な負荷設備や，構内設備（発電用所内電源を除きます。）への電源供給維持のため，自立運転に移行する必要がある自家用発電設備等については，対策内容を協議させていただきます。

ただし，周波数変動範囲に対しては，46（運転可能周波数・並列時許容周波数）⑴の運転可能周波数に準じた対策を実施していただきます。

同期発電機・誘導発電機

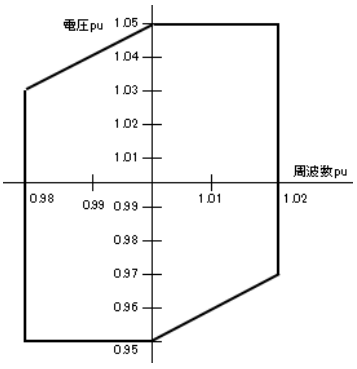

逆変換装置

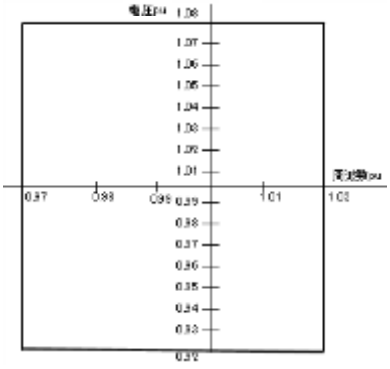

52　保護リレーの設置

⑴　発電設備等故障対策

発電設備等故障時の系統保護のため過電圧リレーおよび不足電圧リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等自体の保護装置により検出・保護できる場合は省略することができます。

⑵　系統側事故対策

イ　短絡保護

系統の短絡事故時の保護のため，原則として，連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。ただし，系統と同じ方式の保護リレーを設置する必要がない場合には，次のとおりとしていただきます。

⑷　同期発電機を用いる場合

連系する系統の短絡事故を検出し，発電設備を解列することのできる短絡方向リレーを設置すること。

なお，当該リレーが有効に機能しない場合は，短絡方向距離リレーま

たは電流差動リレーを設置していただきます。

㈺　誘導発電機，二次励磁発電機または逆変換装置を用いる場合

連系する系統の短絡事故時に，発電電圧の異常低下を検出し解列することのできる不足電圧リレーを設置すること。

なお，当該不足電圧リレーは発電設備等事故対策用の不足電圧リレーと兼用することができます。

ロ　地絡保護

系統の地絡事故時の保護のため，原則として，連系する系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。ただし，系統と同じ方式の保護リレーを設置する必要がない場合には，次のとおりとしていただきます。

㈠　中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，電流差動リレーを設置していただきます。

㈡　中性点直接接地方式以外の系統に連系する場合は，地絡過電圧リレーを設置していただきます。

なお，当該リレーが有効に機能しない場合は，地絡方向リレーまたは電流差動リレーを設置していただきます。ただし，次のいずれかを満たす場合は，地絡過電圧リレーを省略することができます。

a　発電機引出口にある地絡過電圧リレーにより連系する系統の地絡事故を検出できる場合

b　発電設備等の出力が構内の負荷より小さく周波数低下リレーにより高速に単独運転を検出し解列することができる場合

c　逆電力リレー，不足電力リレーまたは受動的方式の単独運転防止機能を有する装置により高速に単独運転を検出し解列することができる場合

なお，連系当初，地絡過電圧リレーを省略可能な場合であっても，その後，構内の負荷状況の変更や電力系統の変更等によって，地絡過電圧リレーの省略要件を満たさなくなった場合は，発電者または発電設備等を系統連系する需要者の責任において，地絡過電圧リレーを設置してい

ただきます。

⑶　単独運転防止対策

イ　逆潮流がある場合

適正な電圧・周波数を逸脱した単独運転を防止するため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーまたは転送遮断装置を設置していただきます。また，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーは，単独運転状態になった場合に系統電圧が定格電圧の40パーセント程度まで低下したとしても周波数を検出可能なものとしていただきます。ただし，当該特性を有しない場合は，単独運転状態になったときに系統等に影響を与えるまでに低下した系統電圧を検出可能な不足電圧リレーと組み合わせて補完しながら使用していただきます。

なお，必要に応じて周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーに加えて転送遮断装置を設置していただく場合があります。

また，単独系統を復旧（本系統へ再並列）するにあたり，系統電源と当該発電設備等の周波数，電圧および位相差が合致しない場合には，当社からの指令を受け，当該発電設備等を速やかに単独系統から解列していただきます。

ロ　逆潮流がない場合

単独運転防止のため，周波数上昇リレーおよび周波数低下リレーを設置していただきます。ただし，発電設備等の出力容量が系統の負荷と均衡する場合であって，周波数上昇リレーまたは周波数低下リレーにより検出・保護できないおそれがあるときは，逆電力リレーを設置していただきます。

⑷　事故波及防止対策

発電機が脱調した場合の事故波及を防止するため，脱調分離リレーを設置していただく場合があります。

⑸　構内設備事故対策

構内設備事故対策としてⅦ（負荷設備の特別高圧電線路との連系要件）に準じた対策を実施していただきます。

⑹　事故除去時間

中性点直接接地系統においては，同期安定度確保，瞬時電圧低下の影響，電磁誘導障害対策面で高速な事故除去の必要があるため，連系点および同一電圧階級設備の遮断器，保護リレーの動作時間を以下のとおりとしていただきます。

イ　遮断器は，２サイクル以内とすること。

ロ　保護リレー（短絡・地絡事故除去用）は，２サイクル以内とすること。

なお，中性点直接接地系統以外を含め，系統固有の事由等により個別に協議させていただく場合があります。

⑺　そ の 他

イ　系統の安定を維持するため，系統から解列する発電設備等の発電電力が大きい場合には，発電場所に，事故を検出し情報を伝送するために必要な装置を設置していただきます。

ロ　33,000ボルト以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合は，30（保護リレーの設置）に準じます。

53　再閉路方式

自動再閉路を実施している送電線へ連系する場合で，自動再閉路方式を採用する場合は，連系送電線の再閉路方式と協調を図っていただき，必要な設備を設置していただきます。

なお，再閉路方式の運用にあたっては，発電設備の回転軸強度等に支障がないようにしていただきます。

54　保護リレーの設置場所

保護リレーは，受電地点または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

55　解 列 箇 所

保護リレーが動作した場合の解列箇所は，原則として，系統から発電設備等を解列することができる次のいずれかの箇所としていただきます。この場合，

当社から解列箇所を指定させていただく場合があります。

⑴ 受電用遮断器

⑵ 発電設備等出力端遮断器

⑶ 発電設備等連絡用遮断器

⑷ 母線連絡用遮断器

なお，解列にあたっては，発電設備等を電路から機械的に切り離すことができ，かつ，電気的に完全な絶縁状態を保持しなければならないため，原則として，半導体のみで構成された電子スイッチを遮断装置として適用することはできません。

56 保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は次のとおりとしていただきます。

⑴ 地絡過電圧リレー，地絡方向リレー，地絡検出用電流差動リレーおよび地絡検出用回線選択リレーは零相回路に設置すること。

⑵ 過電圧リレー，周波数低下リレー，周波数上昇リレーおよび逆電力リレーは１相設置とすること。

⑶ 不足電力リレーは２相設置とすること。

⑷ 短絡方向リレー，不足電圧リレー，短絡検出・地絡検出兼用電流差動リレー，短絡検出用電流差動リレー，短絡方向距離リレー，短絡検出用回線選択リレーおよび地絡方向距離リレーは３相設置とすること。

57 自動負荷制限・発電抑制

⑴ 発電設備等の脱落時等に主として連系する送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を行なっていただきます。また，系統事故等により他の送電線および変圧器等が過負荷になるおそれがある場合，または系統の安定度や周波数等が維持できないおそれがある場合には，自動で発電抑制または発電遮断もしくは発電増出力（揚水遮断および蓄電池の充電停止を含みます。）を行なっていただくことがあります。この場合，発電場所に必要な装置を設置していただきます。

ただし，出力変動緩和対策として設置していただく蓄電池については，充電を停止することにより，出力変動緩和の機能を喪失することから，本要件は適用いたしません。

⑵　あらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台，その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれる速やかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施することで，運用容量を拡大することが効率的な設備形成に資すると当社が判断した場合，Ｎ－１電制を実施するために発電設備等に設置する制御装置等（以下「Ｎ－１電制装置」といいます。）を設置することが適当であると判断した発電設備等を指定して，当該発電設備等を維持および運用する発電者，または新規に送電系統への連系を行なう発電者に対して，Ｎ－１電制装置の設置を求めることがあります。この場合，正当な理由がない限り，発電場所へのＮ－１電制装置の設置およびその他Ｎ－１電制の実施に必要な対応をしていただきます。

58　線路無電圧確認装置の設置

発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置が設置されていない場合には，再閉路時の事故防止のために，発電設備等を連系する変電所の引出口に線路無電圧確認装置を設置する必要があります。ただし，逆潮流がない場合で，電力系統との連系に係る保護リレー，計器用変流器，計器用変圧器，遮断器および制御用電源配線が，相互予備となるように２系列化されているときは，無電圧確認装置を省略できるものといたします。この場合，次のいずれかにより簡素化を図ることができるものといたします。

⑴　２系列の保護リレーのうちの１系列は，不足電力リレーのみとすることができる。

⑵　計器用変流器は，不足電力リレーを計器用変流器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

⑶　計器用変圧器は，不足電圧リレーを計器用変圧器の末端に配置する場合，１系列目と２系列目を兼用できる。

なお，33,000ボルト以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路に発電

設備等を連系する場合は，35（線路無電圧確認装置の設置）に準じます。

59　発電機運転制御装置の付加

⑴　系統安定化，潮流制御のための機能

系統安定化，潮流制御等の理由により運転制御が必要な場合には，次の機能を具備した運転制御装置を設置していただきます。

イ　ＰＳＳ（Power System Stabilizer）

ロ　超速応励磁自動電圧調整機能

なお，設置については，個別に協議させていただきます。

⑵　周波数調整のための機能

火力発電設備および混焼バイオマス発電設備（ただし，地域資源バイオマス発電設備を除きます。）については，次の周波数調整機能を具備していただきます。

なお，その他の発電設備等については，個別に協議させていただきます。

イ　ガバナフリー運転機能

タービンの調速機（以下「ガバナ」といいます。）を系統周波数の変動に応じて発電機出力を変化させるように運転する機能を具備すること。

ロ　ＬＦＣ（Load Frequency Control：負荷周波数制御）機能

当社からのＬＦＣ信号に追従し，発電機出力を変動させる機能を具備すること。

ハ　周波数変動補償機能

標準周波数±0.2ヘルツを超えた場合，系統の周波数変動により，発電所の自動出力制御装置がガバナで調整した出力を出力指令値に引き戻すことがないように，ガバナによる出力変動相当を出力指令値に加算する機能を具備すること。

ニ　ＥＤＣ（Economic load Dispatching Control：経済負荷配分制御）機能

当社からの出力指令値に発電機出力を自動追従制御する機能を具備すること。

ホ　出力低下防止機能

100メガワット以上の火力発電設備は，周波数58.8ヘルツまでは発電機出力が低下せず，周波数58.8ヘルツ以下については，1.2ヘルツ低下するごとに5パーセント以内の出力低下に抑える機能，または，一度出力低下しても回復する機能を具備すること。

なお，具体的な発電設備の性能は，次のとおりといたします。ただし，系統の電源構成の状況等，必要に応じて別途協議させていただきます。

	発電機定格出力	100メガワット以上	
		ガスタービン発電設備(GT)およびガスタービンコンバインドサイクル発電設備(GTCC)	その他の火力発電設備および混焼バイオマス発電設備※6
機能・仕様等	GF調定率	5パーセント以下	5パーセント以下
	GF幅※1	5パーセント以上（定格出力基準）	3パーセント以上（定格出力基準）
	GF制御応答性	2秒以内に出力変化開始，10秒以内にGF幅の出力変化完了※7	
	LFC幅	±5パーセント以上（定格出力基準）	±5パーセント以上（定格出力基準）
	LFC変化速度※2	5パーセント/分以上（定格出力基準）	1パーセント/分以上（定格出力基準）
	LFC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC変化速度※2	5パーセント/分以上（定格出力基準）	1パーセント/分以上（定格出力基準）
	EDC制御応答性	20秒以内に出力変化開始※7	60秒以内に出力変化開始※7
	EDC+LFC変化速度	10パーセント/分以上（定格出力基準）	1パーセント/分以上（定格出力基準）
	最低出力※3※4（定格出力基準）	50パーセント以下 DSS機能具備※5	30パーセント以下

※1　ＧＴおよびＧＴＣＣについては，負荷制限設定値までの上げ余裕値が定格出力の5パーセント以上，その他の発電機については，定格出力の3パーセント以上を確保すること。ただし，定格出力付近等の要件を満たせない出力帯については，別途協議させていただきます。

※2　定格出力付近のオーバーシュート防止や低出力帯での安定運転により要件を満たせない場合には，別途協議させていただきます。

※3　気化ガス（ＢＯＧ）処理等により最低出力を満たせない場合には，別途協議させていただきます。

※4　ＥＤＣ・ＬＦＣ指令により制御可能な最低出力といたします。

※5　日間起動停止運転（ＤＳＳ）は，発電機解列から並列まで8時間以内で可能なこと。

※6　地域資源バイオマス発電設備を除きます。

※7　記載の秒数は目安値とし，可能な限り早期に出力変化開始し，出力変化完了すること。

また，周波数調整機能に必要な受信信号（ＥＤＣ指令値，ＬＦＣ増/減指令）を受信する機能および，必要な送信信号（現在出力，可能最大出力〔ＧＴおよびＧＴＣＣのみといたします。〕，ＥＤＣ・ＬＦＣ使用/除外，周波数調整機能故障）を送信する機能を具備していただきます。

⑶ 早期再並列のための機能

定格出力の合計が400メガワット以上の火力発電設備（ＧＴＣＣ）については，送電系統の停電解消後，早期に再並列するために必要な装置を設置，または機能を具備していただきます。

⑷ 電圧調整のための機能

イ 275,000ボルト以上の系統に連系する発電設備等は，当社が指定する電圧，無効電力または力率に応じて運転可能な機能を具備し，有効電力に応じて出力可能な範囲で無効電力を調整できるようにしていただきます。

ロ 154,000ボルト以下の系統に連系する発電設備等においても，必要に応じて，イと同等の機能を具備していただくことがあります。

60 中性点接地装置の付加と電磁誘導障害防止対策の実施

中性点の接地が必要な場合は，昇圧用変圧器の中性点に接地装置を設置していただきます。また，中性点接地装置の設置により，当社の系統において電磁誘導障害防止対策および地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合には，次の適切な対策を講じていただきます。

⑴ 154,000ボルト以下の系統に連系する場合は，必要に応じて昇圧用変圧器の中性点に中性点接地装置（抵抗接地方式）を設置すること。

⑵ 275,000ボルト以上の系統に連系する場合は，昇圧用変圧器の中性点を直接接地すること。

61 直流流出防止変圧器の設置

逆変換装置を用いて発電設備等を連系する場合は，逆変換装置から直流が系統へ流出することを防止するために，受電地点と逆変換装置との間に変圧器（単巻変圧器を除きます。）を設置していただきます。この場合，設置する変

圧器は，直流流出防止専用である必要はありません。

なお，次のすべての条件に適合する場合は，変圧器の設置を省略することができます。

⑴　逆変換装置の交流出力側で直流を検出し，交流出力を停止する機能を有すること。

⑵　逆変換装置の直流回路が非接地であること，または逆変換装置に高周波変圧器を用いていること。

62　電 圧 変 動

⑴　常時電圧変動対策

発電設備等の連系による電圧変動は，常時電圧の概ね１パーセントから２パーセント以内を適正値とし，この範囲を逸脱しないよう，自動電圧調整装置（ＡＶＲ）の設置等により，自動的に電圧を調整していただきます。

⑵　瞬時電圧変動対策

発電設備等の並解列時において，瞬時的に発生する電圧変動に対しても，常時電圧の２パーセントを目安に適正な範囲内に瞬時電圧変動を抑制していただきます。

イ　同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに自動同期検定装置を設置すること。

ロ　二次励磁制御巻線型誘導発電機を用いる場合には，自動同期検定機能を有するものを用いること。

ハ　誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から２パーセント程度を超えて逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，同期発電機を用いる等の対策をしていただきます。

ニ　自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期が取れる機能を有するものを用いること。

ホ　他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により，系統の電圧が適正値（常時電圧の２パーセントを目安とします。）を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置すること。

なお，これにより対応できない場合には，自励式の逆変換装置を用いることといたします。

ヘ　発電設備等の出力変動や頻繁な並解列による電圧変動により，他者に電圧フリッカ等の影響を及ぼすおそれがある場合または電圧フリッカにより適正値（受電地点における電圧フリッカレベル〔ΔＶ10〕を0.45ボルト以下〔当該設備のみの場合は，0.23ボルト以下〕に維持するものといたします。）を逸脱するおそれがある場合には，次に示す電圧変動の抑制や並解列の頻度を低減する対策を行なうこと。

㈠　風力発電設備等の頻繁な並解列により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがある場合には，ＳＶＣの設置やサイリスタ等によるソフトスタート機能を有する装置を用いること。

㈡　風力発電設備等の出力変動により電圧フリッカが適正値を逸脱するおそれがある場合には，ＳＶＣ等を設置すること。

⑶　そ の 他

イ　連系用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。

ロ　33,000ボルト以下の特別高圧電線路のうち配電線扱いの電線路に発電設備等を連系する場合は，38（電圧変動）に準じます。

63　出 力 変 動

風力発電設備を連系する場合で，出力変動により他者に影響を及ぼすおそれがあるときは，出力変化率制限機能を具備する等の対策を行なっていただきます。

⑴　発電に必要な自然エネルギーが得られる状況において，連系点での５分間の最大変動幅が発電所設備容量の10パーセント以下となるよう対策を行なう

こと。

なお，ウィンドファームコントローラーを有しない小規模発電所については，対策を別途協議させていただきます。

⑵ 高風速時にカットアウトが予想される場合は，即座に停止しないよう，ストーム制御機能を具備する等の対策を行なうこと。また，カットインが予想される場合は，徐々に出力を上昇するよう対策を行なうこと。

⑶ 系統周波数が上昇し適正値を逸脱するおそれがある場合は，発電設備の出力を調定率に応じて自動的に抑制すること。

なお，調定率は，２パーセントから５パーセントの範囲で当社から指定する値とし，不感帯は，0.2ヘルツ以下といたします。

64 短絡・地絡電流対策

発電設備等の連系により系統の短絡・地絡電流が他者の遮断器の遮断容量等を上回るおそれがある場合は，短絡・地絡電流を制限する装置（限流リアクトル等）を設置していただきます。

なお，これにより対応できない場合には，短絡容量対策について個別に検討・協議させていただきます。

65 発電機定数・諸元

連系系統や電圧階級によっては，発電機の安定運転対策や短絡・地絡電流抑制対策，慣性低下対策等のために，発電機定数を当社から指定させていただく場合があります。

また，当社の求めに応じて，次の諸元を提出していただきます。

なお，必要に応じて，記載されていない諸元等，最新の諸元等を提供していただくことがあります。

電源種	設　備	諸　元
共　通	発電プラント	定格容量，定格出力，台数，定格電圧
		最低出力
		所内負荷（定格，最低）
		力率（定格，運転可能範囲）
		運転可能周波数の範囲，運転継続時間
		単線結線図，系統並解列箇所
		発電プラントモデル（原動機の種類，発電機の種類）
		電気所監視制御方式
	構内設備	自家消費電力の最大値，最小値
		総合負荷力率
		電動機容量（高圧・低圧）
		電灯容量
		高調波発生機器と高調波対策資料
		電圧フリッカの発生源と対策設備資料
	受電用変圧器, 連系用変圧器	定格（定格容量，定格電圧）
		インピーダンス（タップ電圧毎，変圧器定格容量ベース）
		励磁特性曲線
		制御方式，整定値
	調相設備	定格容量，台数
		制御方式，整定値
	アクセス線・構内線路	インピーダンス，アドミタンス
	遮断器	定格（遮断電流，遮断時間）
		自動同期検定装置の有無
	保護装置	設置要素
		仕様
		設置場所
		設置相数
		解列箇所
		整定範囲
		整定値
		CT 比，VT 比
		シーケンスブロック
		送電線再閉路方式
	記録	電気現象記録装置

電源種	設　備	諸　元
誘導機	発電プラント	拘束リアクタンス
		限流リアクトル容量
		限時リアクトルインピーダンス
		慣性定数
		定格すべり
		等価回路定数
同期機	発電プラント	各種内部リアクタンス（飽和値，不飽和値）
		各種短絡時定数・開路時定数
		慣性定数（発電機＋タービン）
		制動巻線の有無
		飽和特性
		可能出力曲線
		発電機軸モデル
		発電機プラントモデル，モデル構築に必要なプラント，制御系の各種定数（ボイラ，タービン，水車等）
		並解列所要時間（平常時，事故時）
	制御装置	ガバナ系ブロック（調定率，GF 幅，CV，ICV モデルを含む）
		LFC・発電機出力制御ブロック
		EDC 変化速度（出力毎）
		LFC 幅・変化速度（出力毎）
		出力キープタイム（出力毎，上げ下げ）
		励磁装置の形式（直流・交流・サイリスタ・他） 応答速度（超速応励磁か否か）
		励磁系ブロック（AVR，PSS，PSVR）
		FRT 要件の適用有無
		過励磁保護 59V/F ブロック
		OEL，UEL ブロック
水力	発電プラント 制御装置	揚水待機・開始所要時間
		上ダム・下ダム運用可能水位
		電水比（kW/(m^3/s)）
逆変換装置	発電プラント 制御装置	メーカ，型式
		単独運転検出方式，整定値
		逆変換装置の容量
		通電電流制限値
		系統事故時の力率制御時間
		三相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		一，二相事故時の事故電流（大きさ，供給時間）
		FRT 要件の適用有無
		無効電力制御方式，整定値
		慣性力供給能力

電源種	設　備	諸　元
風力	発電プラント 制御装置	周波数調定率設定可能範囲，不感帯設定可能範囲
		発電機の出力特性
		出力変動対策の方法
		蓄電池，ウィンドファームコントローラーの有無
蓄電池	発電プラント	蓄電容量
二次励磁機	発電プラント	拘束リアクタンス

66　昇圧用変圧器

連系系統や電圧階級によっては，短絡・地絡電流抑制対策，安定度維持対策，送電線保護リレー協調等のために，昇圧用変圧器のインピーダンス等を当社から指定させていただく場合があります。また，無電圧タップ切替器の仕様（タップ数，電圧値，調整幅等）等を指定させていただくことがあります。

67　連 絡 体 制

⑴　発電者の構内事故および系統側の事故等により，連系用遮断器が動作した場合等（サイバー攻撃により設備異常が発生し，または発生するおそれがある場合を含みます。）には，当社の給電制御所等と発電者との間で迅速かつ的確な情報連絡を行ない，速やかに必要な措置を講ずる必要があります。このため，当社の給電制御所等と発電者の技術員駐在箇所等との間に，保安通信用電話設備（専用保安通信用電話設備または電気通信事業者の専用回線電話）を設置していただきます。ただし，保安通信用電話設備は，33,000ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合には，次のうちのいずれかを用いることができます。

イ　専用保安通信用電話設備

ロ　電気通信事業者の専用回線電話

ハ　次の条件をすべて満たす場合においては，一般加入電話または携帯電話

⑷　発電者側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式（交換機を介する代表番号方式ではなく，直接技術員駐在箇所へつながる単番方

式）とし，発電設備等の保守監視場所に常時設置されていること。

㈺　話中の場合に割り込みが可能な方式（キャッチホン等）であること。

㈻　停電時においても通話可能なものであること。

㈼　災害時等において当社の給電制御所等と連絡が取れない場合には，当社の給電制御所等との連絡が取れるまでの間，発電設備等の解列または運転を停止するよう，保安規程上明記されていること。

⑵　特別高圧電線路と連系する場合には，当社の給電制御所等と発電者との間に，系統運用上等必要な情報が相互に交換できるようスーパービジョンおよびテレメータを設置していただきます。この場合，収集する情報は，原則として次のとおりといたします。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	発電機並列用遮断器の開閉状態※1
	連系用遮断器の開閉状態
	連系用断路器の開閉状態
	連系送電線用接地開閉器の開閉状態
	連系用遮断器を開放する線路保護リレーの動作状態

情報種別	情報内容
テレメータ	発電機の有効電力
	発電機の無効電力
	連系する母線（引込口母線）の電圧
	引込口（受電地点）の有効電力
	引込口（受電地点）の無効電力
	代表風車地点の風向・風速※2
	発電最大能力値※3（風力発電設備の場合）

※1　慣性把握のため，系統に慣性を供給できる同期発電機は，最小単位の発電設備１台毎に設置していただきます。

※2　ナセルで計測する風向・風速。

※3　運転可能な発電設備の定格出力（出力制約がある場合は可能な範囲でそれを考慮）の合計。ただし，困難な場合は運転可能な発電設備の台数。

68　電気現象記録装置

発電設備等の挙動等を正確に把握するため，短い周期で時刻同期のとれた電圧，電流，電力等の計測値を連続的に記録し，当社の給電制御所等へ伝送する電気現象記録装置（自動オシロ装置，高調波監視記録装置等を含みます。）を設置していただくことがあります。

69　サイバーセキュリティ対策

事業用電気工作物（発電事業の用に供するものに限ります。）は，電気事業法にもとづき，「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

また，自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

なお，上記以外の発電設備等については，サイバー攻撃による発電設備等の異常動作を防止し，または発電設備等がサイバー攻撃を受けた場合に速やかな異常の除去，影響範囲の局限化等を行なうために，次のとおり適切なサイバーセキュリティ対策を講じていただきます。

⑴　外部ネットワークや他ネットワークを通じた発電設備等の制御に係るシステムへの影響を最小化するための対策を講じること。

⑵　発電設備等の制御に係るシステムには，マルウェアの侵入防止対策を講じること。

⑶　発電設備等に関し，セキュリティ管理責任者を設置すること。

Ⅴ　負荷設備の低圧配電線との連系要件

70　力　　率

⑴　需要者は，需要場所において，電灯または小型機器を使用する供給地点の力率は，原則として，90パーセント以上，その他の機器を使用する供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

⑵　進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむを得ない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，託送供給等約款別表12（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

71　保護リレーの設置

需要者は，次の原因で他者の電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には，必要な調整装置または保護リレーを需要場所に施設していただく等の対策を講じていただきます。

⑴　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

⑵　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

⑶　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

⑷　著しい高周波または高調波を発生する場合

⑸　その他⑴，⑵，⑶または⑷に準ずる場合

Ⅵ　負荷設備の高圧配電線との連系要件

72　力　　率

⑴　供給地点の力率は，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

⑵　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

73　電 力 品 質

⑴　高調波抑制対策

需要者は，高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合で，イの条件に該当し，かつ，ロの高調波流出電流がハの高調波流出電流の上限値を超えるときは，高調波電流を抑制するために必要となる対策を実施していただきます。

イ　等価容量の合計値が50キロボルトアンペアを超える場合

ロ　系統に流出する高調波流出電流は，次の式により算出いたします。ただし，需要場所の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮し算出することができるものといたします。

$$\text{高調波流出電流} = \text{高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流の合計値} \times \text{高調波発生機器の最大の稼働率}$$

なお，高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計して得た値とし，また，その対象とする高調波の次数は，40次以下といたします。

ハ　系統に流出する高調波流出電流の上限値は，高調波の次数ごとに，次の式により算出いたします。

$$\text{高調波流出電流の上限値} = \text{受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値} \times \text{当該需要場所の受給電力}$$

なお，受給電力とは，原則として需要場所における接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力といたします。

受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

（単位：ミリアンペア/キロワット）

公称電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
6.6 キロボルト	3.50	2.50	1.60	1.30	1.00	0.90	0.76	0.70

⑵ 電圧フリッカ対策

需要者は，電圧フリッカ発生機器を用いた電気設備を使用する場合，10ヘルツの変動に等価換算した電圧変動ΔＶ10が基準値以内（１時間連続して測定した１分間データのΔＶ10値の内，４番目最大値が0.45ボルト以下）となるよう必要な対策を実施していただきます。

⑶ 電圧変動対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。

なお，上記理由に関わらず，他者の電気の使用に影響を及ぼす，または影響を及ぼすおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。

74 保 護 協 調

需要者は，需要場所における負荷設備，構内設備または系統の事故時において，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために，負荷設備が連系する系統の保護リレーと協調を図り，次のとおり保護協調を実施していただきます。

⑴ 連系する系統以外の系統で事故が発生した場合には，系統から負荷設備が遮断されないこと。

⑵ 需要場所における負荷設備または構内設備の事故が発生した場合には，これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため，負荷設備または構内設備を当該系統から遮断すること。

75　保護リレーの設置

需要者は，負荷設備を系統に連系する場合は，系統の保護のため，需要場所における構内設備の短絡事故または地絡事故を検出することができる保護リレーを設置していただきます。

76　保護リレーの設置場所

保護リレーは，需要場所の供給地点または事故の検出が可能な場所に設置していただきます。

77　遮 断 箇 所

遮断箇所は，系統から需要場所の負荷設備を遮断することができ，かつ，事故を除去できる箇所としていただきます。

78　連 絡 体 制

需要者は，系統運用上必要な情報（供給用遮断器の情報といたします。）を確実に収集するために，事業所等との間に，スーパービジョンを設置していただくことがあります。

なお，供給地点における有効電力を収集するために，原則として，給電制御所等との間に，テレメータを設置していただきます。

79　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

Ⅶ　負荷設備の特別高圧電線路との連系要件

80　力　　率

⑴　供給地点の力率は，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

⑵　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

81　電 力 品 質

⑴　高調波抑制対策

需要者は，高調波発生機器を用いた電気設備を使用することにより，系統に高調波電流を流出する場合で，イまたはロの条件に該当し，かつ，ハの高調波流出電流がニの高調波流出電流の上限値を超えるときは，高調波電流を抑制するために必要となる対策を実施していただきます。

イ　22,000ボルトまたは33,000ボルトの系統に連系する場合で，等価容量の合計値が300キロボルトアンペアを超えるとき。

ロ　77,000ボルト以上の系統に連系する場合で，等価容量の合計値が2,000キロボルトアンペアを超えるとき。

ハ　系統に流出する高調波流出電流は，次の式により算出いたします。ただし，需要場所の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は，その低減効果を考慮し算出することができるものといたします。

$$\text{高調波流出電流} = \begin{array}{l}\text{高調波発生機器ごとの定}\\ \text{格運転状態において発生}\\ \text{する高調波電流の合計値}\end{array} \times \begin{array}{l}\text{高調波発生機器の最大}\\ \text{の稼働率}\end{array}$$

なお，高調波流出電流は，高調波の次数ごとに合計して得た値とし，また，その対象とする高調波の次数は，40次以下といたします。

ニ　系統に流出する高調波流出電流の上限値は，高調波の次数ごとに，次の

式により算出いたします。

高調波流出電流の上限値 ＝受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値 × 当該需要場所の受給電力

なお，受給電力とは，原則として需要場所における接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力といたします。

受給電力１キロワット当たりの高調波流出電流の上限値

（単位：ミリアンペア/キロワット）

公称電圧	5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
22キロボルト	1.80	1.30	0.82	0.69	0.53	0.47	0.39	0.36
33キロボルト	1.20	0.86	0.55	0.46	0.35	0.32	0.26	0.24
77キロボルト	0.50	0.36	0.23	0.19	0.15	0.13	0.11	0.10
154キロボルト	0.25	0.18	0.11	0.09	0.07	0.06	0.05	0.05
275キロボルト	0.14	0.10	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03	0.02

⑵ 電圧フリッカ対策

需要者は，電圧フリッカ発生機器を用いた電気設備を使用する場合，10ヘルツの変動に等価換算した電圧変動ΔＶ10が基準値以内（１時間連続して測定した１分間データのΔＶ10値の内，４番目最大値が0.45ボルト以下）となるよう必要な対策を実施していただきます。

⑶ 電圧変動対策

受電用変圧器加圧時の励磁突入電流による瞬時電圧低下により，系統の電圧が常時電圧から10パーセントを超えて逸脱するおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。

なお，上記理由に関わらず，他者の電気の使用に影響を及ぼす，または影響を及ぼすおそれがある場合には，その抑制対策を実施していただきます。

82　保 護 協 調

需要者は，需要場所における負荷設備，構内設備または系統の事故時において，事故の除去，事故範囲の局限化等を行なうために，負荷設備が連系する系統の保護リレーと協調を図り，次のとおり保護協調を実施していただきます。

⑴　連系する系統に事故が発生した場合で，系統保護方式に応じて必要なときには，当該系統から負荷設備を遮断すること。

⑵　連系する系統以外の系統で事故が発生した場合には，原則として系統から負荷設備が遮断されないこと。

⑶　需要場所における負荷設備または構内設備の事故が発生した場合には，これにともなう影響を連系する系統へ波及させないため，負荷設備または構内設備を当該系統から遮断すること。

83　保護リレーの設置

需要者は，負荷設備を系統に連系する場合は，系統の保護のため，次のとおり保護リレーを設置していただきます。

⑴　中性点直接接地方式の系統に連系する場合は，原則として電流差動リレーを設置していただきます。その他の中性点接地方式の系統に連系する場合で，系統の保護方式が電流差動リレーのときは，系統と同じ方式の保護リレーを設置していただきます。

⑵　154,000ボルト以上の特別高圧電線路に負荷設備を連系する場合には，需要場所における構内設備の短絡事故時または地絡事故時に高速遮断できる保護リレー（母線保護リレー等）を設置していただきます。

84　保護リレーの設置場所

保護リレーは，需要場所の供給地点または事故の検出が可能な場所に設置していただきます。

85　保護リレーの設置相数

保護リレーの設置相数は，次のとおりといたします。

⑴　地絡用電流差動リレーは零相回路に設置すること。

⑵　短絡地絡兼用電流差動リレーおよび短絡用電流差動リレーは３相に設置すること。

86　遮 断 箇 所

遮断箇所は，系統から需要場所の負荷設備を遮断することができ，かつ，事故を除去できる箇所としていただきます。

87　連 絡 体 制

⑴　需要者は，給電制御所等との間に，保安通信電話を設置していただきます。ただし，33,000ボルト以下の特別高圧電線路と連系する場合は，保安通信電話を一般加入電話，携帯電話等とすることができます。

⑵　需要者は，系統運用上必要な情報（供給用遮断器の情報といたします。）を確実に収集するために，原則として，給電制御所等との間に，スーパービジョンを設置していただきます。

なお，供給地点における有効電力を収集するために，原則として，給電制御所等との間に，テレメータを設置していただきます。

情報種別	情報内容
スーパービジョン	供給用遮断器
テレメータ	供給地点の有効電力

88　サイバーセキュリティ対策

自家用電気工作物（発電事業の用に供するものおよび小規模事業用電気工作物を除きます。）に係る遠隔監視システムおよび制御システムは，「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に準拠した対策を講じていただきます。

電気事業法施行規則第 22 条の規定に
基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　託送供給等約款の変更の内容および新旧比較表

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

関西電力送配電株式会社

１　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，第 76 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024 年６月 17 日開催）において，2024 年 10 月初旬から分割供給を導入する整理がなされたことを踏まえ，当該内容を供給条件に反映するべく，託送供給等約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第 18 条第５項の規定にもとづき，ここに託送供給等約款の変更を届け出る次第であります。

２　託送供給等約款の変更の内容
および新旧比較表

託送供給等約款の変更の内容

託送供給等約款の変更につきましては，分割供給を導入する整理がなされたことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

旧	新
託 送 供 給 等 約 款	託 送 供 給 等 約 款
2024 年 ~~4~~ 月 1 日 実施	2024 年 10 月 1 日 実施
関西電力送配電株式会社	関西電力送配電株式会社

旧	新
託送供給等約款 **目 次**	**託送供給等約款** **目 次**
Ⅰ 総 則 …… Ⅰ-1	**Ⅰ 総 則** …… Ⅰ-1
1 適 用 …… Ⅰ-1	1 適 用 …… Ⅰ-1
2 託送供給等約款の~~認可~~および変更 …… Ⅰ-2	2 託送供給等約款の届出および変更 …… Ⅰ-2
3 定 義 …… Ⅰ-2	3 定 義 …… Ⅰ-2
4 代表契約者の選任 …… Ⅰ-8	4 代表契約者の選任 …… Ⅰ-8
5 託送供給等に関する取扱い …… Ⅰ-9	5 託送供給等に関する取扱い …… Ⅰ-9
6 単位および端数処理 …… Ⅰ-9	6 単位および端数処理 …… Ⅰ-9
7 実 施 細 目 …… Ⅰ-10	7 実 施 細 目 …… Ⅰ-10
Ⅱ 契約の申込み …… Ⅱ-1	**Ⅱ 契約の申込み** …… Ⅱ-1
8 契約の要件 …… Ⅱ-1	8 契約の要件 …… Ⅱ-1
9 検討および契約の申込み …… Ⅱ-~~5~~	9 検討および契約の申込み …… Ⅱ-6
10 契約の成立および契約期間 …… Ⅱ-1~~4~~	10 契約の成立および契約期間 …… Ⅱ-16
11 託送供給等の開始 …… Ⅱ-1~~5~~	11 託送供給等の開始 …… Ⅱ-17
12 供給準備その他必要な手続きのための協力 …… Ⅱ-1~~6~~	12 供給準備その他必要な手続きのための協力 …… Ⅱ-17
13 電気方式，電圧および周波数 …… Ⅱ-1~~6~~	13 電気方式，電圧および周波数 …… Ⅱ-18
14 発電場所および需要場所 …… Ⅱ-~~18~~	14 発電場所および需要場所 …… Ⅱ-20
15 供給および契約の単位 …… Ⅱ-2~~0~~	15 供給および契約の単位 …… Ⅱ-22
16 承諾の限界 …… Ⅱ-2~~4~~	16 承諾の限界 …… Ⅱ-27
17 契約書の作成 …… Ⅱ-2~~5~~	17 契約書の作成 …… Ⅱ-27
Ⅲ 料 金 …… Ⅲ-1	**Ⅲ 料 金** …… Ⅲ-1
18 料 金 …… Ⅲ-1	18 料 金 …… Ⅲ-1
19 接続送電サービス …… Ⅲ-~~2~~	19 接続送電サービス …… Ⅲ-3

旧	新
20　臨時接続送電サービス……Ⅲ-~~26~~	20　臨時接続送電サービス……Ⅲ-31
21　予備送電サービス……Ⅲ-~~34~~	21　予備送電サービス……Ⅲ-40
22　系統連系受電サービス……Ⅲ-~~36~~	22　系統連系受電サービス……Ⅲ-43
23　発電量調整受電計画差対応電力……Ⅲ-4~~0~~	23　発電量調整受電計画差対応電力……Ⅲ-47
24　接続対象計画差対応電力……Ⅲ-4~~2~~	24　接続対象計画差対応電力……Ⅲ-49
25　需要抑制量調整受電計画差対応電力……Ⅲ-~~43~~	25　需要抑制量調整受電計画差対応電力……Ⅲ-50
26　給電指令時補給電力……Ⅲ-~~44~~	26　給電指令時補給電力……Ⅲ-51
Ⅳ　料金の算定および支払い……Ⅳ-1	**Ⅳ　料金の算定および支払い**……Ⅳ-1
27　料金の適用開始の時期……Ⅳ-1	27　料金の適用開始の時期……Ⅳ-1
28　検　　針　　日……Ⅳ-1	28　検　　針　　日……Ⅳ-1
29　料金の算定期間……Ⅳ-2	29　料金の算定期間……Ⅳ-2
30　計　　量……Ⅳ-4	30　計　　量……Ⅳ-4
31　電力および電力量の算定……Ⅳ-5	31　電力および電力量の算定……Ⅳ-5
32　損　　失　　率……Ⅳ-2~~3~~	32　損　　失　　率……Ⅳ-26
33　料金の算定……Ⅳ-2~~3~~	33　料金の算定……Ⅳ-26
34　支払義務の発生および支払期日……Ⅳ-~~27~~	34　支払義務の発生および支払期日……Ⅳ-31
35　料金その他の支払方法……Ⅳ-3~~0~~	35　料金その他の支払方法……Ⅳ-34
36　保　　証　　金……Ⅳ-3~~3~~	36　保　　証　　金……Ⅳ-37
37　連　帯　責　任……Ⅳ-~~36~~	37　連　帯　責　任……Ⅳ-40
Ⅴ　供　　給……Ⅴ-1	**Ⅴ　供　　給**……Ⅴ-1
38　託送供給等の実施……Ⅴ-1	38　託送供給等の実施……Ⅴ-1
39　給電指令の実施等……Ⅴ-5	39　給電指令の実施等……Ⅴ-5
40　適正契約の保持等……Ⅴ-10	40　適正契約の保持等……Ⅴ-10
41　契約超過金……Ⅴ-11	41　契約超過金……Ⅴ-11
42　力率の保持……Ⅴ-1~~3~~	42　力率の保持……Ⅴ-15

旧	新
43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… V-14	43　発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施 …… V-15
44　託送供給等にともなう協力 …… V-15	44　託送供給等にともなう協力 …… V-16
45　託送供給等の停止 …… V-16	45　託送供給等の停止 …… V-17
46　託送供給等の停止の解除 …… V-17	46　託送供給等の停止の解除 …… V-19
47　託送供給等の停止期間中の料金 …… V-18	47　託送供給等の停止期間中の料金 …… V-19
48　違　　約　　金 …… V-18	48　違　　約　　金 …… V-19
49　損害賠償の免責 …… V-18	49　損害賠償の免責 …… V-20
50　設備の賠償 …… V-19	50　設備の賠償 …… V-20
Ⅵ　契約の変更および終了 …… VI-1	**Ⅵ　契約の変更および終了** …… VI-1
51　契約の変更 …… VI-1	51　契約の変更 …… VI-1
52　名義の変更 …… VI-3	52　名義の変更 …… VI-3
53　契約の廃止 …… VI-3	53　契約の廃止 …… VI-4
54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 …… VI-5	54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 …… VI-6
55　解　　約　　等 …… VI-9	55　解　　約　　等 …… VI-12
56　契約消滅後の債権債務関係 …… VI-12	56　契約消滅後の債権債務関係 …… VI-14
Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事 …… Ⅶ-1	**Ⅶ　受電方法および供給方法ならびに工事** …… Ⅶ-1
57　受電地点，供給地点および施設 …… Ⅶ-1	57　受電地点，供給地点および施設 …… Ⅶ-1
58　架空引込線 …… Ⅶ-3	58　架空引込線 …… Ⅶ-3
59　地中引込線 …… Ⅶ-4	59　地中引込線 …… Ⅶ-4
60　連接引込線等 …… Ⅶ-6	60　連接引込線等 …… Ⅶ-6
61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 …… Ⅶ-6	61　中高層集合住宅等における受電方法および供給方法 …… Ⅶ-6
62　引込線の接続 …… Ⅶ-7	62　引込線の接続 …… Ⅶ-7
63　計量器等の取付け …… Ⅶ-7	63　計量器等の取付け …… Ⅶ-7
64　通信設備等の施設 …… Ⅶ-8	64　通信設備等の施設 …… Ⅶ-8
65　専用供給設備 …… Ⅶ-9	65　専用供給設備 …… Ⅶ-9

旧	新
Ⅷ　工事費の負担 Ⅷ-1	**Ⅷ　工事費の負担** Ⅷ-1
66　受電地点への供給設備の工事費負担金 Ⅷ-1	66　受電地点への供給設備の工事費負担金 Ⅷ-1
67　受電用計量器等の工事費負担金 Ⅷ-6	67　受電用計量器等の工事費負担金 Ⅷ-6
68　会社間連系設備の工事費負担金 Ⅷ-6	68　会社間連系設備の工事費負担金 Ⅷ-6
69　一般供給設備の工事費負担金 Ⅷ-7	69　一般供給設備の工事費負担金 Ⅷ-7
70　供給地点への特別供給設備の工事費負担金 ..... Ⅷ-1~~1~~	70　供給地点への特別供給設備の工事費負担金 Ⅷ-12
71　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 Ⅷ-13	71　供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金 Ⅷ-13
72　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定 Ⅷ-13	72　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定 Ⅷ-13
73　工事費負担金の申受けおよび精算 Ⅷ-16	73　工事費負担金の申受けおよび精算 Ⅷ-16
74　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け ..... Ⅷ-1~~8~~	74　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け Ⅷ-19
75　臨時工事費 ..... Ⅷ-~~19~~	75　臨時工事費 Ⅷ-20
76　工事費等に関する契約書の作成 Ⅷ-20	76　工事費等に関する契約書の作成 Ⅷ-20
Ⅸ　保　　安 Ⅸ-1	**Ⅸ　保　　安** Ⅸ-1
77　保安の責任 Ⅸ-1	77　保安の責任 Ⅸ-1
78　保安等に対する発電者および需要者の協力 Ⅸ-1	78　保安等に対する発電者および需要者の協力 Ⅸ-1
79　調　　査 Ⅸ-2	79　調　　査 Ⅸ-2
80　調査等の委託 Ⅸ-2	80　調査等の委託 Ⅸ-2
81　調査に対する需要者の協力 Ⅸ-2	81　調査に対する需要者の協力 Ⅸ-2
82　検査または工事の受託 Ⅸ-3	82　検査または工事の受託 Ⅸ-3
83　自家用電気工作物 Ⅸ-3	83　自家用電気工作物 Ⅸ-3
附　　則 附則-1	附　　則 附則-1
別　　表 別表-1	別　　表 別表-1

旧	新
Ⅰ　総　　則	**Ⅰ　総　　則**
2　託送供給等約款の~~認可~~および変更	**2　託送供給等約款の届出および変更**
(1)　この約款は，電気事業法第18条第~~1~~項の規定にもとづき，経済産業大臣~~の認可を受けた~~ものです。	(1)　この約款は，電気事業法第18条第5項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。
3　定　　義	**3　定　　義**
(38)　最大連系電力等 ~~低圧で受電する場合は，発電量調整受電電力の最大値をいいます。~~ ~~高圧または特別高圧で受電する場合は，30分ごとの連系電力の最大値であって，計量器またはその付属装置に計量値が記録される場合の計量器および計量値が記録される付属装置（以下「記録型等計量器」といいます。）により計量される値をいいます。~~	(38)　最大連系電力等 当社が受電地点において発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力の最大値をいいます。
(39)　最大需要電力等 ~~低圧で供給する場合は，接続供給電力の最大値をいいます。~~ ~~高圧または特別高圧で供給する場合は，30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型等計量器により計量される値をいいます。~~	(39)　最大需要電力等 当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力の最大値をいいます。
(40)　発電バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）~~(18)~~イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）~~(19)~~イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。	(40)　発電バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(20)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(21)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。
(41)　需要バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）~~(20)~~に定める接続対象計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）~~(21)~~に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。	(41)　需要バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(22)に定める接続対象計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(23)に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

⑷2　需要抑制バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）~~(22)~~に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）~~(23)~~に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。	⑷2　需要抑制バランシンググループ 31（電力および電力量の算定）(24)に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または31（電力および電力量の算定）(25)に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

旧	新
Ⅱ　契約の申込み	**Ⅱ　契約の申込み**
8　契約の要件	**8　契約の要件**
(1)　契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。	(1)　契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。
イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。	イ　小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。
ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。	ロ　接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。
ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。	ハ　振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。
ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。	ニ　需要者が電気設備を当社の供給設備に電気的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件（以下「系統連系技術要件」といいます。）を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。
ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。	ホ　高圧または特別高圧で供給する場合は，契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。
ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。	ヘ　契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

旧	新
ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。	ト　需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は，契約者が，当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。
チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第２条第５項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。	チ　契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく発電量調整供給等の実施に必要な需要者の情報を発電契約者および需要場所と同一の場所である発電場所の発電者または当社と再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第２条第５項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）もしくは再生可能エネルギー特別措置法第２条の７に定める一時調達契約（以下「一時調達契約」といいます。）等を締結する者に対し提供する旨の承諾をすること。
リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。 ㈠　契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第２条第１項第５号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。 ㈡　契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。	リ　契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，次の要件を満たすこと。 ㈠　契約者と同一の者である発電者の発電設備等が電気事業法第２条第１項第５号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。 ㈡　契約者と同一の者でない発電者の発電または放電に係る電気も供給する場合は，当該発電者の発電設備等が契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

旧	新
㈠　需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。	㈠　需要者が契約者と同一の者，または契約者と電気事業法第２条第１項第５号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。 ヌ　契約者が，１需要場所において，分割供給（複数の小売電気事業者が，１需要場所において，１引込みを通じて行なうそれぞれの電気事業法第２条第１項第１号に定める小売供給をいいます。ただし，一方の小売電気事業者が需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気のみを供給する場合の小売供給を除きます。）を行なうための接続供給（以下「分割接続供給」といいます。）を希望される場合は，次の要件を満たすこと。 ㈠　当該需要場所が，高圧または特別高圧で電気の供給を受ける需要場所であること。 ㈡　当該需要場所において分割接続供給を受ける契約者は，２契約者に限ること。 ㈢　双方の契約者および需要者が，当該需要場所において，当社が分割接続供給を行なう旨の承諾をすること。 ㈣　双方の契約者および需要者が，当社が契約者および需要者にあらかじめお知らせすることなく分割接続供給の実施に必要な契約者および需要者の情報を他の一方の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

旧	新
⑷　需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。	⑷　需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。
イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。	イ　需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で，次のいずれにも該当すること。
㈠　需要者に対して，次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。	㈠　需要者に対して，次のａおよびｂの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し，当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。
ａ　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）	ａ　需要抑制量（１キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。）
ｂ　需要抑制の実施頻度および時期	ｂ　需要抑制の実施頻度および時期
㈡　㈠によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。	㈡　㈠によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。
㈢　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。	㈢　電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。
㈣　–需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。	㈣　需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。
㈤　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。	㈤　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう，当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。
ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。	ロ　需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。
ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。	ハ　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。
ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が30（計量）⑶に該当しないこと。	ニ　需要抑制量調整受電電力量の算定上，需要場所が30（計量）⑶に該当しないこと。

旧	新
ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。	ホ　需要抑制契約者が，需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ，かつ，需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。 ヘ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，需要抑制契約者は，15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)または(ロ)により分割接続供給を受ける契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについて需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，他の一方の契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスについてもあわせて需要抑制量調整供給契約を締結すること。
9　検討および契約の申込み	**9　検討および契約の申込み**
(2)　供給側接続事前検討の申込み	(2)　供給側接続事前検討の申込み
イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。	イ　当社は，契約者が希望される場合に，契約者に小売電気事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。
ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。	ロ　契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。また，分割接続供給を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。
(イ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点	(イ)　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

旧	新
㈡　契約電力または契約容量	㈡　契約電力（分割接続供給を希望される場合は，１需要場所において使用できる最大電力〔キロワット〕といたします。）または契約容量
㈣　供給地点における供給電気方式および供給電圧	㈣　供給地点における供給電気方式および供給電圧
㈤　負荷設備または主開閉器	㈤　負荷設備または主開閉器
㈥　接続供給の開始希望日および使用期間	㈥　接続供給の開始希望日および使用期間
ハ　負荷設備，契約電力または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。	ハ　負荷設備，契約電力または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。
ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。	ニ　当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから２週間以内に検討結果をお知らせいたします。
(4)　契約の申込み	(4)　契約の申込み

契約者は，(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，８（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）(2)ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは８（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。	契約者は，(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を，発電契約者は，(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を，需要抑制契約者は，ニの事項を明らかにして，当社所定の様式により，接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合，８（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し，８（契約の要件）(2)ホに定める要件を満たすことを証明する文書および８（契約の要件）(2)ヌに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは８（契約の要件）(4)ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし，発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において，発電者が系統連系受電契約の締結について合意していることおよび発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合，契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において，需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を，当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で，当社が当該文書および承諾書の提出を不要と判断するときは，当該文書および承諾書の提出を省略することができるものといたします。

旧	新
なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑴リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。 また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，⑴の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑷イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。 イ　接続供給の場合 ⑴　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点 ⑵　供給地点における供給電気方式および供給電圧	なお，自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑴リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。 また，発電量調整供給契約を希望される場合で，電力広域的運営推進機関送配電等業務指針に定める保証金（以下「系統連系保証金」といい，その金額は電力広域的運営推進機関業務規程に定める方法により算定いたします。）を要するときは，系統連系保証金をお支払いいただき，かつ，電源接続案件一括検討プロセスにもとづき工事費負担金補償金を定めるときは，当社と工事費負担金の補償に関する契約を締結のうえ，⑴の申込みに対する当社の回答日から１年以内（電源接続案件一括検討プロセスにもとづき申込みをされる場合および海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律〔以下「再エネ海域利用法」といいます。〕第13条第２項第10号に規定する選定事業者〔以下「選定事業者」といいます。〕を発電者として申込みをされる場合を除きます。）に申込みをしていただくものとし，需要抑制量調整供給契約を希望される場合は，８（契約の要件）⑷イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。 イ　接続供給の場合 ⑴　需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点 ⑵　供給地点における供給電気方式および供給電圧

旧	新
㈠ 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等	㈠ 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備等
㈡ 契約電力または契約容量	㈡ 契約電力（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る契約電力といたします。）または契約容量
㈢ 契約受電電力	㈢ 契約受電電力
㈣ 希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別	㈣ 希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別といたします。）
㈤ 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値	㈤ 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
㈥ 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	㈥ 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
㈦ 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	㈦ 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
㈧ 連絡体制	㈧ 連絡体制
㈨ 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間	㈨ 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間（分割接続供給を希望される場合は，申込みをされる契約者に係る臨時接続送電サービスの契約使用期間といたします。）
	㈩ 分割接続供給を希望される場合，次の事項（あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，申込みをしていただきます。）

旧	新
	a　15（供給および契約の単位）(2)イまたはロのうち希望される分割接続供給の形態 b　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者への分割接続供給の形態 c　15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合，契約者があらかじめ定めた30分ごとの電力量（以下「通告電力量」といいます。）を当社に通知する契約者 d　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合，それぞれの契約者へ分割接続供給する時間帯（以下「供給時間帯」といいます。）および分割接続供給に係る料金その他の調整先となる契約者 e　分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力および接続送電サービスの種別 f　20（臨時接続送電サービス）を希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力および臨時接続送電サービスの種別 g　21（予備送電サービス）を希望される場合は，分割接続供給に係る料金その他の調整に使用する，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス契約電力および予備送電サービスの種別

旧	新
なお，負荷設備，契約電力または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。	なお，負荷設備，契約電力または契約容量については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降１年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。
ロ　振替供給の場合	ロ　振替供給の場合
㈠　連絡体制	㈠　連絡体制
㈡　当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容	㈡　当社が小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には，当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者または配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容
ハ　発電量調整供給の場合	ハ　発電量調整供給の場合
㈠　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号	㈠　発電場所の受電地点特定番号および発電設備等に係る供給地点の供給地点特定番号
㈡　契約受電電力および同時最大受電電力	㈡　契約受電電力および同時最大受電電力
㈢　発電量調整受電計画電力	㈢　発電量調整受電計画電力
㈣　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	㈣　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
㈤　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	㈤　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
㈥　連絡体制	㈥　連絡体制

旧	新
ニ　需要抑制量調整供給の場合	ニ　需要抑制量調整供給の場合
㈠　需要抑制契約者の名称	㈠　需要抑制契約者の名称
㈡　需要抑制量調整受電計画電力	㈡　需要抑制量調整受電計画電力
㈢　需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値	㈢　需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する需要抑制の予定電力量（１ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で，当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定するときは，需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。）の最小値
㈣　需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値	㈣　需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値
㈤　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）	㈤　需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）
㈥　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称	㈥　需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称
㈦　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロ	㈦　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロ
㈧　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値	㈧　電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
㈨　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値	㈨　電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
㈩　需要抑制量調整供給の開始希望日	㈩　需要抑制量調整供給の開始希望日
㈪　連絡体制	㈪　連絡体制

旧	新
なお，需要抑制バランシンググループごとの(ﾄ)の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。	なお，需要抑制バランシンググループごとの(ﾄ)の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロのいずれかの適用を開始した後１年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。
14　発電場所および需要場所	**14　発電場所および需要場所**
(1)　当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。 なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。	(1)　当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，イおよびロによります。 なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。
イ　当社は，１建物をなすものは１建物を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。 なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。	イ　当社は，１建物をなすものは１建物を１発電場所または１需要場所とし，これによりがたい場合には，ロによります。 なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の発電場所または需要場所といたします。
ロ　構内または建物の特殊な場合には，次によります。	ロ　構内または建物の特殊な場合には，次によります。

旧	新
㈠　居住用の建物の場合 １建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。 a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。 b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。 c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能を有すること。 ㈡　居住用以外の建物の場合 １建物に会計主体が異なる部分があり，かつ，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている場合で，次のいずれかに該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。 なお，ｂの場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。 a　共用する部分がないこと。 b　各部分の所有者が異なること。 ㈢　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合	㈠　居住用の建物の場合 １建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。 a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。 b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。 c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能を有すること。 ㈡　居住用以外の建物の場合 １建物に会計主体が異なる部分があり，かつ，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている場合で，次のいずれかに該当するときは，各部分をそれぞれ１発電場所または１需要場所とすることができます。 なお，ｂの場合には，共用する部分を原則として１発電場所または１需要場所といたします。 a　共用する部分がないこと。 b　各部分の所有者が異なること。 ㈢　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

旧	新
1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，(ロ)に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り~~イ~~に準ずるものといたします。	1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，(ロ)に準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。
15　供給および契約の単位	**15　供給および契約の単位**
(1)　当社は，次の場合を除き，1需要場所について1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用し，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって託送供給を行ない，1発電場所について1系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。），1電気方式，1引込みおよび1計量をもって発電量調整供給を行ないます。	(1)　当社は，次の場合を除き，1需要場所について1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用し，1電気方式，1引込みおよび1計量をもって託送供給を行ない，1発電場所について1系統連系受電サービスを適用（当社が特定契約を締結している場合〔発電契約者が発電者との間で電力受給に関する契約を締結している場合を除きます。〕を除きます。），1電気方式，1引込みおよび1計量をもって発電量調整供給を行ないます。
イ　1需要場所につき，(イ)および(ロ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の1臨時接続送電サービス（(イ)および(ロ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合は，2臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の1接続送電サービス（ロの場合は，2接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合	イ　1需要場所につき，(イ)および(ロ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合，または，次の1臨時接続送電サービス（(イ)および(ロ)の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合またはへの場合は，2臨時接続送電サービスといたします。）とこれ以外の1接続送電サービス（ロまたはへの場合は，2接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合
(イ)　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス	(イ)　電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス
(ロ)　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス	(ロ)　動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス

旧	新
㈠　高圧臨時接続送電サービス	㈠　高圧臨時接続送電サービス
㈡　特別高圧臨時接続送電サービス	㈡　特別高圧臨時接続送電サービス
ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約するとき。	ロ　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で，次の２接続送電サービスをあわせて契約するとき。
㈠　電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス	㈠　電灯定額接続送電サービス，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス
㈡　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス	㈡　動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの１接続送電サービス
ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合	ハ　共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合
ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合	ニ　予備送電サービスをあわせて契約する場合
ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。	ホ　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，契約者または発電契約者からの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。
	へ　(2)イまたはロにより当社が分割接続供給を行なう場合
~~へ~~　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合	ト　その他技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

旧	新
⑵　接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。 　なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。	⑵　接続供給の場合，当社は，あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について，１接続供給契約を結び，１需要バランシンググループを設定いたします。この場合，それぞれの需要場所は原則として１接続供給契約に属するものとし，また，当社は，原則として，１契約者に対して１接続供給契約を結びます。 　なお，電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは，その料金その他の供給条件について複数供給地点を１供給地点とみなすことがあります。 　また，当社は，分割接続供給の場合，１需要場所につき，２契約者にそれぞれ１接続供給契約を適用し，原則として２接続送電サービスまたは２臨時接続送電サービスを適用のうえ，１電気方式，１引込みおよび１計量をもって次のいずれかの形態で分割接続供給を行ないます。 イ　当社が，１需要場所において，あらかじめ定めた量の電気の供給を行なう契約者（以下「非需要追随供給者」といいます。）およびそれ以外の電気の供給を行なう契約者（以下「需要追随供給者」といいます。）に分割接続供給を行なう形態 　なお，非需要追随供給者への分割接続供給は，次のいずれかの方法で行ないます。 ㈠　当社が，通告電力量に応じて分割接続供給を行なう方法 ㈡　当社が，すべての時間帯において，一定の電力量（原則として，19〔接続送電サービス〕⑵イ㈠ａ，ロまたは20〔臨時接続送電サービス〕⑵ロの非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力の値を２で除した値をいいます。

旧	新
	以下「ベース電力量」といいます。）で分割接続供給を行なう方法 ロ　当社が，１需要場所において，供給時間帯ごとに，それぞれの契約者に分割接続供給を行なう形態
⑸　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。	⑸　需要抑制量調整供給の場合，当社は，原則として，あらかじめ定めた需要場所（ただし，需要場所が複数ある場合は，同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。また，分割接続供給の場合は，当該需要場所に係る接続供給契約といたします。）および需要抑制バランシンググループについて，１需要抑制量調整供給契約を結びます。
なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。	なお，低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備（極短周期成分に対応する周波数制御用の調整機能のみを提供する場合を除きます。以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は，１需要抑制バランシンググループに属するものといたします。
また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。	また，需要抑制契約者が１需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は，需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で，かつ，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合，当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

旧	新
Ⅲ　料　　金	**Ⅲ　料　　金**
18　料　　金	**18　料　　金**
(1)　契約者に係る料金	(1)　契約者に係る料金
イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。	イ　契約者に係る料金は，ロによって算定された日程等別料金，24（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに26（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。
ロ　日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。）のうち，次に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。	ロ　日程等別料金は，19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金，20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。ただし，分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(12)，(13)または(14)にもとづき料金の調整を行ないます。）のうち，次に定める日が同一となるもの（この場合，当該同一となる日を以下「供給側料金算定日」といいます。）を合計して算定いたします。
(ｲ)　検針日	(ｲ)　検針日
(ﾛ)　電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）(25)の場合は，その供給地点の属する検針区域の検針日	(ﾛ)　電灯定額接続送電サービス，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または31（電力および電力量の算定）(27)の場合は，その供給地点の属する検針区域の検針日
(ﾊ)　28（検針日）(5)の場合は，実際に検針を行なった日	(ﾊ)　28（検針日）(5)の場合は，実際に検針を行なった日

旧	新
㈡　契約者が供給地点を消滅させる場合は，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）	㈡　契約者が供給地点を消滅させる場合は，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）
㈢　31（電力および電力量の算定）~~㈩~~の場合は，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日	㈢　31（電力および電力量の算定）㉜の場合は，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日
	㈣　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者に係る接続供給契約が消滅した場合，消滅日（特別の事情があり，その接続供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）
(3)　発電者に係る料金	(3)　発電者に係る料金
イ　発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。	イ　発電者に係る料金は，ロによって算定された系統連系受電サービス料金といたします。
ロ　系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，㈠，㈡，㈢または㈡に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。	ロ　系統連系受電サービス料金は，22（系統連系受電サービス）によって，㈠，㈡，㈢または㈡に定める日（以下「受電側料金算定日」といいます。）に算定いたします。
㈠　検針日	㈠　検針日
㈡　28（検針日）(5)の場合は，実際に検針を行なった日	㈡　28（検針日）(5)の場合は，実際に検針を行なった日
㈢　発電契約者が受電地点を消滅させる場合は，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）	㈢　発電契約者が受電地点を消滅させる場合は，消滅日（特別の事情があり，その受電地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）
㈡　31（電力および電力量の算定）~~㈨~~の場合は，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日	㈡　31（電力および電力量の算定）㉜の場合は，電力量または最大連系電力等が協議によって定められた日

旧	新
ただし，その１月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。	ただし，その１月の発電設備等に係る供給地点における供給側料金算定日が受電側料金算定日の翌日以降となる場合は供給側料金算定日を受電側料金算定日といたします。
19　接続送電サービス	**19　接続送電サービス**
⑵　接続送電サービス契約電力等	⑵　接続送電サービス契約電力等
電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。	電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量は，次によって供給地点ごとに定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力を定めます。
イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力が500キロワット未満のとき。	イ　低圧で供給する場合，または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット未満のとき。
⑷　各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。	⑷　各月の接続送電サービス契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。

旧	新
a　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。 b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。	a　新たに接続送電サービスを使用される場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は，その１月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には，新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は，接続送電サービス契約電力の決定上，接続送電サービスによって受けた供給とみなします。 b　需要場所における受電設備を増加される場合等で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等の値といたします。

旧	新
c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。 ㈡　低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）は，㈠にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値とし，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。	c　需要場所における受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は，その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，接続送電サービス契約電力は，その上回る最大需要電力等の値といたします。 ㈡　低圧で供給する場合で，契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）は，㈠にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値とし，接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

旧	新
なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 (ﾊ) 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 (ﾆ) (ｲ)の適用後１年に満たない場合は，(ﾛ)または(ﾊ)を適用いたしません。また，(ﾛ)または(ﾊ)の適用後１年に満たない場合は，(ｲ)を適用いたしません。 (ﾎ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。	なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 (ﾊ) 低圧で供給する場合で，契約者が動力を使用する需要者に供給し，かつ，契約者が希望されるときの接続送電サービス契約電力は，(ｲ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。 (ﾆ) (ｲ)の適用後１年に満たない場合は，(ﾛ)または(ﾊ)を適用いたしません。また，(ﾛ)または(ﾊ)の適用後１年に満たない場合は，(ｲ)を適用いたしません。 (ﾎ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。），負荷設備または受電設備を変更される場合は，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。 (ﾍ) 分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，次のとおりといたします。 a 15（供給および契約の単位）(2)ｲにより当社が分割接続供給を行なう場合 非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，双方の契約者と当社との協議によって定め，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）(19)ﾛ(ｲ)または(ﾛ)で定める最大需要電力等を用いて，ｲ(ｲ)に準じて定めます。 b 15（供給および契約の単位）(2)ﾛにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，31（電力および電力量の算定）

旧	新
	⑲ロ(ハ)で定める最大需要電力等を用いて，イ(イ)に準じて定めます。
ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力が500キロワット以上のときまたは特別高圧で供給する場合	ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が500キロワット以上のときまたは特別高圧で供給する場合
接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。	接続送電サービス契約電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議によって定めます。
なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から１年間に限り，段階的に接続送電サービス契約電力を増加できるものといたします。この場合には，あらかじめ電気使用計画書を提出していただきます。	なお，新たに接続送電サービスを使用される場合等で，適当と認められるときは，使用開始の日から１年間に限り，段階的に接続送電サービス契約電力を増加できるものといたします。この場合には，あらかじめ電気使用計画書を提出していただきます。
	また，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。
ハ　イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(イ)によって定めます。	ハ　イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について，最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は，接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の接続送電サービス契約電力は，イ(イ)によって定めます。

旧	新
ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 　また，当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。 　なお，この場合，当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。	ニ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときの接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，原則として需要者の発電設備の容量を基準として，契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 　また，当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で，需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは，51（契約の変更）に準じて，あらかじめ申し出ていただきます。 　なお，この場合，当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。 　また，分割接続供給の場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供給するときは，原則として，次のとおりといたします。 (イ)　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 　当該供給分の電気の供給は，需要追随供給者へ行なうものといたします。この場合，需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準として需要追随供給者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

旧	新
	㈡　15（供給および契約の単位）⑵ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 当該供給分の電気の供給は，双方の契約者へ行なうものといたします。この場合，双方の契約者に係る接続送電サービス契約電力は，イ，ロまたはハにかかわらず，当該供給分以外の供給分につきイ，ロまたはハに準じて定めた値に，需要者の発電設備の容量を基準としてそれぞれの契約者と当社との協議によって定めた値（双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，同じ値といたします。）を加えたものといたします。

旧	新
(3)　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。	(3)　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。ただし，１供給地点につき２以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または１接続送電サービスにつき２以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は，接続送電サービスごとに算定いたします。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス料金を算定いたします。
イ　低圧で供給する場合	イ　低圧で供給する場合
(ｲ)　電灯定額接続送電サービス	(ｲ)　電灯定額接続送電サービス
a　適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。	a　適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。

(a)　電灯料金

ｉ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	32円　95銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	65円　88銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	131円　76銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	197円　64銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	329円　41銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	329円　41銭

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，電灯料金および小型機器料金の合計といたします。

(a)　電灯料金

ｉ　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	32円　95銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	65円　88銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	131円　76銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	197円　64銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	329円　41銭
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	329円　41銭

ii　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

iii　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	98円　38銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	196円　78銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	196円　78銭

ii　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

iii　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b)　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	98円　38銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	196円　78銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	196円　78銭

e　その他

特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，㈡a(c)，㈠aまたは㈢aにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

㈡　電灯標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　(2)イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，(2)イ㈡により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)　１需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

(c)　電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

e　その他

特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議によって，㈡a(c)，㈠aまたは㈢aにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

㈡　電灯標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　(2)イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり，(2)イ㈡により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)　１需要場所において，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

(c)　電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)および(c)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	290円　40銭
上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	96円　80銭

ii　(2)イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量６キロボルトアンペアまで	240円　90銭
上記をこえる接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	80円　30銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	7円　62銭

(ハ)　電灯時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	290円　40銭
上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	96円　80銭

ii　(2)イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量６キロボルトアンペアまで	240円　90銭
上記をこえる接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	80円　30銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	7円　62銭

(ハ)　電灯時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	290円　40銭
上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	96円　80銭

ii　(2)イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量６キロボルトアンペアまで	240円　90銭
上記をこえる接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	80円　30銭

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i　(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	290円　40銭
上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	96円　80銭

ii　(2)イ(ロ)により接続送電サービス契約容量を定める場合

１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約容量６キロボルトアンペアまで	240円　90銭
上記をこえる接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペアにつき	80円　30銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i　昼間時間

１キロワット時につき	8円　13銭

ii　夜間時間

１キロワット時につき	7円　07銭

(ニ)　電灯従量接続送電サービス

a　適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i　昼間時間

１キロワット時につき	8円　13銭

ii　夜間時間

１キロワット時につき	7円　07銭

(ニ)　電灯従量接続送電サービス

a　適用範囲

(ロ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	12円　39銭

㈱　動力標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(b)　１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

１キロワット時につき	12円　39銭

㈱　動力標準接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(b)　１需要場所において，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は，接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし，契約者が希望され，かつ，電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は，(a)に該当し，かつ，(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約容量との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i　(2)ｲ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	460円　90銭

ii　(2)ｲ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	378円　40銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

i　(2)ｲ(ｲ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	460円　90銭

ii　(2)ｲ(ﾊ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	378円　40銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	**4円　69銭**

(c)　その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d　その他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ﾍ)　動力時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

1キロワット時につき	**4円　69銭**

(c)　その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d　その他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ﾍ)　動力時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ｉ　⑵イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**460円　90銭**

ii　⑵イ㈡により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**378円　40銭**

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ｉ　昼間時間

１キロワット時につき	**4円　97銭**

ii　夜間時間

１キロワット時につき	**4円　37銭**

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

ｉ　⑵イ㈠により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**460円　90銭**

ii　⑵イ㈡により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	**378円　40銭**

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ｉ　昼間時間

１キロワット時につき	**4円　97銭**

ii　夜間時間

１キロワット時につき	**4円　37銭**

(c)　その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d　その他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ト)　動力従量接続送電サービス

a　適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	12円　24銭

(c)　その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないことが見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d　その他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

(ト)　動力従量接続送電サービス

a　適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	12円　24銭

d　その他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ　高圧で供給する場合

(イ)　高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

d　その他

変圧器，発電設備等その他を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ　高圧で供給する場合

(イ)　高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。 ~~また，~~⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。	(a)　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

なお，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	663円　30銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	2円　29銭

(ﾛ)　高圧時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	663円　30銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	2円　29銭

(ﾛ)　高圧時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 (a)　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。	c　接続送電サービス料金 接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 (a)　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

また，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。

なお，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	663円　30銭

⑹　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	663円　30銭

⑹　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼間時間

１キロワット時につき	**2円　45銭**

ⅱ　夜間時間

１キロワット時につき	**2円　09銭**

(ﾊ)　高圧従量接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**13円　17銭**

ハ　特別高圧で供給する場合

(ｲ)　特別高圧標準接続送電サービス

ⅰ　昼間時間

１キロワット時につき	**2円　45銭**

ⅱ　夜間時間

１キロワット時につき	**2円　09銭**

(ﾊ)　高圧従量接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	**13円　17銭**

ハ　特別高圧で供給する場合

(ｲ)　特別高圧標準接続送電サービス

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

a　適用範囲

接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。 ~~また，~~⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。	(a)　基本料金 基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。 なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

なお，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	440円　00銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	84銭

(ﾛ)　特別高圧時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	440円　00銭

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	84銭

(ﾛ)　特別高圧時間帯別接続送電サービス

a　適用範囲

(ｲ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しないとき（21〔予備送電サービス〕によって利用したときを除きます。）に限り，半額といたします。

また，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。

なお，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	440円　00銭

⑹　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

なお，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは，当該供給分に相当する基本料金は，半額といたします。ただし，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスにおける当該供給分に相当する基本料金は，双方の契約者に係る接続送電サービスにおいて，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに限り，半額といたします。

また，その１月に前月から継続して需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における当該電気の供給は，前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	440円　00銭

⑹　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

ⅰ　昼間時間

1キロワット時につき	86銭

ⅱ　夜間時間

1キロワット時につき	81銭

(ハ)　特別高圧従量接続送電サービス

a　適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	8円　05銭

ⅰ　昼間時間

1キロワット時につき	86銭

ⅱ　夜間時間

1キロワット時につき	81銭

(ハ)　特別高圧従量接続送電サービス

a　適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し，自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で，契約者が希望されるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流3相3線式とし，供給電圧は，接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト
接続送電サービス契約電力10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

c　接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	8円　05銭

ニ　力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。 (イ)　力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表５（平均力率早見表）によるものといたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。	ニ　力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，次のとおりといたします。 (イ)　力率は，供給地点ごとに，その１月のうち毎日午前８時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表５（平均力率早見表）によるものといたします。 なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。 (ロ)　分割接続供給の場合は，33（料金の算定）(12)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの供給地点ごとの力率を，(イ)に準じて算定いたします。また，それぞれの契約者に係る接続送電サービスの力率は，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の力率と同一の値といたします。ただし，その供給地点において，いずれかの契約者に係る接続送電サービスをまったく利用しない場合は，当該接続送電サービスについては，その１月の力率を85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。	(ハ) 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は，当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を１パーセント割増しいたします。
ホ　その他	ホ　その他
(イ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	(イ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

㈡　電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。	㈡　電灯時間帯別接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービス，高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス（以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。）の適用後１年に満たない場合は，電灯標準接続送電サービス，動力標準接続送電サービス，高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス（以下「標準接続送電サービス」といいます。）または電灯従量接続送電サービス，動力従量接続送電サービス，高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また，従量接続送電サービスの適用後１年に満たない場合は，標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。
㈠　時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。	㈠　時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後１年に満たない場合は，時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。
	㈢　33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうための，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービスの種別を定めた後１年に満たないときの取扱いは，㈡および㈠に準ずるものといたします。

(ニ)　(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。	(ホ)　(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。
(ホ)　当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。	(ヘ)　当社は，必要に応じて，需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。
(4)　１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額から，イによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。	(4)　１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い 高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，(3)によって算定された金額から，イによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。
イ　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。	イ　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，１月につき次の式により算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（21〔予備送電サービス〕によって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は，半額といたします。

ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ハに定めるピークシフト電力

ピークシフト電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	397円　10銭
	特別高圧で供給する場合	264円　00銭

ロ　昼間時間最大電力

１年間を通じての昼間時間における最大の接続供給電力（以下「昼間時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値といたします。また，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，⑵イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

ピークシフト割引額＝次に定める割引単価×ハに定めるピークシフト電力

ピークシフト電力１キロワットにつき	高圧で供給する場合	397円　10銭
	特別高圧で供給する場合	264円　00銭

ロ　昼間時間最大電力

１年間を通じての昼間時間における最大の接続供給電力（以下「昼間時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分に

	ついて，⑵イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の１年を通じての最大値に，⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

ハ　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。 また，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝ 適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 － 当該供給地点の昼間時間最大電力	ハ　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。 また，⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝ 適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 － 当該供給地点の昼間時間最大電力

なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
ニ　１年間を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。	ニ　１年間を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。
なお，それがこの取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。	なお，それがこの取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。
また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。	また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。
20　臨時接続送電サービス	**20　臨時接続送電サービス**
⑵　臨時接続送電サービス契約電力等	⑵　臨時接続送電サービス契約電力等
電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。	電灯臨時定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力は，次によって供給地点ごとに定めます。
	なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力とあわせて，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

イ　低圧で供給する場合

(イ)　契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約容量を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表６（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，ａにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

イ　低圧で供給する場合

(イ)　契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約容量を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表６（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約容量（６キロボルトアンペア以上となる場合に限ります。）を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，ａにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

c　特別の事情がある場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，ａにかかわらず，契約者と当社との協議によって定めた値とすることがあります。

(ﾛ)　契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

(a)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

c　特別の事情がある場合には，臨時接続送電サービス契約容量は，ａにかかわらず，契約者と当社との協議によって定めた値とすることがあります。

(ﾛ)　契約者が動力を使用する需要者に供給する場合

次により，臨時接続送電サービス契約電力を定めます。

a　臨時接続送電サービス契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(a)の係数を乗じてえた値の合計に(b)の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者または需要者に施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表３（契約電力および契約容量の算定方法）に準じて算定いたします。

(a)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(b)　(a)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，ａにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービス契約電力は，需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに定めます。

(b)　(a)によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

b　契約者が契約主開閉器により臨時接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合には，臨時接続送電サービス契約電力は，ａにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表３（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ロ　高圧または特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）は，需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により供給地点ごとに定めます。

なお，分割接続供給の場合におけるそれぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス契約電力は，それぞれの契約者と当社との協議によって定めます。

(3)　臨時接続送電サービス料金 　臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。	(3)　臨時接続送電サービス料金 　臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，供給電圧および臨時接続送電サービスの種別に応じて，次の各項により算定いたします。 　なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス料金を算定いたします。

イ　低圧で供給する場合 (イ)　電灯臨時定額接続送電サービス a　適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 c　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次のとおりといたします。	イ　低圧で供給する場合 (イ)　電灯臨時定額接続送電サービス a　適用範囲 契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるときに適用いたします。 b　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。 c　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円　92銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	5円　84銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	5円　84銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	58円　40銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	58円　40銭

(ロ)　電灯臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は，臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)　電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円　92銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	5円　84銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	5円　84銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	58円　40銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	58円　40銭

(ロ)　電灯臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で，次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a)　臨時接続送電サービス契約容量を定める場合は，臨時接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)　電灯臨時定額接続送電サービスを適用できないこと。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ロ)c(a)iiにおいて適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	8円　38銭

(ハ)　動力臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が５キロワット以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ロ)c(a)iiにおいて適用される該当基本料金率の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	8円　38銭

(ハ)　動力臨時定額接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が５キロワット以下であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の該当料金の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	77円　81銭

d　その他

当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

㈡　動力臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として５キロワットをこえ，50キロワット未満であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，次のとおりといたします。ただし，臨時接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の臨時接続送電サービス料金は，臨時接続送電サービス契約電力が１キロワットの場合の該当料金の半額といたします。

臨時接続送電サービス契約電力１キロワット１日につき	77円　81銭

d　その他

当社が適当と認める場合には，動力臨時接続送電サービスを適用することがあります。

㈡　動力臨時接続送電サービス

a　適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で，臨時接続送電サービス契約電力が原則として５キロワットをこえ，50キロワット未満であるときに適用いたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ホ)c(a)iiにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	5円　62銭

ロ　高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。

b　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c　臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a)　基本料金

基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)イ(ホ)c(a)iiにおいて適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(b)　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	5円　62銭

ロ　高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，高圧臨時接続送電サービスといたします。

㈠　適用範囲 臨時接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。	㈠　適用範囲 臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。
㈡　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。	㈡　供給電気方式および供給電圧 供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトといたします。
㈢　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 ａ　基本料金 基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ)ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。	㈢　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 ａ　基本料金 基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）(3)ロ(ｲ)ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。

b　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	2円　75銭

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

(イ)　適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

(ロ)　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

b　電力量料金

電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	2円　75銭

ハ　特別高圧で供給する場合

臨時接続送電サービスの種別は，特別高圧臨時接続送電サービスといたします。

(イ)　適用範囲

臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。

(ロ)　供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は，交流３相３線式とし，供給電圧は，臨時接続送電サービス契約電力（分割接続供給の場合は，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）に応じて次のとおりといたします。

臨時接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
臨時接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上	標準電圧70,000ボルト

㈠　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 a　基本料金 基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）⑶ハ㈠ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。 b　電力量料金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 １キロワット時につき　**1円　00銭** ニ　力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電サービス）⑶ニに準じて適用いたします。	㈠　臨時接続送電サービス料金 臨時接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。 a　基本料金 基本料金は，１月につき19（接続送電サービス）⑶ハ㈠ｃ(a)において適用される該当基本料金率の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，33（料金の算定）⒀にもとづき料金の調整を行なうために算定する，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービスの基本料金は，双方の契約者に係る臨時接続送電サービスをまったく利用しないときに限り，半額といたします。 b　電力量料金 電力量料金は，その１月の接続供給電力量によって算定いたします。 １キロワット時につき　**1円　00銭** ニ　力率割引および割増し 高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは，19（接続送電サービス）⑶ニに準じて適用いたします。

ホ　その他 臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	ホ　その他 臨時接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。
21　予備送電サービス (5)　その他 イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。 ハ　契約者または発電契約者が希望される場合は，受電地点または供給地点ごとに予備送電サービスＡと予備送電サービスＢとをあわせて使用することができます。	**21　予備送電サービス** (5)　その他 イ　予備送電サービス料金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 ロ　受電地点の予備送電サービスは，他の発電量調整供給契約等と共用することができます。 ハ　契約者または発電契約者が希望される場合は，受電地点または供給地点ごとに予備送電サービスＡと予備送電サービスＢとをあわせて使用することができます。 ニ　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備電線路の利用を希望される場合は，原則として，それぞれの契約者が適用している接続送電サービスごとに予備送電サービスを適用するものとし，それぞれの契約者に係る予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イ，(5)ロおよび(5)ハに準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）(14)にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用したときの予備送電サービス料金をあわせて算定するものとし，当該予備送電サービスの取扱いは，(1)，(2)，(3)，(4)，(5)イ，(5)ロおよび(5)ハに準ずるものといたします。
ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，接続供給の場合は19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。	ホ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，接続供給の場合は19（接続送電サービス）に準ずるものといたします。

22　系統連系受電サービス ⑵　系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 ㈠　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。 ㈡　㈠以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。	**22　系統連系受電サービス** ⑵　系統連系受電課金対象電力 各月の系統連系受電課金対象電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。 イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合 ㈠　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力といたします。 ㈡　㈠以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力から発電設備等に係る供給地点におけるその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。
ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 ㈠　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。	ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合 ㈠　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値といたします。

㈡　㈠以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。	㈡　㈠以外の場合 発電バランシンググループごとの系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。
ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。 ㈠　臨時接続送電サービス契約電力１キロワット	ハ　イおよびロにおいて，系統連系受電課金対象電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。 ㈠　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット
㈡　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア ㈠　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	㈡　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア ㈠　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

㈢　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力１キロワット	㈢　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット
26　給電指令時補給電力	**26　給電指令時補給電力**
(1)　契約者に係る給電指令時補給電力料金	(1)　契約者に係る給電指令時補給電力料金
イ　適用範囲 39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。	イ　適用範囲 39（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。
ロ　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	ロ　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
ハ　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）~~(20)~~により30分ごとに算定された値といたします。	ハ　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）(22)により30分ごとに算定された値といたします。
ニ　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	ニ　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

⑵　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 イ　適用範囲 39（給電指令の実施等）⑸または⑹により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 ロ　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 ハ　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）~~⑱~~により30分ごとに算定された値といたします。	⑵　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 イ　適用範囲 39（給電指令の実施等）⑸または⑹により補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 ロ　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 ハ　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，31（電力および電力量の算定）⑳により30分ごとに算定された値といたします。

ニ　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑸により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。	ニ　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，当社の電力系統における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過し，または超過するおそれがある場合に出力の抑制を実施することを前提として連系を行なった発電設備等（以下「ノンファーム電源」といいます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑸により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社が指定する要件を有する発電設備等またはノンファーム電源以外の発電設備等（以下「ファーム電源」といいます。）であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。

旧	新
Ⅳ　料金の算定および支払い	**Ⅳ　料金の算定および支払い**
29　料金の算定期間	**29　料金の算定期間**
(1)　送電サービス料金の算定期間は，次によります。	(1)　送電サービス料金の算定期間は，次によります。
イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。	イ　前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「供給側検針期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
ロ　当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が~~記録型等計量器~~に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。	ロ　当社があらかじめ契約者に計量日（接続供給の場合，電力量または最大需要電力等が計量器またはその付属装置に計量値が記録される場合の計量器および計量値が記録される付属装置〔以下「記録型等計量器」といいます。〕に記録される日をいいます。）をお知らせした場合は，イにかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「供給側計量期間」といいます。）といたします。ただし，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は，その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。
ハ　定額接続送電サービスの料金または31（電力および電力量の算定）~~(25)~~の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。	ハ　定額接続送電サービスの料金または31（電力および電力量の算定）(27)の場合の送電サービス料金の算定期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日といたします。
31　電力および電力量の算定	**31　電力および電力量の算定**
	(18)　最大連系電力等 最大連系電力等は，次のとおりといたします。 イ　低圧で受電する場合 発電量調整受電電力の最大値といたします。 ロ　高圧または特別高圧で受電する場合 30分ごとの連系電力の最大値であって，記録型等計量器により計量される値といたします。

旧	新
	⑲　最大需要電力等 最大需要電力等は，次のとおりといたします。 イ　低圧で供給する場合 接続供給電力の最大値といたします。 ロ　高圧または特別高圧で供給する場合 30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型等計量器により計量される値といたします。 なお，当社が分割接続供給を行なう供給地点における，それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，次のとおりといたします。 (イ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等および需要追随供給者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。 (ロ)　15（供給および契約の単位）(2)イ(ロ)により当社が分割接続供給を行なう場合 a　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該契約者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等から，非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。 b　当該供給地点における最大需要電力等が非需要追随供給者に係る接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力を下回る場合 非需要追随供給者に係る最大需要電力等は，当該供給地点における最大需要電力等とし，需要追随供給者に係る最大需要電力等は，零といたします。 (ハ)　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者に係る最大需要電力等は，それぞれの契約者に係る接続供給電力の最大値等といたします。

旧	新
~~(18)~~ 発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量 ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値といたします。 (ｲ)　(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量 (ﾛ)　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量	(20) 発電量調整受電計画差対応補給電力量 発電量調整受電計画差対応補給電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，(2)イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量 ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合は，次の(ｲ)，(ﾛ)および(ﾊ)によって算定された値といたします。 (ｲ)　(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量 (ﾛ)　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，(2)ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量

旧	新
a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合	a　当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合
b　39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施したとき。	b　39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してあらかじめ当社が指定した送電線１回線，変圧器１台その他の電力設備の単一故障の発生時に保護装置により行なわれるすみやかな発電抑制または発電遮断（以下「Ｎ－１電制」といいます。）を実施したとき。
c　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。	c　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施したとき。
d　39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。	d　39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施したとき。
㈠　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。	㈠　次の場合で，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。
a　39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	a　39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕⑵ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。	⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕⑵ホの場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

旧	新
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量
b　ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	b　ファーム電源に対して，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）(2)への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量（39〔給電指令の実施等〕(2)への場合の出力の抑制に係る電力量をいいます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合

旧	新
39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，　39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を　実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量	39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，　39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を　実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量
c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	c　ノンファーム電源であり，かつ，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

旧	新
発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量
d　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	d　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量	⑻　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量
⑼　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量	⑼　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量
e　39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	e　39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

旧	新
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量
(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量	(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ヘによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量
(c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合	(c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ヘによる出力抑制対象電力量に39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量を加えた値と一致または上回る場合

旧	新
39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量	39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量
~~(19)~~ 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，⑵イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，⑵イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量	(21) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，発電バランシンググループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。 イ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合で，⑵イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整電源の故障等が発生した場合を除き，⑵イにかかわらず，その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量

旧	新
ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，⑵ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，~~⑱~~ロによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量	ロ　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当しない場合で，⑵ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が⑷ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，当社が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制を実施し，給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源に対して出力の抑制を実施し，給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，⑵ロにかかわらず，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，⑳ロによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量
~~⑳~~　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑻にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづき，その30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量	㉒　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑻にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづき，その30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量

旧	新
~~(21)~~ 接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづき，その30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量	(23) 接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(8)にかかわらず，当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづき，その30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量
~~(22)~~ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量 ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用している場合で，30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となるときは，次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 ＋ 接続供給電力量 / (1－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。)) － ベースライン	(24) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(16)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，(14)イまたはロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 － 需要抑制量調整受電電力量 ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(14)ロを適用している場合で，30分ごとの(14)の需要抑制量調整受電電力量が零となるときは，次のとおりといたします。 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 ＋ 接続供給電力量 / (1－損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。)) － ベースライン

~~(23)~~ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑯の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑭ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量	㉕ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，30分ごとの⑭の需要抑制量調整受電電力量がその30分における⑯の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，⑭ロにかかわらず，当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 需要抑制量調整受電電力量 － 需要抑制量調整受電計画電力量
~~(24)~~ 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表８（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。	㉖ 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は，別表８（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量といたします。
~~(25)~~ 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。	㉗ 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き，技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で，計量器を取り付けないときの電力量または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，あらかじめ契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。
~~(26)~~ 28（検針日）⑵または⑷の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。	㉘ 28（検針日）⑵または⑷の場合で，検針を行なわなかったときの電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。
~~(27)~~ 15（供給および契約の単位）⑴において，１需要場所または１発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。	㉙ 15（供給および契約の単位）⑴において，１需要場所または１発電場所につき，複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で，特別の事情があるときは，その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は，計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。

~~(28)~~ その他，電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。	(30) その他，電力量の算定を行なうために必要な事項については，あらかじめ契約者，発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。 (31) 分割接続供給の場合の30分ごとの供給地点で計量された電力量は，次により仕訳いたします。この場合，電力および電力量の算定上，仕訳後の電力量を供給地点で計量された電力量とみなします。 イ 15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合 (イ) 供給地点で計量された電力量が通告電力量を下回る場合 原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。 (ロ) 供給地点で計量された電力量が通告電力量と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る電力量は，通告電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。 需要追随供給者に係る電力量 ＝供給地点で計量された電力量－通告電力量 ロ 15（供給および契約の単位）(2)イ(ロ)により当社が分割接続供給を行なう場合 (イ) 供給地点で計量された電力量がベース電力量を下回る場合 原則として，非需要追随供給者に係る電力量は，供給地点で計量された電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，零といたします。 (ロ) 供給地点で計量された電力量がベース電力量と一致または上回る場合 非需要追随供給者に係る電力量は，ベース電力量とし，需要追随供給者に係る電力量は，次の式によります。 需要追随供給者に係る電力量 ＝供給地点で計量された電力量－ベース電力量 ハ 15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 それぞれの契約者の供給時間帯によって仕訳いたします。

~~(29)~~　計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その１月の電力量の合計が計量できている場合で，30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量器の情報等を伝送することができないときは，30分ごとの電力量は，原則として，別表８（電力量の協定）⑶を基準として定め，定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。	ただし，33（料金の算定）⑿または⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金を算定するときには，電力および電力量の算定上，仕訳前の電力量を供給地点で計量された電力量といたします。 ㉜　計量器の故障等により電力量，最大連系電力等または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，電力量，最大連系電力等または最大需要電力等は，別表８（電力量の協定）を基準として，契約者または発電契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。この場合，協議により定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量，最大連系電力等または最大需要電力等といたします。ただし，その１月の電力量の合計が計量できている場合で，30分ごとの電力量を正しく計量できないときまたは計量器の情報等を伝送することができないときは，30分ごとの電力量は，原則として，別表８（電力量の協定）⑶を基準として定め，定めた値を，受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。
33　料金の算定 ⑴　送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合 ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合 ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合	**33　料金の算定** ⑴　送電サービス料金，系統連系受電サービス料金，発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。 イ　接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約，系統連系受電契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合 ロ　契約者が供給地点を新たに設定し，供給地点への接続供給を再開し，もしくは停止し，または供給地点を消滅させる場合 ハ　発電契約者が受電地点を新たに設定し，受電地点からの発電量調整供給を再開し，もしくは停止し，または受電地点を消滅させる場合

ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合	ニ　接続送電サービスの種別，臨時接続送電サービスの種別，予備送電サービスの種別，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約電力，予備送電サービス契約電力，ピークシフト電力，契約受電電力，同時最大受電電力等を変更したことにより，料金に変更があった場合
ホ　29（料金の算定期間）⑴イの場合で供給側検針期間の日数がその供給側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。	ホ　29（料金の算定期間）⑴イの場合で供給側検針期間の日数がその供給側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。
ヘ　29（料金の算定期間）⑴ロの場合で供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。	ヘ　29（料金の算定期間）⑴ロの場合で供給側計量期間の日数がその供給側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。
ト　29（料金の算定期間）⑵イの場合で受電側検針期間の日数がその受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。	ト　29（料金の算定期間）⑵イの場合で受電側検針期間の日数がその受電側検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。
チ　29（料金の算定期間）⑵ロの場合で受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。	チ　29（料金の算定期間）⑵ロの場合で受電側計量期間の日数がその受電側計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。
	リ　分割接続供給を開始し，または解消したとき。
⑵　当社は，⑴ロ，ハ，ニ，ホ，ヘ，トまたは~~チ~~の場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。	⑵　当社は，⑴ロ，ハ，ニ，ホ，ヘ，ト，チまたはリの場合は，基本料金，定額接続送電サービスの料金，予備送電サービス料金，ピークシフト割引額および系統設備効率化割引額について，次の式により日割計算をいたします。
イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合 １月の該当料金×　日割計算対象日数 ／ 供給側検針期間または受電側検針期間の日数 ただし，⑴ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，次の式といたします。 １月の該当料金×　日割計算対象日数 ／ 暦日数	イ　基本料金，定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合 １月の該当料金×　日割計算対象日数 ／ 供給側検針期間または受電側検針期間の日数 ただし，⑴ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，次の式といたします。 １月の該当料金×　日割計算対象日数 ／ 暦日数
ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合 １月の該当割引額×　日割計算対象日数 ／ 供給側検針期間または受電側検針期間の日数 ただし，⑴ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，次の式といたします。 １月の該当割引額×　日割計算対象日数 ／ 暦日数	ロ　ピークシフト割引額または系統設備効率化割引額を日割りする場合 １月の該当割引額×　日割計算対象日数 ／ 供給側検針期間または受電側検針期間の日数 ただし，⑴ホ，ヘ，トまたはチに該当する場合は，次の式といたします。 １月の該当割引額×　日割計算対象日数 ／ 暦日数

(6)　定額接続送電サービスの適用を受ける場合または31（電力および電力量の算定）~~(25)~~の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。	(6)　定額接続送電サービスの適用を受ける場合または31（電力および電力量の算定）(27)の場合は，契約者が供給地点を新たに設定し，または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう供給側検針期間の日数は，(5)に準ずるものといたします。この場合，(5)にいう検針日は，その供給地点の属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日として契約者にあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の検針日といたします。 (12)　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，次のとおり接続送電サービス料金の調整を行ないます。 イ　15（供給および契約の単位）(2)イにより当社が分割接続供給を行なう場合 (イ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。 (ロ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額を非需要追随供給者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。 ロ　15（供給および契約の単位）(2)ロにより当社が分割接続供給を行なう場合 (イ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を上回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金から差し引きます。 (ロ)　それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計額が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金を下回る場合は，その差額をあらかじめ定めた契約者に係る接続送電サービス料金に加算いたします。 (13)　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，それぞれの契約者に係る臨時接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１臨時接続送電サービスを適用した場合の臨時接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，(12)に準じて臨時接続送電サービス料金の調整を行ないます。

	⑭　当社が分割接続供給を行なう供給地点において，予備送電サービスをあわせて適用し，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，⑿に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。
34　支払義務の発生および支払期日 (3)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，28（検針日）⑸の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に実際に検針を行なったとき，または31（電力および電力量の算定）~~(29)~~の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に電力量を協議によって定めたときは，その日といたします。	**34　支払義務の発生および支払期日** (3)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は，特別の事情がある場合を除き，料金の算定期間の翌々月の第５営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし，28（検針日）⑸の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に実際に検針を行なったとき，または31（電力および電力量の算定）⑶②の場合で，料金の算定期間の翌々月の第５営業日以降に電力量を協議によって定めたときは，その日といたします。

36　保　証　金 (1)　契約者の場合は，次によります。 イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。 (イ)　料金の支払いの延滞があった場合 (ロ)　30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）~~(20)~~によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）~~(20)~~によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，40（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけないとき。 (ハ)　新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合 ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。 ハ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。 ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。 ホ　当社は，保証金について利息を付しません。 ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。	**36　保　証　金** (1)　契約者の場合は，次によります。 イ　当社は，次のいずれかに該当する場合で，必要と認められるときは，契約者から，接続供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，それぞれ予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただきます。 (イ)　料金の支払いの延滞があった場合 (ロ)　30分ごとの接続対象電力量に対する接続対象計画電力量の割合が急激に低下したこと等によって，31（電力および電力量の算定）(22)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(22)によって算定される値が著しく大きくなることが想定される場合で，接続対象計画電力量が接続対象電力量に比べて著しく不適当と認められ，40（適正契約の保持等）(3)によって当社が使用状態をすみやかに適正なものに修正するよう求めたにもかかわらず，その求めに応じていただけないとき。 (ハ)　新たに接続供給を開始し，または契約電力等を増加される場合 ロ　契約者は，当社があらかじめ定め，通知した期日までに保証金を預けていただきます。 ハ　保証金の預かり期間は，２年以内といたします。 ニ　当社は，接続供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には，保証金を契約者の支払額に充当することがあります。 ホ　当社は，保証金について利息を付しません。 ヘ　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，ニにより支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

旧	新
Ⅴ　供　　給	**Ⅴ　供　　給**
38　託送供給等の実施	**38　託送供給等の実施**
(1)　接続供給の場合	(1)　接続供給の場合
イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。	イ　電力量については，次のとおりにしていただきます。
(ｲ)　契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。	(ｲ)　契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにしていただきます。
(ﾛ)　契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。	(ﾛ)　契約者は，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにしていただきます。
ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。	ロ　契約者は，接続供給の実施に先だち，需要計画，調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合，当社は，契約者が通知した需要計画，調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。
ハ　原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表９（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。	ハ　原則として，需要計画，調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表９（需要計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

旧	新
	ニ　15（供給および契約の単位）(2)イ(イ)により当社が分割接続供給を行なう場合，9（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ)ｃの契約者は，分割接続供給の実施に先だち，通告電力量を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。 なお，通知の期限はあらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。 また，当社は，契約者が通知した通告電力量が不適当と認められる場合には，すみやかに適正なものに修正していただきます。
~~ニ~~　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。	ホ　契約者は，当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。
~~ホ~~　契約者がロ~~またはニ~~で通知した計画を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。	ヘ　契約者がロもしくはホで通知した計画またはニで通知した通告電力量を変更する必要が生じた場合には，すみやかに，原則として電力広域的運営推進機関を通じて，当社に通知していただきます。
~~ヘ~~　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。	ト　当社は，電気の需給状況，供給設備の状況その他によって，契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。
~~ト~~　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。	チ　当社は，系統運用上の制約その他によって，低圧で供給する場合を除き，契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合，契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

旧	新
なお，当社は，39（給電指令の実施等）および78（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，需要者と別途申合書を作成いたします。	なお，当社は，39（給電指令の実施等）および78（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について，需要者と別途申合書を作成いたします。
40　適正契約の保持等	**40　適正契約の保持等**
(3)　当社は，31（電力および電力量の算定）~~(20)~~もしくは~~(21)~~によって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）~~(18)~~イもしくは~~(19)~~イによって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）~~(18)~~ロもしくは~~(19)~~ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）~~(22)~~もしくは~~(23)~~によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(17)のベースラインが著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。	(3)　当社は，31（電力および電力量の算定）(22)もしくは(23)によって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)イもしくは(21)イによって算定された値が著しく大きい場合，31（電力および電力量の算定）(20)ロもしくは(21)ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も，給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。），31（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合または31（電力および電力量の算定）(17)のベースラインもしくは分割接続供給における通告電力量が著しく不適当と認められる場合等，契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不適当と認められる場合，発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電・放電状態が不適当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不適当と認められる場合には，使用状態，発電・放電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

41　契約超過金 (1)　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に19（接続送電サービス）もしくは20（臨時接続送電サービス）の該当基本料金率または21（予備送電サービス）の該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。 　なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。	**41　契約超過金** (1)　契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に19（接続送電サービス）もしくは20（臨時接続送電サービス）の該当基本料金率または21（予備送電サービス）の該当料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたもの（ただし，予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，力率による割引または割増しをいたしません。）の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として契約者から申し受けます。 　なお，この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力等から接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

	また，当社が分割接続供給を行なう供給地点において，いずれかの契約者が接続送電サービス契約電力，臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて電気を使用された場合は，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金とあわせて，33（料金の算定）⑿，⒀または⒁にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用したときの契約超過金を算定し，それぞれの契約者に係る接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスにおける契約超過金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービス，１臨時接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合における契約超過金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿，⒀または⒁に準じて契約超過金の調整を行ないます。
⑵　発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。 　なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。	⑵　発電者が同時最大受電電力をこえて発電または放電された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過受電電力に系統連系受電サービスの基本料金率を乗じてえた金額の1.5倍に相当する金額を，契約超過金として発電者から申し受けます。 　なお，この場合，契約超過受電電力は，次によって受電地点ごとに，発電バランシンググループごとに定めます。

イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合	イ　発電場所が１発電バランシンググループに属している場合
⑴　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合	⑴　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合
その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。	その１月の最大連系電力等から同時最大受電電力を差し引いた値といたします。
⑵　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を下回る場合	⑵　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合
その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	その１月の最大連系電力等から発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合	ロ　発電場所が複数の発電バランシンググループに属している場合
⑴　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合	⑴　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。	発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から同時最大受電電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。
㈡　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を下回る場合	㈡　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合
発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	発電バランシンググループごとの契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を契約受電電力の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用したときのその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を契約受電電力の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。	ハ　イおよびロにおいて，契約超過受電電力の算定上，次のものについても接続送電サービス契約電力１キロワットとみなします。
㈠　臨時接続送電サービス契約電力１キロワット	㈠　臨時接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１臨時接続送電サービスを適用したときの臨時接続送電サービス契約電力といたします。）１キロワット
㈡　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア	㈡　接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約容量１キロボルトアンペア

㈠　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	㈠　電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）１キロボルトアンペア ただし，電灯臨時定額接続送電サービスにおける契約負荷設備の総容量の端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
㈡　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力１キロワット	㈡　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受けている場合の接続供給課金対象電力（揚水発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続供給課金対象電力といたします。）１キロワット
42　力率の保持 (2)　高圧または特別高圧で供給する場合 イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として85パーセント以上に保持していただきます。 なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 ロ　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお，この場合の当該供給地点の１月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議によって定めます。	**42　力率の保持** (2)　高圧または特別高圧で供給する場合 イ　接続供給における供給地点ごとの力率は，原則として85パーセント以上に保持していただきます。 なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。 ロ　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。 なお，この場合の当該供給地点の１月の力率は，必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

旧	新
Ⅵ　契約の変更および終了	**Ⅵ　契約の変更および終了**
51　契約の変更	**51　契約の変更**
	(4)　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約の内容に変更が生ずるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。 　なお，分割接続供給に係る接続供給契約の開始または変更後１年に満たない場合，９（検討および契約の申込み）(4)イ(ヲ)ａ，ｂおよびｄの事項の変更はできないものといたします。
~~(4)~~　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 　なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	(5)　需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 　なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
53　契約の廃止	**53　契約の廃止**
	(4)　分割接続供給の場合で，いずれかの契約者に係る接続供給契約を廃止しようとするときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，(1)に準じて接続供給契約の廃止を申し出ていただきます。

旧	新
	なお，一方の契約者に係る接続供給契約が廃止された場合，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうことといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。
~~(4)~~ 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	(5) 発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が廃止されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 なお，この場合には，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。
~~(5)~~ 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	(6) 需要抑制量調整供給契約の場合で，需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは，需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。

54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算 (1)　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。	**54　供給開始後の契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算** (1)　次の場合には，当社は，接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に，発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に，それぞれ精算していただきます。 なお，この場合は，受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。ただし，分割接続供給の場合は，供給地点に係る接続供給契約ごとに精算するものといたします。

イ　接続供給の場合 (イ)　低圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。	イ　接続供給の場合 (イ)　低圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

b　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，供給設備のうち接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。 d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。	b　契約者が接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金について，さかのぼって，減少される接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量分につき，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し，動力標準接続送電サービス，動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，供給設備のうち接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 c　当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は，ａおよびｂにかかわらず精算いたしません。 d　電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は，ａ，ｂおよびｃに準ずるものといたします。

㈡　高圧または特別高圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。	㈡　高圧または特別高圧で供給する場合 a　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，当社は，契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。 b　契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，これにより算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。また，供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。	なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。 c　分割接続供給の場合は，ａおよびｂにかかわらず，次のとおりといたします。 (a)　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，新たに設定し，または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。また，当社は，契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者から申し受けます。 なお，増加後に消滅させる場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

	⑹　契約者が，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，それまでの期間の双方の契約者に係る接続送電サービス料金または予備送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について，さかのぼって，減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。 また，当社の供給設備のうち，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１予備送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を，双方の契約者と当社との協議によって，一方または双方の契約者から申し受けます。 　なお，この場合には，それぞれの接続供給電力量は，接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

	(c)　(a)または(b)で料金の精算を行なう場合で，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⑿に準じて接続送電サービス料金の調整を行ない，それぞれの契約者に係る予備送電サービス料金の合計と，１供給地点につき，１予備送電サービスを適用した場合の予備送電サービス料金との間に差が生ずるときは，33（料金の算定）⒁に準じて予備送電サービス料金の調整を行ないます。
㈠　19（接続送電サービス）⑵イ㈠によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕⑵ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕⑵イ㈠に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）⑵イ㈠ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，㈠または㈡に準ずるものといたします。この場合，㈠または㈡にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）⑵イ㈠ｃにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。	㈠　19（接続送電サービス）⑵イ㈠によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕⑵ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕⑵イ㈠に準じて定める契約者を含みます。）が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降１年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）⑵イ㈠ｃにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，㈠または㈡に準ずるものといたします。この場合，㈠または㈡にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）⑵イ㈠ｃにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

㈡　契約者が19（接続送電サービス）⑵ニにより需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を新たに設定し，または増加しようとされる場合で，当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を新たに設定し，または増加された後１年に満たないで当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を減少しようとされるときには，当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，69（一般供給設備の工事費負担金）および70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）により工事費負担金として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。	㈡　契約者が19（接続送電サービス）⑵ニにより需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を新たに設定し，または増加しようとされる場合で，当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を新たに設定し，または増加された後１年に満たないで当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を減少しようとされるときには，当該不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，69（一般供給設備の工事費負担金）および70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）により工事費負担金として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。
ロ　発電量調整供給の場合	ロ　発電量調整供給の場合
㈠　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。	㈠　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを消滅させる場合は，新たに施設した供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。
㈡　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。	㈡　発電契約者が契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後１年に満たないでこれを減少しようとされる場合は，供給設備のうち契約受電電力，同時最大受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について，新たに施設した供給設備を撤去する場合の諸工費から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

55　解　約　等	55　解　約　等
	(2)　分割接続供給の場合で，一方の契約者に係る接続供給契約が(1)によって解約されたときは，当社は，原則として，他の一方の契約者へ当該供給地点におけるすべての電気について接続供給を行なうこととといたします。この場合，当該供給地点においてすべての電気について接続供給を受ける契約者は，　51（契約の変更）(1)に準じて接続供給契約を変更していただきます。
~~(2)~~　需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	(3)　需要者がその需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，契約者または需要抑制契約者からの申出がない場合であっても，当社は，当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 なお，この場合には，当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
~~(3)~~　発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	(4)　発電者がその発電場所において，その発電場所に係る設備の保全の意思がないことまたは今後も発電もしくは放電しないことが明らかな場合には，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。 この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

~~(4)~~　発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。 　なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	(5)　発電場所が複数の発電バランシンググループに属しており，かつ，発電者の料金その他を支払期日を経過してなお支払われない場合で，系統連系受電契約を解約したときは，当該発電契約者からの申出がない場合であっても，発電量調整供給契約を変更していただくものとし，当社は，その旨を発電契約者に通知いたします。 　なお，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
~~(5)~~　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 　この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。	(6)　発電量調整供給契約または系統連系受電契約の場合で，発電量調整供給契約または系統連系受電契約を締結している発電場所と同一の場所である需要場所において締結している接続供給契約（発電設備等に係る供給地点の接続供給契約に限ります。）が(1)によって解約されたときは，発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，当社は，当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行ないます。 　この場合，当社が当該発電場所に係る発電量調整供給を終了させるための処置を行なった日に発電量調整供給契約および系統連系受電契約は変更され，または消滅するものといたします。

旧	新
## Ⅷ　工事費の負担	## Ⅷ　工事費の負担
66　受電地点への供給設備の工事費負担金	**66　受電地点への供給設備の工事費負担金**
⑵　受電地点への特別供給設備の工事費負担金	⑵　受電地点への特別供給設備の工事費負担金
イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	イ　発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。
⑴　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。 a　受電に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合 b　架空受電側接続設備で受電できるにもかかわらず，地中受電側接続設備を施設する場合 c　標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電する場合 d　その他受電に必要な標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合 また，この場合も，⑴の工事費負担金を申し受けます。	⑴　発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額 なお，標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。 a　受電に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合 b　架空受電側接続設備で受電できるにもかかわらず，地中受電側接続設備を施設する場合 c　標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電する場合 d　その他受電に必要な標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合 また，この場合も，⑴の工事費負担金を申し受けます。
⑵　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額	⑵　65（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

旧	新
なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。 ㈠　受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，ａおよびｂの金額 ａ　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針~~（以下「指針」といいます。）~~にもとづき算定した金額 ただし，この約款実施の際現に託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150731資第50号認可。）64（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠ａただし書の適用を受けている場合は，ただし書により算定した金額といたします。 ｂ　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，ａにかかわらず，次の金額 新増加契約受電電力１キロワットにつき　2,970円　00銭 ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。	なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，65（専用供給設備）⑵によるものといたします。 ㈠　受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また，専用供給設備を除きます。）を施設する場合は，ａおよびｂの金額 ａ　当該供給設備の工事費のうち，発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針にもとづき算定した金額 ただし，この約款実施の際現に託送供給等約款（平成27年12月18日付け20150731資第50号認可。）64（受電地点への供給設備の工事費負担金）⑵イ㈠ａただし書の適用を受けている場合は，ただし書により算定した金額といたします。 ｂ　発電設備等からの出力により，当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で，これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには，ａにかかわらず，次の金額 新増加契約受電電力１キロワットにつき　2,970円　00銭 ロ　受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

旧	新
なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に準ずるものといたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。	なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，受電側接続設備に準ずるものといたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，65（専用供給設備）(2)によるものといたします。
69　一般供給設備の工事費負担金	**69　一般供給設備の工事費負担金**
	(4)　分割接続供給の場合の一般供給設備の工事費負担金は，(1)，(2)または(3)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。
~~(4)~~　供給側接続設備とは，供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，供給地点に最も近い発電所もしくは変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する設備の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，供給地点に最も近い送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線路および引込線等をいいます。 なお，開閉所は，変電所とみなします。また，送電線路とは，発電所相互間，変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。	(5)　供給側接続設備とは，供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって，供給地点に最も近い発電所もしくは変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する設備の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は，供給地点に最も近い送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線路および引込線等をいいます。 なお，開閉所は，変電所とみなします。また，送電線路とは，発電所相互間，変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。
~~(5)~~　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。	(6)　Ⅷ（工事費の負担）の各項において，供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。
~~(6)~~　工事こう長とは，標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。	(7)　工事こう長とは，標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

旧	新
なお，工事こう長の単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。	なお，工事こう長の単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。
~~(7)~~ 低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。	(8) 低圧で供給する場合，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合といたします。
イ　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量	イ　電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量
ロ　契約電力	ロ　契約電力
ハ　契約容量	ハ　契約容量
なお，19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における負荷設備の総容量等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。	なお，19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要場所における負荷設備の総容量等を増加されるときは，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。
また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。	また，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

旧	新
~~(8)~~　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。	(9)　高圧で供給する場合で，19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは，需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。
72　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定	**72　供給地点への特別供給設備等の工事費の算定** (10)　分割接続供給の場合の供給地点への特別供給設備等の工事費負担金は，70（供給地点への特別供給設備の工事費負担金），71（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）または(9)の場合に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。この場合，工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなします。
74　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け (1)　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。	**74　供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け** (1)　託送供給開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合 供給設備の一部または全部を施設した後，契約者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を契約者から申し受けます。

旧	新
なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。	なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に費用を要したときは，その実費を契約者から申し受けます。 また，分割接続供給の場合は，要した費用の実費を双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。
75　臨時工事費	**75　臨時工事費**
	(4)　分割接続供給の場合の臨時工事費は，(1)，(2)または(3)に準じて算定し，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から申し受けます。
~~(4)~~　臨時工事費の精算は，73（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。	(5)　臨時工事費の精算は，73（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

旧	新
附　　則	**附　　則**
1　実施期日	**1　実施期日**
この約款は，2024年~~4~~月１日から実施いたします。	この約款は，2024年10月１日から実施いたします。
2　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置	**2　揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置**
⑵　接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金	⑵　接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金
接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）⑶イ㈡ｃ，㈠ｃ，㈢ｃ，㈣ｃ，㈤ｃ，㈥ｃ，ロ㈠ｃ，㈡ｃ，㈠ｃ，ハ㈠ｃ，㈡ｃもしくは㈠ｃ，または，20（臨時接続送電サービス）⑶イ㈡ｃ，㈢ｃ，ロ㈠もしくはハ㈠の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ㈠または㈡により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。	接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は，供給地点ごとに，あらかじめ１年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め，19（接続送電サービス）⑶イ㈡ｃ，㈠ｃ，㈢ｃ，㈣ｃ，㈤ｃ，㈥ｃ，ロ㈠ｃ，㈡ｃ，㈠ｃ，ハ㈠ｃ，㈡ｃもしくは㈠ｃ，または，20（臨時接続送電サービス）⑶イ㈡ｃ，㈢ｃ，ロ㈠もしくはハ㈠の適用にあたっては，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上，イ㈠または㈡により，接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め，接続送電サービス契約電力，接続送電サービス契約容量，臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。
なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）⑷ハにかかわらず，ロといたします。	なお，高圧または特別高圧で供給する場合で，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は，19（接続送電サービス）⑷ハにかかわらず，ロといたします。
イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量	イ　接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量
㈠　接続供給課金対象電力	㈠　接続供給課金対象電力
当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。	当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は，次のとおりといたします。ただし，接続供給課金対象電力の算定上，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。
~~接続供給課金対象電力　＝揚水最大電力等×揚水等損失率＋その他最大電力等~~	接続供給課金対象電力 ＝揚水最大電力等×揚水等損失率＋その他最大電力等

旧	新
㈡　接続供給課金対象電力量 当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。 ~~接続供給課金対象電力量 ＝ 揚水等接続供給電力量 × 揚水等損失率 ＋ その他接続供給電力量~~ ロ　１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力 高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力から適用の対象とする供給地点の１年間を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ　その他 ㈠　19（接続送電サービス）(3)イ㈠ａに該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ㈡ａ，㈢ａまたは㈣ａにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。 ㈡　20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈠ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈡ａにかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。 ㈢　20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈢ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈣ａにかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。	㈡　接続供給課金対象電力量 当該供給地点における接続供給課金対象電力量は，次のとおりといたします。 接続供給課金対象電力量 ＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率＋その他接続供給電力量 ロ　１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力 高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力から適用の対象とする供給地点の１年間を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。 ハ　その他 ㈠　19（接続送電サービス）(3)イ㈠ａに該当する場合は，19（接続送電サービス）(3)イ㈡ａ，㈢ａまたは㈣ａにかかわらず，電灯標準接続送電サービス，電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用いたします。 ㈡　20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈠ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈡ａにかかわらず，電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。 ㈢　20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈢ａに該当する場合は，20（臨時接続送電サービス）(3)イ㈣ａにかかわらず，動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

旧	新
(3)　電力および電力量の算定 当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，~~(20)~~および~~(21)~~にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。	(3)　電力および電力量の算定 当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，接続対象計画電力量，接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(12)，(22)および(23)にかかわらず，次のとおりといたします。 イ　接続対象計画電力量 接続対象計画電力量は，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。 なお，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なうときは，契約者は，別途，当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 ~~接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量~~	ロ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝接続対象電力量－接続対象計画電力量
ハ　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 ~~接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量~~	ハ　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で，電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は，31（電力および電力量の算定）⑻にかかわらず，当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 ＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

	⑹　分割接続供給の場合の取扱い イ　この特別措置の適用を希望される場合は，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，当社へ申し出ていただきます。 ロ　この特別措置は，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに適用するものとし，それぞれの契約者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，⑴および⑵に準ずるものといたします。また，この場合は，33（料金の算定）⑿または⒀にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用したときの接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスにおいてもこの特別措置を適用するものとし，当該接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの取扱いは，⑴および⑵に準ずるものといたします。 なお，揚水等損失率は，あらかじめ１年ごとに双方の契約者と当社との協議により供給地点ごとに定め，それぞれの契約者に係る接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金および１供給地点につき，１接続送電サービスまたは１臨時接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定にあたり，同一の値を使用するものといたします。
6　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置 ⑴　１発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31（電力および電力量の算定）~~⑱~~イおよび~~⑲~~イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）⑵イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。	6　発電量調整供給に係る発電設備等が調整電源に該当する場合の特別措置 ⑴　１発電場所において，調整電源に該当する発電設備等が複数存在する場合で，当該複数の調整電源のうち，一部の調整電源の故障等が発生したときは，31（電力および電力量の算定）⑳イおよび㉑イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，31（電力および電力量の算定）⑵イにかかわらず，発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を，当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

9　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 ⑴　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適用範囲 契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 ㈠　軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までおよび10月１日から11月30日までの期間をいいます。）における平日（毎年10月1日から11月30日までの期間を除きます。），土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の午前８時から午後４時までの時間 ㈡　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。） ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出 ㈠　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。 ㈡　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。	9　軽負荷期等における電気の使用に係る特別措置 ⑴　需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合における特別措置 イに定める適用範囲に該当する接続供給契約で，あらかじめ契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。 イ　適用範囲 契約者が次の時間帯に，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合に適用いたします。 ㈠　軽負荷期（毎年４月１日から５月31日までおよび10月１日から11月30日までの期間をいいます。）における平日（毎年10月1日から11月30日までの期間を除きます。），土曜日，日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の午前８時から午後４時までの時間 ㈡　再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間（当社が再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の可能性または出力抑制の要請を公表した場合における当該出力抑制の対象となる時間帯をいいます。） ロ　特別措置の適用申込みおよび使用の申出 ㈠　契約者は，この特別措置の適用を希望する供給地点に係る事項（需要者の名称，需要場所〔供給地点特定番号を含みます。〕）を明らかにして，当社所定の様式により，申込みをしていただきます。 ㈡　原則として，当社が指定する期限までに，使用の申出をしていただきます。 ㈢　15（供給および契約の単位）⑵ロによって当社が分割接続供給を行なう場合で，この特別措置の適用を希望され，需要者の発電設備の停止または出力の抑制により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用されるときは，あらかじめ双方の契約者で協議のうえ，㈠および㈡に準じて，申込みおよび申出をしていただきます。

ハ　接続送電サービス契約電力 　接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）⑵ニによって定めた値といたします。 　なお，19（接続送電サービス）⑵ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）⑵ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。 　また，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときの昼間時間最大電力は，19（接続送電サービス）⑷ロにかかわらず，㈠とし，ピークシフト電力は，19（接続送電サービス）⑷ハにかかわらず，㈡といたします。	ハ　接続送電サービス契約電力 　接続送電サービス契約電力は，19（接続送電サービス）⑵ニによって定めた値といたします。 　なお，19（接続送電サービス）⑵ニの不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分の算定上，この特別措置により電気を使用されたその１月の最大需要電力等は，その１月の最大需要電力等から19（接続送電サービス）⑵ニの契約者と当社との協議によって定めた値を差し引いたものといたします。 　また，１年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生するときの昼間時間最大電力は，19（接続送電サービス）⑷ロにかかわらず，㈠とし，ピークシフト電力は，19（接続送電サービス）⑷ハにかかわらず，㈡といたします。

㈠　昼間時間最大電力 昼間時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	㈠　昼間時間最大電力 昼間時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての昼間時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る昼間時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の昼間時間最大電力は，１年を通じての昼間時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの昼間時間最大電力は，昼間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの昼間時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈡　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ~~ピークシフト電力 ＝ 適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 － 当該供給地点の昼間時間最大電力~~ なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	㈡　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。 また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての夜間時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の夜間時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 －当該供給地点の昼間時間最大電力 なお，各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに昼間時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ニ　接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (a)，(ロ) c (a)，ハ(イ) c (a)または(ロ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (a)，(ロ) c (a)，ハ(イ) c (a)または(ロ) c (a)に準じて算定いたします。 ホ　そ の 他 (イ)　当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。 (ロ)　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。 (2)　１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (イ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうハのピークシフト電力は，(ハ)のピークシフト電力といたします。	ニ　接続送電サービス料金 この特別措置により電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (a)，(ロ) c (a)，ハ(イ) c (a)または(ロ) c (a)における需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときに準じて算定いたします。ただし，その１月にこの特別措置により電気を使用し，かつ，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用したときの基本料金は，19（接続送電サービス）(3)ロ(イ) c (a)，(ロ) c (a)，ハ(イ) c (a)または(ロ) c (a)に準じて算定いたします。 ホ　そ の 他 (イ)　当社は，契約者との間で，この特別措置の適用に必要となる事項について，別途覚書を締結することがあります。 (ロ)　当社は，電気の需給状況その他によってやむをえない場合には，この特別措置の適用をしないことがあります。 (2)　１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生する場合の取扱いについての特別措置 イ　19（接続送電サービス）(4)の適用を受ける供給地点において，需要者が軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間または再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間に負荷移行を行ない，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間（夜間時間，軽負荷期における土曜日の午前８時から午後４時までの時間および再生可能エネルギー発電設備出力抑制対象時間をいいます。）に発生する場合で，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）(4)にかかわらず，19（接続送電サービス）(3)によって算定された金額から(イ)によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。 (イ)　ピークシフト割引額 ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）(4)イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）(4)イにいうハのピークシフト電力は，(ハ)のピークシフト電力といたします。

㈡　負荷移行元時間最大電力 １年間を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における最大の接続供給電力（以下「負荷移行元時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	㈡　負荷移行元時間最大電力 １年間を通じての負荷移行元時間（負荷移行先時間以外の時間をいいます。）における最大の接続供給電力（以下「負荷移行元時間最大電力」といいます。）は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈠　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力　＝　~~適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力~~　－　~~当該供給地点の負荷移行元時間最大電力~~ なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	㈠　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 －当該供給地点の負荷移行元時間最大電力 なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

㈡　１年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。 　なお，それが19（接続送電サービス）⑷の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕⑷によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 　また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。	㈡　１年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。 　なお，それが19（接続送電サービス）⑷の取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額（19〔接続送電サービス〕⑷によって適用したピークシフト割引額を含みます。）の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 　また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。
㈱　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）⑷ニに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）⑷ニに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。	㈱　この特別措置の適用にともない，19（接続送電サービス）⑷ニに該当する場合であっても，19（接続送電サービス）⑷ニに定める適用後１年に満たない場合の取扱いは適用いたしません。
ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）⑶によって算定された金額から，㈠によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。	ロ　高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が負荷移行元時間から負荷移行先時間への負荷移行を行なった結果，１年間を通じての最大需要電力等が負荷移行先時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は，当分の間，19（接続送電サービス）⑶によって算定された金額から，㈠によって算定されたピークシフト割引額を差し引いたものといたします。
㈠　ピークシフト割引額 　ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）⑷イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）⑷イにいうハのピークシフト電力は，㈡のピークシフト電力といたします。	㈠　ピークシフト割引額 　ピークシフト割引額は，19（接続送電サービス）⑷イに準じて算定された金額といたします。この場合，19（接続送電サービス）⑷イにいうハのピークシフト電力は，㈡のピークシフト電力といたします。

㈡　負荷移行元時間最大電力 １年間を通じての負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	㈡　負荷移行元時間最大電力 １年間を通じての負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈠　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力　＝　~~適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力~~　－　~~当該供給地点の負荷移行元時間最大電力~~	㈠　ピークシフト電力 ピークシフト電力は，需要者の負荷移行により負荷移行元時間から負荷移行先時間に移行された増分電力をいい，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 －当該供給地点の負荷移行元時間最大電力

なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
㈡　１年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それがこの取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。	㈡　１年間を通じて負荷移行先時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消いたします。 なお，それがこの取扱い適用後１年に満たない場合は，既に適用したピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。 また，この取扱いの適用が解消された後１年に満たない場合は，この取扱いを適用いたしません。
ハ　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）⑵ロまたはイ㈠もしくはロ㈠にかかわらず，適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力から適用の対象とする供給地点の１年間を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。	ハ　附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合のピークシフト電力は，附則２（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）⑵ロまたはイ㈠もしくはロ㈠にかかわらず，適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力から適用の対象とする供給地点の１年間を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として，負荷移行先時間に移行する負荷設備の容量（キロワット），揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき，あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。 なお，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，あらかじめ双方の契約者と当社との協議によって定めます。
~~なお~~，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正の~~上~~，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	また，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
ニ　⑴の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合の負荷移行元時間最大電力は，イ㈡またはロ㈡にかかわらず，㈠とし，ピークシフト電力は，⑴ハ㈡またはイ㈠もしくはロ㈠にかかわらず，㈡といたします。	ニ　⑴の適用を受け，かつ，イまたはロの適用を受ける場合の負荷移行元時間最大電力は，イ㈡またはロ㈡にかかわらず，㈠とし，ピークシフト電力は，⑴ハ㈡またはイ㈠もしくはロ㈠にかかわらず，㈡といたします。

㈠　負荷移行元時間最大電力 負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，⑴イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。	㈠　負荷移行元時間最大電力 負荷移行元時間最大電力は，需要場所における負荷設備および受電設備の内容，１年間を通じての負荷移行元時間における最大の負荷，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係る負荷移行元時間最大電力とあわせて，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力を双方の契約者と当社との協議によって定めます。）により，適用の対象とする供給地点ごとに定めます。ただし，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合の負荷移行元時間最大電力は，１年を通じての負荷移行元時間における接続供給電力（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの接続供給電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の最大値といたします。また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，⑴イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときの負荷移行元時間最大電力は，負荷移行元時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値（分割接続供給の場合は，33〔料金の算定〕⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときの負荷移行元時間最大電力は仕訳前の接続供給電力量によって算定いたします。）の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

㈡　ピークシフト電力 　ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。 　なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 　また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，⑴イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝ ~~適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力~~ － ~~当該供給地点の負荷移行元時間最大電力~~	㈡　ピークシフト電力 　ピークシフト電力は，適用の対象とする供給地点ごとに，１月につき次のとおり算定いたします。また，分割接続供給の場合は，それぞれの契約者に係るピークシフト電力とあわせて，33（料金の算定）⑿にもとづき料金の調整を行なうために，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用したときのピークシフト電力を，１月につき次のとおり算定いたします。 　なお，19（接続送電サービス）⑵イによって接続送電サービス契約電力を定める場合は，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の１年を通じての負荷移行先時間における最大需要電力等といたします。 　また，19（接続送電サービス）⑵ニによって接続送電サービス契約電力を定める場合で，需要者の発電設備の検査，補修，事故（停電による停止等を含みます。）または，当社が，⑴イ㈠または㈡の時間帯に，需要者の発電設備を停止または出力を抑制したことにより生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19（接続送電サービス）⑵イに準じて値を定めるときは，次の式における適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力は，当該供給地点の負荷移行先時間における30分ごとの接続供給電力量からその30分の当該不足電力の補給にあてるための電気の使用分（契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって算定いたします。）を差し引いた値を２倍した値の１年を通じての最大値に，19（接続送電サービス）⑵ニで原則として需要者の発電設備の容量を基準として契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。 ピークシフト電力 ＝適用の対象とする供給地点の接続送電サービス契約電力 －当該供給地点の負荷移行元時間最大電力

なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。	なお，各月の負荷移行元時間における接続供給電力の最大値の実績等から，ピークシフト電力が不適当と認められる場合には，すみやかに負荷移行元時間最大電力を修正のうえ，ピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。
12　バランシンググループの設定に係る特別措置	**12　バランシンググループの設定に係る特別措置**
⑷　料金	⑷　料金
イ　発電量調整受電計画差対応電力	イ　発電量調整受電計画差対応電力
発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。	発電バランシンググループにおいて，発電量調整受電計画差対応電力の算定上，23（発電量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。
㈠　適用	㈠　適用
発電バランシンググループにおいて，39~~（~~給電指令の実施等~~）~~⑸もしくは⑹または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。	発電バランシンググループにおいて，39（給電指令の実施等）⑸もしくは⑹または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。
㈡　発電量調整受電計画差対応電力	㈡　発電量調整受電計画差対応電力
a　発電量調整受電計画差対応補給電力	a　発電量調整受電計画差対応補給電力
(a)　適用範囲	(a)　適用範囲
30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の⑸ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。	30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の⑸ロの発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。
(b)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金	(b)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金
発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。	発電量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。
(c)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価	(c)　発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。

b　発電量調整受電計画差対応余剰電力 (a)　適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。	b　発電量調整受電計画差対応余剰電力 (a)　適用範囲 30分ごとの発電量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める発電量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)ロの発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。
ロ　接続対象計画差対応電力 需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ)　適用 39(給電指令の実施等)(4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (ﾛ)　接続対象計画差対応電力 a　接続対象計画差対応補給電力 (a)　適用範囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。	ロ　接続対象計画差対応電力 需要バランシンググループにおいて，接続対象計画差対応電力の算定上，24（接続対象計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (ｲ)　適用 39 (給電指令の実施等) (4)または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されていないときに適用いたします。 (ﾛ)　接続対象計画差対応電力 a　接続対象計画差対応補給電力 (a)　適用範囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(b)　接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 b　接続対象計画差対応余剰電力 (a)　適用範囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b)　接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力 需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (イ)　適用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 (ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応電力 a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力	(b)　接続対象計画差対応補給電力料金 接続対象計画差対応補給電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(c)の接続対象計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　接続対象計画差対応補給電力料金単価 接続対象計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 b　接続対象計画差対応余剰電力 (a)　適用範囲 30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）が，その30分の(5)ニの接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b)　接続対象計画差対応余剰電力料金 接続対象計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(c)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　接続対象計画差対応余剰電力料金単価 接続対象計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ハ　需要抑制量調整受電計画差対応電力 需要抑制バランシンググループにおいて，需要抑制量調整受電計画差対応電力の算定上，25（需要抑制量調整受電計画差対応電力）にかかわらず，次のとおりといたします。 (イ)　適用 需要抑制バランシンググループに適用いたします。 (ロ)　需要抑制量調整受電計画差対応電力 a　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

(a)　適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 b　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力 (a)　適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ニ　給電指令時補給電力 発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。	(a)　適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。 (b)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 b　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力 (a)　適用範囲 30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）が，その30分の(5)への需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について，当社が購入する電気に適用いたします。 (b)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は，30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(c)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 (c)　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ニ　給電指令時補給電力 発電バランシンググループまたは需要バランシンググループにおいて，給電指令時補給電力の算定上，26（給電指令時補給電力）にかかわらず，次のとおりといたします。

㈠　契約者に係る給電指令時補給電力料金 a　適用範囲 39（給電指令の実施等）⑷または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。 b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，⑸ヌにより30分ごとに算定された値といたします。 d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ㈡　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 a　適用範囲 39（給電指令の実施等）⑸もしくは⑹または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，⑸チにより30分ごとに算定された値といたします。	㈠　契約者に係る給電指令時補給電力料金 a　適用範囲 39（給電指令の実施等）⑷または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が契約者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに適用いたします。 b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，⑸ヌにより30分ごとに算定された値といたします。 d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。 ㈡　発電契約者に係る給電指令時補給電力料金 a　適用範囲 39（給電指令の実施等）⑸もしくは⑹または配電事業者の約款にもとづき配電事業者が発電契約者または配電事業者の約款に定める発電者に対して給電指令等を実施することにより補給される電気を使用されているときに，補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。 b　給電指令時補給電力料金 給電指令時補給電力料金は，ｃに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にｄの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその１月の合計といたします。 c　給電指令時補給電力量 給電指令時補給電力量は，給電指令等の間，⑸チにより30分ごとに算定された値といたします。

d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑸により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。	d　給電指令時補給電力料金単価 給電指令時補給電力料金単価は，託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。ただし，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，ノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したときは，39（給電指令の実施等）⑸により補給される電気を使用されているときの翌日取引を行なうための卸電力取引市場における30分ごとの売買取引の価格（売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限ります。）に消費税等相当額を加えた金額とし，当社が30分ごとに設定するものといたします。また，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等またはファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については，当該契約によるものといたします。
⑸　電力および電力量の算定	⑸　電力および電力量の算定
イ　発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑶にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。	イ　発電量調整受電計画電力 発電量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑶にかかわらず，ロの発電量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。
ロ　発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑷ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑴のとおりといたします。	ロ　発電量調整受電計画電力量 発電量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑷ロにかかわらず，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）において当社および配電事業者が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値（受電地点〔配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし，別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑴のとおりといたします。

ハ　接続対象計画電力 　接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑾にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 ニ　接続対象計画電力量 　接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑿にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑵のとおりといたします。 ホ　需要抑制量調整受電計画電力 　需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）⒂にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量 　需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⒃にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑶のとおりといたします。	ハ　接続対象計画電力 　接続対象計画電力は，31（電力および電力量の算定）⑾にかかわらず，ニの接続対象計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 ニ　接続対象計画電力量 　接続対象計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⑿にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点〔配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。〕が複数ある場合はその合計といたします。）で，契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし，別表９（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑵のとおりといたします。 ホ　需要抑制量調整受電計画電力 　需要抑制量調整受電計画電力は，31（電力および電力量の算定）⒂にかかわらず，への需要抑制量調整受電計画電力量の値を２倍した値とし，30分ごとに算定いたします。 ヘ　需要抑制量調整受電計画電力量 　需要抑制量調整受電計画電力量は，31（電力および電力量の算定）⒃にかかわらず，当社および配電事業者が需要抑制契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごとに，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし，別表11（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は，別表７（発電量調整受電計画電力量，接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）⑶のとおりといたします。

ト　ベースライン 　ベースラインは，31（電力および電力量の算定）⑰にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，1接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。	ト　ベースライン 　ベースラインは，31（電力および電力量の算定）⑰にかかわらず，需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行なわない場合の需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る供給地点で計量される接続供給電力量（配電事業者の約款に定める接続供給電力量を含みます。）を損失率で修正した電力量の計画値で，需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスごとといたします。また，配電事業者の約款に定める需要場所に複数の接続送電サービス等が適用されている場合は，1接続送電サービス等ごとといたします。）に，需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。
チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量 　発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）~~⑱~~ロにかかわらず，次の(イ)，(ロ)および(ハ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。 (イ)　30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 ~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量~~ (ロ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 ~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量~~	チ　発電量調整受電計画差対応補給電力量 　発電量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）⑳ロにかかわらず，次の(イ)，(ロ)および(ハ)によって算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。 (イ)　30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (ロ)　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合	a　当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施した場合
b　39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。	b　39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施したとき。
c　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。	c　39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等（配電事業者の約款に定める発電量調整供給に係る発電設備等を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。
d　39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。	d　39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施したとき。
㈠　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。	㈠　次の場合で，当社または配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量は，30分ごとに，次により算定された値といたします。
a　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合	a　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合
(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。	(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量~~ (b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 ~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量~~	発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合 39（給電指令の実施等）(2)ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量 －39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量 －発電量調整受電電力量

b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量~~

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等による出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等による出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量~~

b　当社または配電事業者がファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等による出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等による出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量~~

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量 － 発電量調整受電電力量~~

c　当社または配電事業者がノンファーム電源（配電事業者の約款に定めるノンファーム電源を含みます。）であり，かつ，当社または配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社または配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して，39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵トの場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量

(b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵トによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

d　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合

(a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，

e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 ~~発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝ 発電量調整受電計画電力量 － 発電量調整受電電力量~~ (b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。	e　当社または配電事業者が39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトの場合の給電指令等，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合の給電指令等および39（給電指令の実施等）⑵への場合の給電指令等により，同時に出力の抑制を実施した場合 (a)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給および39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。 発電量調整受電計画差対応補給電力量 ＝発電量調整受電計画電力量－発電量調整受電電力量 (b)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）と一致または上回り，かつ，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値を下回る場合 39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵への出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，零といたします。

~~発電量調整受電計画差対応補給電力量~~
~~＝発電量調整受電計画電力量~~
~~－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量~~
~~－発電量調整受電電力量~~

(c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

~~発電量調整受電計画差対応補給電力量~~
~~＝発電量調整受電計画電力量~~
~~－39（給電指令の実施等）(2)ホによる出力抑制対象電力量~~
~~－39（給電指令の実施等）(2)へによる出力抑制対象電力量~~
~~－発電量調整受電電力量~~

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

(c)　発電量調整受電計画電力量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）に39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）を加えた値と一致または上回る場合

39（給電指令の実施等）⑵ホによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵へによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量（配電事業者の約款に定める出力の抑制に係る電力量を含みます。）とし，39（給電指令の実施等）⑵イ，ロ，ハまたはトによって出力の抑制を実施した場合の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量は，次の式により算定された値といたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力量
＝発電量調整受電計画電力量
－39（給電指令の実施等）⑵ホによる出力抑制対象電力量
－39（給電指令の実施等）⑵へによる出力抑制対象電力量
－発電量調整受電電力量

リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）~~(19)~~ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。 ~~発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝ 発電量調整受電電力量 － 発電量調整受電計画電力量~~	リ　発電量調整受電計画差対応余剰電力量 発電量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(21)ロにかかわらず，30分ごとに，受電地点（配電事業者の約款に定める受電地点を含みます。）で計量された電力量の合計がその30分における発電量調整受電計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値とし，発電バランシンググループごとに算定いたします。ただし，当社もしくは配電事業者が指定する要件を有する発電設備等であって別途当社もしくは配電事業者と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なった場合，39（給電指令の実施等）⑵イの場合で，原則として30分ごとの実需給の開始時刻の１時間前以降に発電量調整供給に係る発電設備等に対してＮ－１電制（配電事業者の約款に定めるＮ－１電制を含みます。）を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったとき，39（給電指令の実施等）⑵ホの場合で，発電量調整供給に係る発電設備等に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときまたは39（給電指令の実施等）⑵への場合で，ファーム電源（配電事業者の約款に定めるファーム電源を含みます。）に対して出力の抑制を実施し，当社もしくは配電事業者が給電指令時補給を行なったときは，発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当該発電設備等の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合，当該発電設備等の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当該受電地点のみによる発電バランシンググループが設定されているとみなし，その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は，チによるものといたします。 発電量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝発電量調整受電電力量－発電量調整受電計画電力量

ヌ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）~~(20)~~にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 ~~接続対象計画差対応補給電力量 ＝ 接続対象電力量 － 接続対象計画電力量~~	ヌ　接続対象計画差対応補給電力量 接続対象計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）(22)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応補給電力量 ＝接続対象電力量－接続対象計画電力量
ル　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）~~(21)~~にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 ~~接続対象計画差対応余剰電力量 ＝ 接続対象計画電力量 － 接続対象電力量~~	ル　接続対象計画差対応余剰電力量 接続対象計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(23)にかかわらず，30分ごとの接続対象電力量（配電事業者の約款に定める接続対象電力量を含みます。）がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に，30分ごとに，次の式により算定された値といたします。ただし，接続対象計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）(8)にかかわらず，当該供給地点（配電事業者の約款に定める供給地点を含みます。）で計量された30分ごとの電力量に当社または配電事業者が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を，当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし，接続対象電力量を算定いたします。 接続対象計画差対応余剰電力量 ＝接続対象計画電力量－接続対象電力量

ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）~~(22)~~にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

~~需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量~~ ＝ ~~需要抑制量調整受電計画電力量~~ － ~~需要抑制量調整受電電力量~~

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）⑭ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときは，次のとおりといたします。

~~需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量~~ ＝ 需要抑制量調整受電計画電力量 ＋ $\dfrac{\text{接続供給電力量}}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$ － ベースライン

ヲ　需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は，31（電力および電力量の算定）⑵④にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑭イまたはロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインを上回るとき，またはベースラインを下回り，かつ，ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量－需要抑制量調整受電電力量

ただし，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として31（電力および電力量の算定）⑭ロを適用し，かつ，配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電計画電力量を上限としない算定方法を適用している場合で，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が零となるときは，次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

＝需要抑制量調整受電計画電力量 ＋ $\dfrac{\text{接続供給電力量}}{1-\text{損失率（32〔損失率〕に定める損失率といたします。）}}$ － ベースライン

ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）~~(22)~~にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑭ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 ~~需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量~~ ＝ ~~需要抑制量調整受電電力量~~ － ~~需要抑制量調整受電計画電力量~~	ワ　需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は，31（電力および電力量の算定）(25)にかかわらず，30分ごとの需要抑制量調整受電電力量（配電事業者の約款に定める需要抑制量調整受電電力量を含みます。）がその30分における需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に，需要抑制バランシンググループごとに，30分ごとに，次の式により算定された値の合計といたします。ただし，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上，当社または配電事業者が調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は，31（電力および電力量の算定）⑭ロにかかわらず，当該需要場所（配電事業者の約款に定める需要場所を含みます。）に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が，ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは，当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量 ＝需要抑制量調整受電電力量－需要抑制量調整受電計画電力量

14　系統連系受電サービス等についての特別措置	14　系統連系受電サービス等についての特別措置
⑵　⑴の場合で，特定契約または一時調達契約に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。 なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。 また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。	⑵　⑴の場合で，特定契約または一時調達契約等に係る電力受給に関する契約における金銭債務が当該契約における金銭債務の支払期日を経過してなお支払われず，当該契約を解約したときは，受電地点において同一計量する発電量調整供給に係る発電契約者または発電者からの申出がない場合であっても，系統連系受電契約は消滅するものとし，また，すべての発電契約者の発電量調整供給契約を変更していただくものといたします。 なお，この場合には，当社は，その旨を発電契約者または発電者に通知いたします。 また，発電契約者と同一の者である発電者の場合は，当該発電契約者との発電量調整供給契約は変更され，または消滅するものといたします。
⑶　発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，⑴イ㈠または㈡〔⑴イ㈠に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。	⑶　発電場所における発電出力（発電設備等の定格発電出力〔太陽光発電設備の場合は，太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし，パワーコンディショナーを複数台設置している場合は，各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値といたします。〕をいいます。また，複数の発電設備等を使用する発電場所の場合は，当該複数の発電設備等の定格発電出力の合計値といたします。）または同時最大受電電力が10キロワット未満（発電場所が，⑴イ㈠または㈡〔⑴イ㈠に該当する場合に限ります。〕に該当する場合は，当社が無償で受電している電気以外の電気を発電または放電している発電設備等に係る発電出力または同時最大受電電力が10キロワット未満のときといたします。）の場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。
イ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型等計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。 22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金は申し受けません。	イ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10未満のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型等計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット未満のとき。 22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金は申し受けません。

ロ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型等計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。	ロ　低圧で受電する場合で，その１月の受電地点で計量された30分ごとの発電量調整受電電力量の最大値を２倍した値が10以上のとき，または高圧もしくは特別高圧で受電する場合で，その１月の受電地点で記録型等計量器により計量された30分ごとの連系電力（最小位までといたします。）の最大値が10キロワット以上のとき。
㈠　22（系統連系受電サービス）⑵イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。	㈠　22（系統連系受電サービス）⑵イまたはロにおける系統連系受電課金対象電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。
㈡　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力が10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。	㈡　発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合または発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）が10キロワット未満の場合は，次のとおりといたします。
a　41（契約超過金）⑵イ㈠またはロ㈠における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。	a　41（契約超過金）⑵イ㈠またはロ㈠における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを同時最大受電電力とみなします。
b　41（契約超過金）⑵イ㈡またはロ㈡における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。	b　41（契約超過金）⑵イ㈡またはロ㈡における契約超過受電電力の算定上，10キロワットを接続送電サービス契約電力とみなします。
⑷　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。	⑷　契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備または再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備において，イに定める適用範囲に該当する場合の料金および必要となるその他の供給条件は，当分の間，次のとおりといたします。
イ　適用範囲 原則として，2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。	イ　適用範囲 原則として，2024年３月31日までに再生可能エネルギー特別措置法第９条第４項に定める認定を受け，または，再生可能エネルギー特別措置法第７条にもとづいて落札された発電設備に適用いたします。
ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金は申し受けません。	ロ　系統連系受電サービス料金等 22（系統連系受電サービス）⑶に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）⑵に定める契約超過金は申し受けません。

なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(イ)，(ロ)または(ハ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。	なお，発電場所において，イ以外の発電設備等（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）が混在する場合またはイの発電設備が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，(イ)，(ロ)または(ハ)により，イ以外の部分に係る系統連系受電課金対象電力，系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量または契約超過受電電力を定め，系統連系受電サービス料金および契約超過金を申し受けます。
(イ)　系統連系受電課金対象電力	(イ)　系統連系受電課金対象電力
a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。	a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。
なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。	なお，あん分に必要となる発電出力は，契約者または発電契約者から当社へ通知していただきます。
b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。	b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合 系統連系受電課金対象電力は，同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値から，発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合の系統連系受電課金対象電力は，零といたします。
なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。	なお，認定バイオマス比率は，発電量調整供給契約の申込みに際して契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。 また，認定バイオマス比率を変更する場合は，すみやかに変更後の認定バイオマス比率を契約者または発電契約者から当社に通知していただきます。

ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。	ただし，認定バイオマス比率を用いることが困難な場合は，附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(8)イに定める当該バイオマス発電設備のバイオマス比率等を基準として，契約者，発電契約者または発電者と当社との協議によって定めた比率といたします。
(ロ)　発電量調整受電電力量	(ロ)　発電量調整受電電力量
a　イの発電設備が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則３(発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕)(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。	a　イの発電設備が，契約者が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハもしくは(8)イに準じて算定いたします。
b　イの発電設備が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。 なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。	b　イの発電設備が，再生可能エネルギー特別措置法第２条の２第１項に定める市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する事業に係る発電設備の場合 イ以外の発電設備等に係る発電量調整受電電力量について，30（計量）(1)ただし書または附則３（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(7)ハに準じて算定いたします。ただし，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合は，発電量調整受電電力量から発電量調整受電電力量に当該バイオマス発電設備のバイオマス比率を乗じてえた値を差し引いた値にもとづき，算定いたします。 なお，バイオマス比率は，算定後すみやかに発電契約者または発電者から当社に通知していただきます。この場合，当社は，必要に応じて，バイオマス比率の算定根拠に関する文書を発電契約者または発電者から提出していただきます。
(ハ)　契約超過受電電力	(ハ)　契約超過受電電力
a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合	a　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備以外の場合 (a)　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。	契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から同時最大受電電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。
⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を下回る場合	⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合
契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を発電出力等の比であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を発電出力等の比であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合	b　イの発電設備が，化石燃料を混焼するバイオマス発電設備の場合
⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合	⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を上回る場合または発電設備等に係る供給地点において電灯定額接続送電サービスが適用されている場合
契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。	契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から同時最大受電電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。
⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力を下回る場合	⑹　同時最大受電電力が発電設備等に係る供給地点の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を下回る場合

契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。	契約超過受電電力は，その１月の最大連系電力等を認定バイオマス比率であん分してえた値から発電設備等に係る供給地点のその１月の接続送電サービス契約電力（発電設備等に係る供給地点において当社が分割接続供給を行なう場合は，１接続送電サービスを適用した場合のその１月の接続送電サービス契約電力といたします。）を認定バイオマス比率であん分してえた値を差し引いた値といたします。ただし，差し引いた値が零を下回る場合は，契約超過金を申し受けません。
(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合は，次のとおりといたします。	(5)　揚水発電設備等が設置された受電地点において，揚水発電設備等により発電量調整供給に係る電気を発電または放電する場合，当該発電量調整供給に係る電気の電力量については，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けません。ただし，発電設備（当社が特定契約を締結する再生可能エネルギー発電設備を除きます。）に揚水発電設備等が併設されている場合は，次のとおりといたします。
イ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当する場合 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けません。	イ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当する場合 22（系統連系受電サービス）(3)に定める系統連系受電サービス料金および41（契約超過金）(2)に定める契約超過金を申し受けません。
ロ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しない場合 発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。	ロ　発電設備が(4)イに定める適用範囲に該当しない場合 発電契約者または発電者と当社との協議によりあらかじめ定めた方法によって系統連系受電サービスに係る発電量調整受電電力量を算定し，22（系統連系受電サービス）(3)ロに定める電力量料金を申し受けます。
(6)　発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。	(6)　発電設備等に係る供給地点において最終保障供給約款にもとづく電気の需給契約（以下「当社との電気の需給契約」といいます。）を締結している場合は，次のとおりといたします。
イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。	イ　18（料金）(3)ロにおいて，当社との電気の需給契約における料金の支払義務発生日を供給側料金算定日とみなします。
ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなします。	ロ　22（系統連系受電サービス）(2)における系統連系受電課金対象電力または41（契約超過金）(2)における契約超過受電電力の算定上，当社との電気の需給契約における契約電力を接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力とみなします。
ハ　39（給電指令の実施等）(7)において，当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。	ハ　39（給電指令の実施等）(7)において，当社との電気の需給契約を結んだ者を需要者とみなします。

ニ　53（契約の廃止）~~(4)~~または55（解約等）~~(5)~~において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。	ニ　53（契約の廃止）(5)または55（解約等）(6)において，当社との電気の需給契約を接続供給契約とみなします。
15　2025年３月31日までの給電指令の実施等についての特別措置	**15　2025年３月31日までの給電指令の実施等についての特別措置**
(1)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハ，トまたは(3)によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合は，その部分については割引いたしません。	(1)　当社は，39（給電指令の実施等）(2)イ，ロ，ハ，トまたは(3)によって，需要者の電気の使用を制限し，または中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因が契約者，発電契約者，発電者または需要者の責めとなる理由による場合は，その部分については割引いたしません。
イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。	イ　低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。
(イ)　割引の対象	(イ)　割引の対象
電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の19（接続送電サービス）または20（臨時接続送電サービス）の基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホまたは~~へ~~の場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。	電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし，電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし，その他については当該供給地点の19（接続送電サービス）または20（臨時接続送電サービス）の基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，へまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。
(ロ)　割引率	(ロ)　割引率
１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。	１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。
(ハ)　制限または中止延べ日数の計算	(ハ)　制限または中止延べ日数の計算
延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。	延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。
ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合	ロ　高圧で供給する場合で，接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合
(イ)　割引の対象	(イ)　割引の対象
当該供給地点の力率割引または割増し後の19（接続送電サービス）または20（臨時接続送電サービス）の基本料金といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホまたは~~へ~~の場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。	当該供給地点の力率割引または割増し後の19（接続送電サービス）または20（臨時接続送電サービス）の基本料金といたします。ただし，33（料金の算定）(1)イ，ロ，ニ，ホ，へまたはリの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

㈡　割引率 １月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。 ㈢　制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。 （算　　式） a　接続供給電力を制限した場合 H’＝　H×（D－d）／D H’＝　修正時間 H　＝　制限時間 D　＝　当該供給地点の接続送電サービス契約電力または 臨時接続送電サービス契約電力 d　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値 b　接続供給電力量を制限した場合 H’＝　H×（A－B）／A H’＝　修正時間 H　＝　制限時間 A　＝　制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量 （需要者の平常操業時の接続供給電力量の実績等にもとづき算定される推定接続供給電力量といたします。） B　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量 c　接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については，aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。	㈡　割引率 １月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。 ㈢　制限または中止延べ時間数の計算 延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。 なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。 （算　　式） a　接続供給電力を制限した場合 H’＝　H×（D－d）／D H’＝　修正時間 H　＝　制限時間 D　＝　当該供給地点の接続送電サービス契約電力または 臨時接続送電サービス契約電力 d　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値 b　接続供給電力量を制限した場合 H’＝　H×（A－B）／A H’＝　修正時間 H　＝　制限時間 A　＝　制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量 （需要者の平常操業時の接続供給電力量の実績等にもとづき算定される推定接続供給電力量といたします。） B　＝　制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量 c　接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については，aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

⑵　⑴による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。 　なお，契約者と当社との協議が整った場合は，需要者に３日前までにお知らせしたことをもって契約者に３日前までにお知らせしたものとみなします。	⑵　⑴による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。 　なお，契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は，双方の契約者と当社との協議といたします。）が整った場合は，需要者に３日前までにお知らせしたことをもって契約者に３日前までにお知らせしたものとみなします。
~~16　料金についての切替措置~~ ~~2024年４月１日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，当社は，33（料金の算定）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。~~ ~~なお，接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の電力量料金は，料金の算定期間における2024年４月１日の前後それぞれの期間の接続供給電力量により算定いたします。~~	

旧	新
別　　表	別　　表
2　系統設備効率化割引の対象変電所等	2　系統設備効率化割引の対象変電所等
⑵　系統設備効率化割引の割引区分の適用	⑵　系統設備効率化割引の割引区分の適用
イ　(1)の割引区分は，10（契約の成立および契約期間）(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。 なお，連系変電所等については，原則として2028年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。 ~~また，2024年３月31日までに発電量調整供給契約を締結している発電場所については，原則としてこの約款の実施期日までに当社が選定し，発電者にお知らせした連系変電所等により適用いたします。~~	イ　(1)の割引区分は，10（契約の成立および契約期間）(1)により系統連系受電契約が成立したときの連系変電所等により適用いたします。 なお，連系変電所等については，原則として2028年４月１日に見直しを行なうものとし，当該見直し後は原則として５年ごとに見直しを行なうものといたします。
ロ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。	ロ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に利用する変電所等に変更があった場合であっても，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間に適用される割引区分は継続されるものといたします。
ハ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，(1)の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。	ハ　(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直し後に発電量調整供給を開始した場合であっても，(1)の割引区分は，イにより適用するものといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

旧	新
ニ　2024年４月１日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は，その次の(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間１回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。	ニ　2024年４月１日以降，受電地点を新たに設定する発電場所（発電設備等を新たに使用する場合に限ります。）または同一地点で発電設備等のすべての変更を行なう発電場所について，発電量調整供給の開始または変更以降，(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しを行なった場合における見直し後に適用する割引区分は，その次の(1)に定める系統設備効率化割引の対象変電所等および系統設備効率化割引単価の見直しまでの間１回に限り，次のとおりといたします。ただし，適用される22（系統連系受電サービス）(3)ハ(ロ)の系統設備効率化割引単価は見直し後のものといたします。

見直し前の割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－１	Ａ－１，Ａ－２，Ａ－３ または割引対象外	Ａ－１
Ａ－２	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２，Ａ－３ または割引対象外	Ａ－２
Ａ－３	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２	Ａ－２
	Ａ－３または割引対象外	Ａ－３
Ｂ－１	Ｂ－１，Ｂ－２ または割引対象外	Ｂ－１
Ｂ－２	Ｂ－１	Ｂ－１
	Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－２

見直し前の割引区分	見直し後の割引区分	適用される割引区分
Ａ－１	Ａ－１，Ａ－２，Ａ－３ または割引対象外	Ａ－１
Ａ－２	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２，Ａ－３ または割引対象外	Ａ－２
Ａ－３	Ａ－１	Ａ－１
	Ａ－２	Ａ－２
	Ａ－３または割引対象外	Ａ－３
Ｂ－１	Ｂ－１，Ｂ－２ または割引対象外	Ｂ－１
Ｂ－２	Ｂ－１	Ｂ－１
	Ｂ－２または割引対象外	Ｂ－２

旧	新
系統連系技術要件 〔託送供給等約款別冊〕 2024 年 ~~4~~ 月 1 日 実施 関西電力送配電株式会社	系統連系技術要件 〔託送供給等約款別冊〕 2024 年 10 月 1 日 実施 関西電力送配電株式会社

３　工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

工事に関する費用の負担に関する算出の根拠および決定の方法に関する説明書

分割接続供給の場合の工事費負担金の算出につきましては，第 76 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2024 年６月 17 日開催）において，2024 年 10 月初旬から分割供給を導入する整理がなされたことを踏まえ，通常の工事費負担金の算定方法に準じて算定することとし，双方の契約者と当社との協議のうえ，一方または双方の契約者から工事費負担金を申し受けることを反映いたしました。

また，分割接続供給の場合の工事費負担金の算定上，１供給地点につき，１接続送電サービスを適用した場合の接続送電サービス契約電力を接続送電サービス契約電力とみなすことを反映いたしました。